

## 第3編 地震・津波応急対策計画

- 第1章 応急活動体制
- 第2章 情報の収集・伝達、災害警戒
- 第3章 災害時の広報
- 第4章 相互協力・応援要請
- 第5章 災害救助法の適用
- 第6章 避難対策
- 第7章 要配慮者対策
- 第8章 消防・救急・救助活動
- 第9章 災害時の医療救護
- 第10章 交通管制
- 第11章 緊急輸送対策
- 第12章 生活救援対策
- 第13章 災害時における「住」対策
- 第14章 災害時の環境・衛生対策
- 第15章 応急教育・応急保育
- 第16章 災害時の警備対策
- 第17章 ライフラインの応急対策
- 第18章 都市公共施設の応急対策
- 第19章 農水産物対策
- 第20章 道路災害対策
- 第21章 危険物等対策
- 第22章 在港船舶対策



## 第1章 応急活動体制

項目	初動	応急	復旧	担当 ( <span style="border: 1px solid black;">文字</span> は主担当、斜字は副担当)
第1節 配備体制	●			<span style="border: 1px solid black;">総務総括班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">人事班</span> 、各担当班
第2節 災害警戒本部設置	●			<span style="border: 1px solid black;">総務総括班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">秘書広報班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">平和交流・男 女参画班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">人事班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">管財班</span> 、各担当班
第3節 災害対策本部設置	●			<span style="border: 1px solid black;">総務総括班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">秘書広報班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">平和交流・男 女参画班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">人事班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">管財班</span> 、各担当班
第4節 職員の配備・配置	●			<span style="border: 1px solid black;">総務総括班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">秘書広報班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">平和交流・男 女参画班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">人事班</span> 、各担当班

第1節 配備体制（担当：総務総括班、人事班、各担当班）

### 第1 配備要員

#### 1 配備要員の招集及び配備の解除

市長は、災害が発生した場合もしくは災害が予想される場合には、その発生した災害の規模、または予想される災害の規模、種類、発生時間等に応じて必要な防災体制をとるために配備要員を招集する。

また、災害の発生、もしくは災害の発生するおそれなくなったと認めるときは、配備を解除する。

#### 2 配備要員

配備要員は、本市に常時勤務する職員及び市長が定めるその他の職員とする。市長事務部局の職員以外の職員に対しては、それぞれの任命権者が招集したものとみなす。

### 第2 自主参集・自動配備

災害が発生し、または発生が予想される場合で、当該災害が次の参集、配備基準に定める事項に該当することを知ったとき、または推定されるときは、配備指令を待つことなく自主的に参集する。また、交通の途絶、職員または職員の家族等の被災等により、職員の参集が困難な場合は、所属課（班）長へ連絡してその指示を受ける。

なお、災害対策本部設置の正式決定は市長が行い、その後直ちに通知公表する（本章「第3節 災害対策本部設置」参照）。

また、配備の正式決定は、本部長または各部長が行い、その後直ちに班長を経由して配備要員を招集する（本章「第4節 職員の配備・配置」参照）。

【配備体制の基準】

本部設置	配備体制	自動配備基準		主な活動	配備要員
		震度・警報等	警戒、被害のめやす		
警戒本部	警戒配備	津波注意報または震度4	(1) 警報切替に備え、警戒が必要になったとき (2) 情報収集が必要になったとき (3) 局所的に軽微な被害が発生したとき	①情報連絡 ②水辺からの退避呼びかけ ③海岸部の避難誘導 ④被害状況の把握 ⑤県への報告	警戒配備要員
災害対策本部	第1配備	津波警報または震度5弱	(1) 津波浸水や土砂崩れの警戒が必要になったとき (2) 局所的に物的被害が発生したとき	①情報連絡 ②被害状況の把握 ③災害の警戒 ④応急復旧	第1配備職員 〔課(室)長〕
	第2配備	大津波警報または震度5強	(1) 各所で物的被害が発生したとき (2) 避難所開設が必要になったとき (3) 人的被害が発生したとき	①情報連絡 ②被害状況の把握 ③県・消防庁への報告 ④被災者・避難者の救出、救護、救援 ⑤応急復旧	第2配備職員 〔職員の半数〕
	第3配備	震度6弱以上	広範囲に激甚な災害が発生したとき	全活動	第3配備職員 〔全職員〕 関係職員

※関係職員は、会計年度任用職員とする。

※各部に配置されている保健師は、本部員等を除き、原則として地域災害医療本部に集約配置する。

【資料編】3-5 気象庁震度階級関連解説表

第3 参集職員の行動

参集職員は、次の事項を踏まえて行動する。

【災害時の留意事項】

<p>○災害のため緊急に登庁する際は、作業等に適する服装を着用し、特に指示があった場合は、食料1日分、水筒、着替え、ラジオ、懐中電灯を携行する。</p> <p>○参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、救出・救助活動、避難者支援等が必要な場合は、参集場所の責任者へ連絡してその指示を受けるとともに、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。</p>
---

第4 参集場所

参集職員は、原則として所属の勤務場所、またはあらかじめ指定された配置場所に参集するが、それが不可能な場合は次のように対処する（配置場所については、本章「第4節 職員の配備・配置」参照）。

状 況	対 処
災害の状況により勤務場所（指定の参集場所）への登庁が不可能な場合	最寄りの市の施設に参集し、人事班の指示があるまでは、その施設の責任者の指示に基づいて災害対策に従事する。
病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合	なんらかの手段をもってその旨を所属の長もしくは最寄りの市の施設へ連絡する。

## 第2節 災害警戒本部設置

（担当：総務総括班、秘書広報班、平和交流・男女参画班、人事班、管財班、各担当班）

### 第1 本部設置・配置決定

総務部長は、災害が発生し、または発生する場合において、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らないときは、自らを本部長とする警戒本部を市役所本庁舎に設置する。

#### 【警戒本部の設置基準】

- 市域に津波注意報または震度4の地震が発生したとき。
- 警報切替に備え、警戒が必要になったとき。
- 情報収集が必要になったとき。
- 局所的に軽微な被害が発生したとき。

### 第2 組織・運営

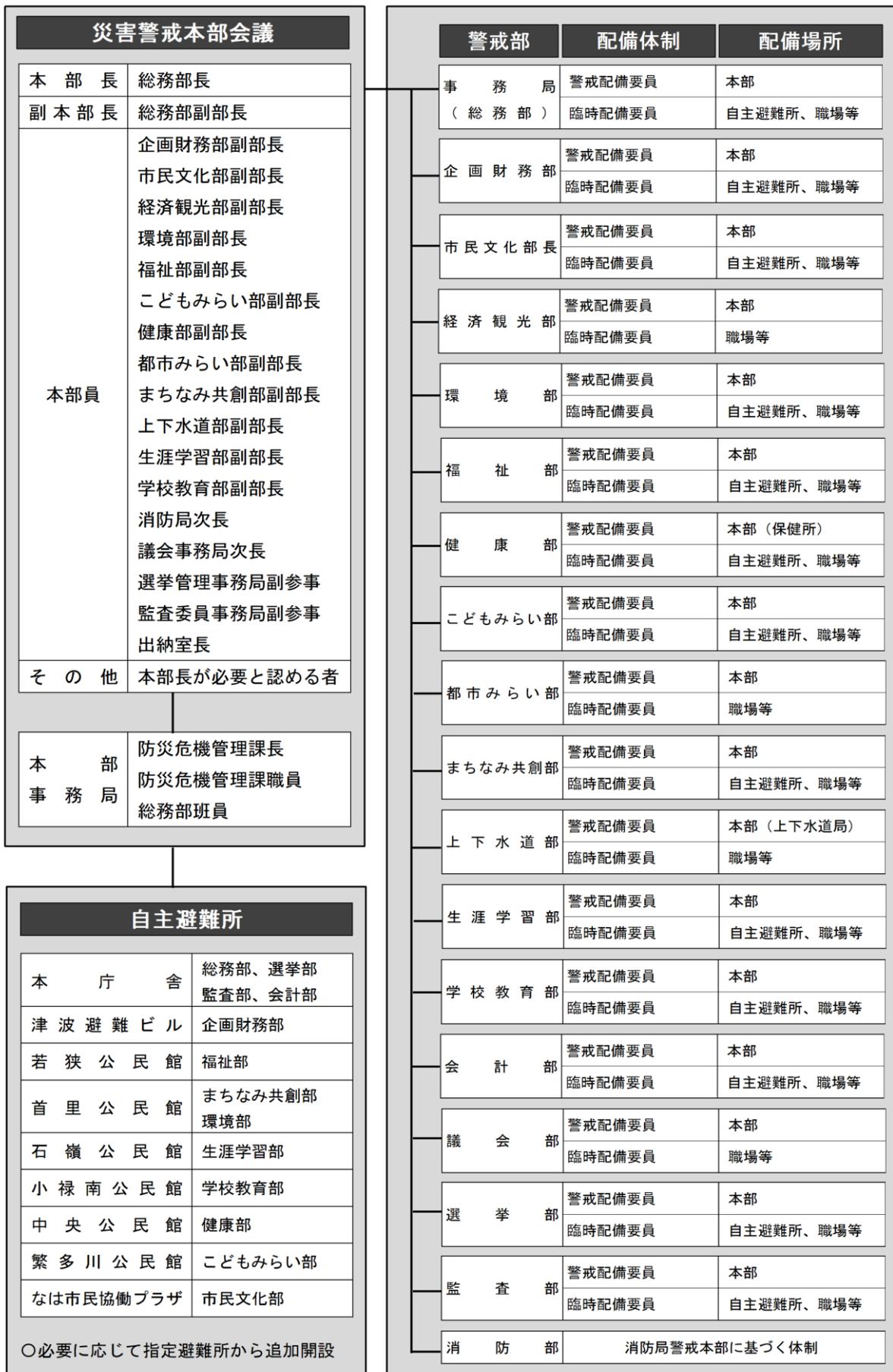
#### 1 組織

警戒本部には、警戒本部長、副本部長、本部員を除き、必要に応じて各警戒部を設置する。警戒本部長は、本部の事務を総括し、本部員その他の職員を指揮監督する。

副本部長は、警戒本部長を補佐し、警戒本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

本部員は、警戒本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事し、部の事務を掌理するとともに、部職員を指揮監督する。

【災害警戒本部組織図】



## 2 警戒本部会議の開催

警戒本部長は、必要に応じて本部会議を開催し、副本部長及び本部員は、指定の会議場所に参集する。本部会議の報告、協議事項は、その都度災害の状況に応じて、本部長もしくは本部員が提議し、災害情報や被害状況、災害予防対策及び応急対策に関する情報共有や基本方針を決定する。

## 3 警戒本部会議の所掌事務

警戒本部の所掌事務は、災害対策本部の所掌事務に準拠し、各種災害予防対策及び応急対策を関係機関等と連携して実施する。

## 第3 配備

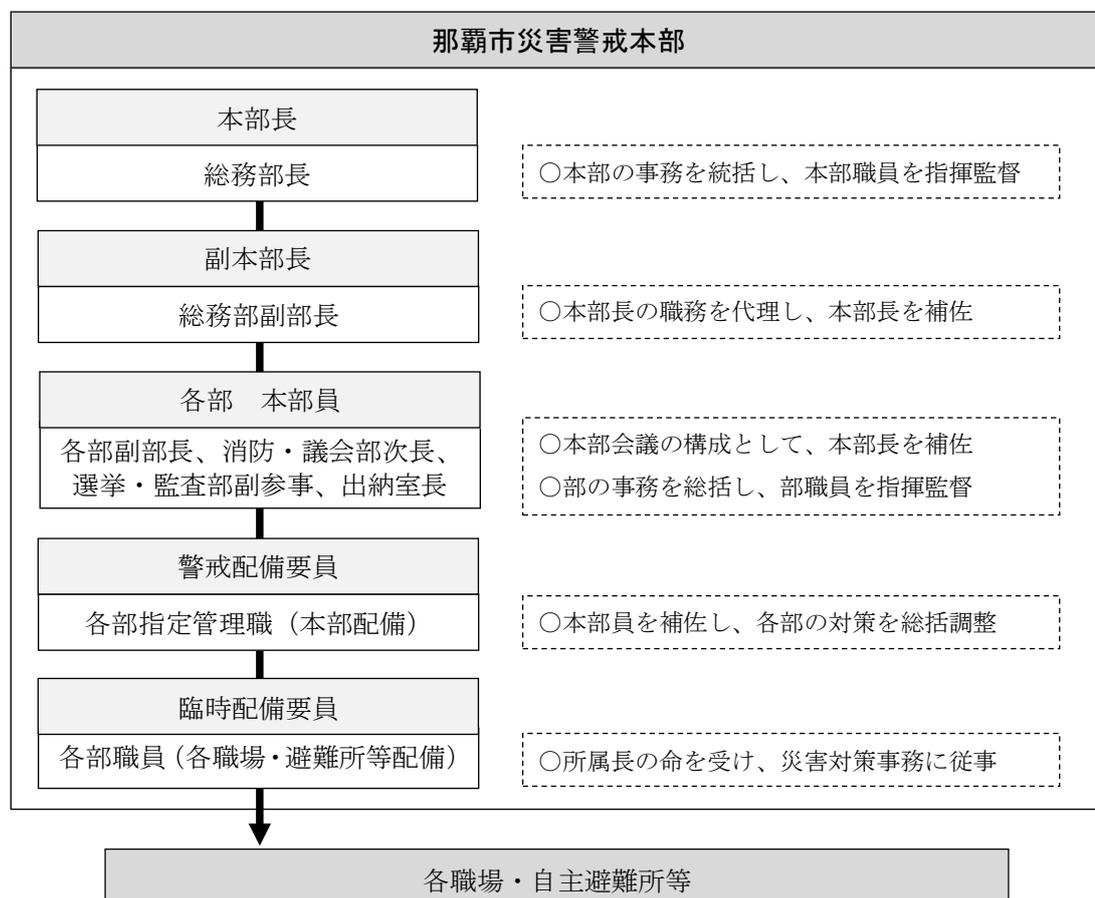
### 1 警戒配備要員

警戒本部長は、警戒本部を設置した場合、災害に応じて必要な警戒配備要員を招集する。防災危機管理課長は、警戒配備要員へ参集するよう連絡し、出勤者名簿を作成する。

また、警戒配備要員は、出張、体調不良及びその他の理由により出勤できないときは、所属部長の許可を得て、他の職員と交代することができる。

### 2 臨時配備要員

警戒態勢強化のため、警戒配備要員以外の職員を配備させる必要があるときは、各部局職員から臨時配備要員を指名し、各職場や自主避難所等に配備する。各自主避難所の開設及び運営について、主事級から主幹級までの職員から臨時配備要員を指名して配備する。



## 第4 活動

警戒本部長は、配備した要員をもって役割分担に応じた警戒活動を迅速かつ的確に実施する。また、消防局と密接に連携し、軽微な災害が発生した場合は協力して応急措置を行う。

なお、警戒本部設置時における被害調査は、防災危機管理課の指示により行う。

## 第5 自主避難所の開設及び運営

警戒本部を設置し、避難情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告等）を発令した場合等においては、あわせて自主避難所の開設を行う。各自主避難所は、あらかじめ割り当てられた部から臨時配備要員を派遣して開設及び運営する。

## 第6 災害対策本部への移行

警戒本部長は、警戒配備から災害対策本部への移行が必要であると認めた場合は、市長に状況を説明し、市長は災害対策本部の設置（警戒本部の解散）と配備を決定する。

## 第7 警戒本部の廃止

警戒本部長は、災害の危険が解消され警戒の必要が無くなったと判断した場合、または応急措置を終了した場合は警戒本部を閉鎖し、警戒配備要員の出動名簿、被害状況、対策活動状況を必要に応じて市長に報告する。また、閉鎖後速やかに防災危機管理課長は、警戒配備要員へその旨を連絡する。

警戒本部廃止後も継続して行う各班の災害対応事務については、平常時の事務分掌に沿って各課へ事務の引継ぎを行う。

### 第3節 災害対策本部設置

（担当：総務総括班、秘書広報班、平和交流・男女参画班、人事班、管財班、各担当班）

#### 第1 設置基準

市長は、次の場合に災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

##### 【本部の設置基準】

- 市域に震度5弱以上の地震が発生したとき。
- 那覇市を含む地域に気象業務法に基づく、津波等の警報が発表された場合で、市長が本部設置の必要があると認めたとき。
- その他市長が本部を設置し、総合的な応急対策を行う必要があると認めたとき。例えば次のような場合がある。
  - ・市役所その他公共機関に地震による大きな被害が報告されたとき。
  - ・市域に災害救助法の適用を要する地震が発生したとき。

#### 第2 設置場所

市長は、次の場所に本部を設置する。また、必要に応じて本部に属する現地災害対策本部、地区連絡所を設置する。

拠点名	設置場所	役割
災害対策本部	市役所本庁舎 ※市役所本庁舎が被災したときは、消防局。消防局も被災した場合は、次のいずれかの施設に設置する。 市民体育館、真和志支所（※真和志庁舎が被災により使用できない場合には、繁多川公民館）、首里支所、小禄支所	災害対策全体の活動拠点
現地災害対策本部	災害現地に近い公共施設等	○災害現地での指揮所 ○関係機関との連絡調整の拠点
地区連絡所	○真和志支所 ※真和志庁舎が被災により使用できない場合には、繁多川公民館に設置する。 ○小禄支所 ○首里支所	○勤務時間外等に大規模な（明らかに第3配備と判断できる）災害が発生し、被災した職員、交通事情等により登庁できない職員の受入れ ○本部、各部・各班と一次参集者の連絡拠点 ○各地域の被害状況の把握 ○地域住民の動向把握、広報活動

### 第3 設置または廃止の決定

#### 1 設置の決定

本部設置の決定は、市長が行う。

市長は、本部設置基準に該当するような災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合で、総合的な応急対策が必要であると認めたときは、本部を設置する。ただし、市長不在の場合は、副市長または政策総括調整監、総務部長が設置の決定を代行する。この場合は、事後速やかに市長の承認を得る。

#### 【市長が不在時の職務代理者（意思決定順位）】

- |     |             |
|-----|-------------|
| 第1位 | 総務部を担当する副市長 |
| 第2位 | 他の副市長       |
| 第3位 | 政策総括調整監     |
| 第4位 | 総務部長        |
| 第5位 | 消防局長        |

また、部長以下の各職員は、本部設置の必要があると判断した時は、次の要領に従って本部設置の要請を行う。

#### 【本部設置要請の要領】

- |   |
|---|
| ○本部組織に基づく本部員にあてられている者（以下「部長等」という。）は、本部を設置する必要があると認めたときは、総務部長を通じ市長に本部の設置を要請する。 |
| ○総務部長は、他の部長等による要請があった場合、またはその他の状況により本部を設置する必要があると認めたときは、市長に本部設置を要請する。         |
| ○総務部長は、非常事態にあつて上記の協議を行う時間のないときは、直ちに本部設置を市長に要請する。                              |

## 2 廃止の決定

本部長は、市の地域について災害が発生する危険が解消したと認めたとき、または災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは本部を廃止する。その決定の経路については、設置の場合に準ずる。

なお、本部廃止後も継続して行う各班の災害対応事務については、平常時の事務分掌に沿って各課へ事務の引継ぎを行う。

## 第4 設置または廃止の通知

本部を設置または廃止した場合は、総務部長は直ちに次の方法により通知する。設置の通知においては、あわせて必要に応じて本部連絡員の派遣を要請する。

### 【報告・通知・公表先等】

報告・通知・公表先	担当者	報告・通知・公表の方法
市役所本庁舎内各部・班	秘書広報課長	庁内放送、イントラネット、庁内電話、口頭その他迅速な方法
支所その他市出先機関	各主管部担当課長	イントラネット、FAX、電話、口頭、その他迅速な方法
県知事、近隣市町村長、県の機関	防災危機管理課長 総務課長	県防災行政無線、FAX、電話、その他迅速な方法
市防災会議委員、消防局消防局長、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関		県防災行政無線、FAX、電話、口頭、その他迅速な方法
那覇・豊見城警察署長、消防団長、公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者		電話、FAX、口頭、その他迅速な方法
九州九都市		電話、FAX、文書
報道機関		電話、FAX、口頭または文書
市民		防災行政無線、市ホームページ、携帯メール、広報車、報道機関への緊急放送依頼による放送、口頭、その他迅速な方法

【資料編】 1-1 那覇市防災会議委員・幹事名簿一覧

1-2 九州地区都市防災連絡協議会加盟各市防災担当連絡先一覧

1-5 那覇市政記者クラブ加盟社一覧

## 第5 組織・運営

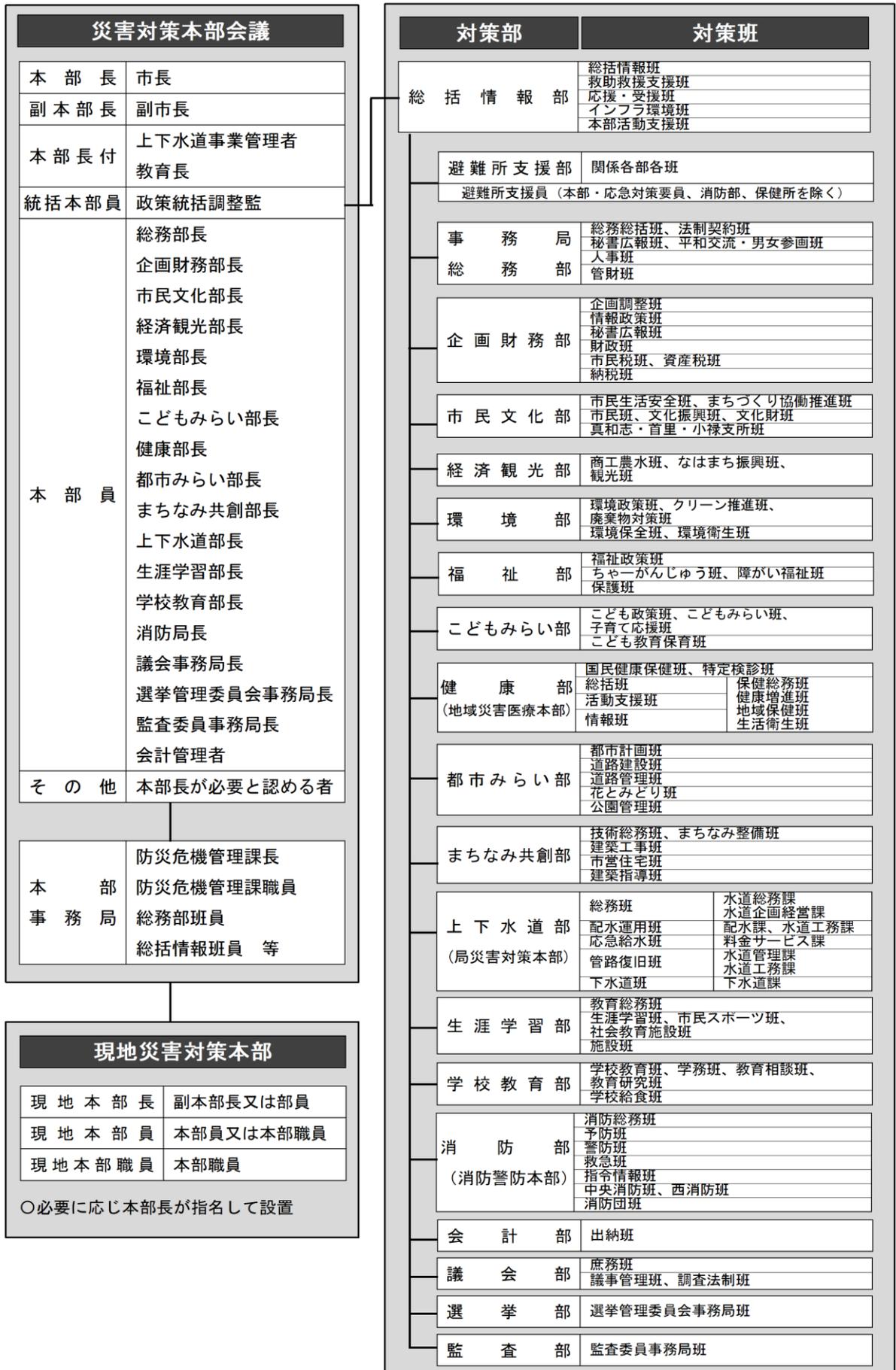
### 1 組織

本部の組織及び運営は、那覇市災害対策本部条例の定めるところに基づき、次のとおり行う。

また、災害等の規模その他状況に応じ、災害対策本部の特に初動応急期（発災から約3日間）における対策を強力に推進する必要があると本部長が認めた場合には、災害対策本部に全部局体制で構成する「総括情報部」を設置し、迅速かつ的確に初動応急体制を確立するとともに、生命・財産を保護し安全を確保するための主要な応急対策事務を統括する。

総括情報部は、発災後の特に初動期における情報、設備、人員等を最大限に活用し、各々が「初期段階でとるべき緊急措置」と、「時間経過とともに変化する状況に応じた迅速な応急対策に繋げる」ための的確な意思決定と指示、連絡調整を重点的に行う。

(1) 災害対策本部組織図



(2) 災害対策本部の任務

職名 (平常時職名)	主な任務
本部長 (市長)	ア 防災会議、本部会議の議長となること。 イ 避難勧告・避難指示（緊急）、警戒区域の設定を行うこと。 ウ 国、自衛隊、県、防災関係機関、他自治体、市民、事業所、団体への支援協力要請を行うこと。 エ その他本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること。 オ 本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督すること。
副本部長 (総務担当副市長) (その他副市長)	ア 本部長が不在、もしくは事故があるとき、本部長の職務を代理すること。なお、代理する順序は左記のとおりとする。 イ 部間の調整に関すること。
本部員 (組織図参照)	ア 部長として、担当部の職員を指揮監督すること。 イ 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること。 ウ 本部長、副本部長が不在もしくは事故があるとき、本部長、副本部長の職務を代理すること。

(3) 本部会議、事務局等

職名 【設置場所】	主な任務
本部会議 【対策本部設置庁舎】	災害に関する情報を分析し、災害対策本部の基本方針を協議するため、本部長は随時本部会議を招集する。本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長が議長を務める。 なお、本部員に事故がある場合は、当該部の次席責任者または担当班長が代理として出席する。
事務局 【総務総括班】	本部会議の運営を迅速かつ適切に行うため、本部に本部会議の事務局を置く。本部会議事務局は、総務総括班長、同班員及び本部連絡員により構成する。 なお、本部連絡員は、各部長が指名する職員及び防災関係機関が派遣する職員とし、防災関係機関派遣の本部連絡員はアドバイザーとなるとともに、相互の密接な連携、情報交換に努める。
現地災害対策本部 【災害現地に近い 公共施設等】	本部長は、必要があると認めるときは、災害現地に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を置く。現地本部長は副本部長または本部員の中から、現地本部員は本部員または本部職員の中から、現地本部職員は本部職員の中から、それぞれ本部長がその都度指名する。

(4) 総括情報部の構成

班名	構成部	主な事務
総括情報班	総務部 企画財務部 福祉部 会計部	○全般対処事項の総括、本部会議の運営に関する事項 ○各部への本部決定事項及び本部長指示の伝達 ○避難勧告・避難指示（緊急）・警戒区域の設定に関する事項 ○被害・災害情報等の収集及び取りまとめ ○災害緊急広報に関する事項 ○自衛隊への災害派遣要請に関する事項

班名	構成部	主な事務
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害救助法の適用に関する事項</li> <li>○県本部等との連絡及び調整に関する事項</li> <li>○非常通信の確保及び運用に関する事項</li> <li>○本部の財務に関する事項</li> <li>○その他本部長が必要と特に命ずる事項</li> </ul>
救助救援班	総務部 福祉部 こどもみらい部 健康部 市民文化部 生涯学習部 学校教育部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救助救援対策の把握及び連絡調整に関する事項</li> <li>○地域災害医療本部との連絡調整に関する事項</li> <li>○避難所支援部との連絡調整に関する事項</li> <li>○福祉避難所の開設及び緊急移送に関する事項</li> <li>○要配慮者対策の把握及び連絡調整に関する事項</li> <li>○災害ボランティアに関する事項</li> <li>○その他本部長が必要と特に命ずる事項</li> </ul>
応援・受援班	総務部 企画財務部 経済観光部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広域応援要請（国、他自治体等）に関する事項</li> <li>○職員動員及び要員確保に関する事項</li> <li>○食料等物資の調達及び供給に関する事項</li> <li>○物資の提供及び緊急輸送、燃料調達に関する事項</li> <li>○物資集積所の設置及び管理に関する事項</li> <li>○緊急車両確保及び緊急車両通行証の発行に関する事項</li> <li>○その他本部長が必要と特に命ずる事項</li> </ul>
インフラ環境班	都市みらい部 まちなみ共創部 上下水道部 環境部 市民文化部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路、港湾、河川、社会インフラ被害の把握及び応急対策に関する関係機関との連携調整に関する事項</li> <li>○緊急輸送道路の確保及び交通規制に関する事項</li> <li>○応急給水の連絡及び調整に関する事項</li> <li>○応急危険度判定に関する事項</li> <li>○がれき、廃棄物、し尿等の処理に関する事項</li> <li>○遺体の収容及び安置に関する事項</li> <li>○その他本部長が必要と特に命ずる事項</li> </ul>
本部活動支援班	議会部 選挙部 監査部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総括情報部の庶務、各班支援に関する事項</li> <li>○議会との連絡調整に関する事項</li> </ul>

(5) 避難所支援部の構成

避難所支援部では、避難所の開設及び避難状況等の情報収集、避難所で必要とする支援要請に対し、迅速かつ的確な対応に繋げられるよう、避難所と各班等との連絡調整を実施する。

構成部	主な事務
学校教育部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定避難所（学校教育施設）の情報収集及び連絡調整</li> <li>○その他部内の各班との連絡調整</li> </ul>
生涯学習部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定避難所（社会教育施設）の情報収集及び連絡調整</li> <li>○その他部内の各班との連絡調整</li> </ul>
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広域応援（国、県、他自治体）に関する連絡調整</li> <li>○避難所における不足要員の連絡調整</li> <li>○その他部内の各班との連絡調整</li> </ul>
企画財務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害救援物資及び要員の輸送に関する連絡調整</li> <li>○食料、物資等の輸送に関する連絡調整</li> <li>○その他部内の各班との連絡調整</li> </ul>

構成部	主な事務
市民文化部	○指定避難所（学校・教育施設、こども園以外）の情報収集及び連絡調整 ○避難所における市民相談に関する連絡調整 ○避難所への災害情報等の連絡 ○その他部内の各班との連絡調整
経済観光部	○食料等物資の調達及び供給に関する連絡調整 ○観光客・帰宅困難者に関する連絡調整 ○その他部内の各班との連絡調整
環境部	○仮設トイレの設置に関する連絡調整 ○災害廃棄物、し尿の収集及び処理に関する連絡調整 ○避難所の防疫活動に関する連絡調整 ○その他部内の各班との連絡調整
福祉部	○福祉避難所の情報収集及び連絡調整 ○要配慮者（高齢者・障がい者等）に関する連絡調整 ○一般ボランティア要請に対する連絡調整 ○その他部内の各班との連絡調整
健康部 （保健所を除く）	○地域災害医療本部（保健所）との連絡調整 ○専門ボランティア要請に対する連絡調整 ○食品及び生活衛生に関する連絡調整 ○その他部内の各班との連絡調整
こどもみらい部	○指定避難所（こども園等）の情報収集及び連絡調整 ○要配慮者（乳幼児・妊産婦等）に関する連絡調整 ○その他部内の各班との連絡調整
支援部 （議会部・選挙部・監査部）	○各部の支援

(6) 各部の班編成及び事務分掌

災害対策活動を行う部内各班は、平常時の組織をもとに構成される。各部の副部長と各班の班長は、次の任務を遂行する。

職名	主な任務
副部長	ア 本部連絡員及び部内各班長との連絡調整に関すること。 イ 部内職員の招集、配備の取りまとめに関すること。 ウ 所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報の取りまとめに関すること。 エ 所管施設の災害予防（避難を含む。）、応急及び災害復旧対策の取りまとめに関すること。 オ 関係機関との連絡調整に関すること。
各班長	ア 班内職員の招集、配備に関すること。 イ 所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報に関すること。 ウ 所管施設の災害予防（避難を含む。）、応急及び災害復旧対策に関すること。

## (7) 配備人員及び指名

各部長は、移動内示が出た日における「災害対策配備要員名簿」を作成し、4月1日までに人事課長に提出する。

なお、配備要員に異動があった場合は、その都度修正のうえ、人事課長に通知する。

【資料編】15-1(1) 災害対策配備要員名簿及び非常招集系統

## 2 本部会議の開催

本部長は、本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催する。副本部長及び本部員は、直ちに本部員室に参集する。本部会議の報告、協議事項は、その都度災害の状況に応じて、本部長もしくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。

区 分	内 容
開催場所	対策本部設置庁舎
主な報告事項	○各部の配備体制 ○緊急措置事項
主な協議事項	○被害状況の把握に関する事。 ○応急対策に関する事。 ○本部の配備体制の切替え及び廃止に関する事。 ○県、自衛隊、他市町村及び公共機関への応援の要請に関する事。 ○避難勧告・避難指示（緊急）、警戒区域の設定に関する事。 ○災害救助法の適用に関する事。 ○激甚災害の指定に関する事。 ○市民向け緊急声明の発表に関する事。 ○応急対策に要する予算及び資金に関する事。 ○国、県等への要望及び陳情等に関する事。 ○その他災害対策の重要事項に関する事。

## 3 本部員室の開設及び運営上必要な資機材等の確保

総務総括班長は、本部設置の指示があったときは、次の措置を講ずる。

区 分	内 容
本部の標識等の設置	対策本部設置庁舎正面玄関及びその他の適切な場所に「那覇市災害対策本部」の標識板等を掲げ、あわせて本部員室、本部会議事務局、地区連絡所、避難所、救護所、災害時総合相談窓口等の設置場所を明示する。
本部員室確保	○本部員室開設のため、相当スペースの部屋を確保する。 ○本部会議事務局員及び防災関係機関派遣の本部連絡員が入室する部屋を同じく確保する。
本部員室開設に必要な資機材等確保	○那覇市災害対策図板（各種被害想定図を含む。）の設置 ○オーバーヘッド・プロジェクター、被害状況図板、ホワイトボード等の設置 ○住宅地図等その他地図類の確保 ○携帯ラジオ・テレビの確保 ○コピー機等の複写装置の確保 ○ビデオ、テープレコーダ、カメラ等の記録装置の確保 ○防災関係機関、協力団体等の電話番号、担当者等の氏名一覧表（壁に掲示） ○自主防災組織代表者名簿その他名簿類の確保 ○被害状況連絡票その他の書式類の確保 ○懐中電灯その他必要資器材の確保

区 分	内 容
通信手段の確保	○防災行政無線（MC A無線・I P無線） ○携帯電話 ○臨時電話 ○F A X ※第2章「第2節 情報連絡体制の確立」に定める有線及び無線通信施設の被害状況を迅速に把握し、通信手段の確保に努める。
自家発電設備の確保	停電に備え、自家発電設備の再点検を行うとともに、燃料の確保その他電源確保のため必要な措置を講ずる。
腕章の確保	本部長、副本部長、現地本部長、本部員、副部长、班長、本部連絡員及び班員が、災害応急活動に従事するとき着用する。

## 第6 国・県の（現地）対策本部との連携

国の非常（緊急）災害現地対策本部・警戒本部、県の沖縄県災害対策本部（県庁または県南部土木事務所）が設置された場合は、連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

### 第4節 職員の配備・配置

（担当：総務総括班、秘書広報班、平和交流・男女参画班、人事班、各担当班）

#### 第1 配備要員

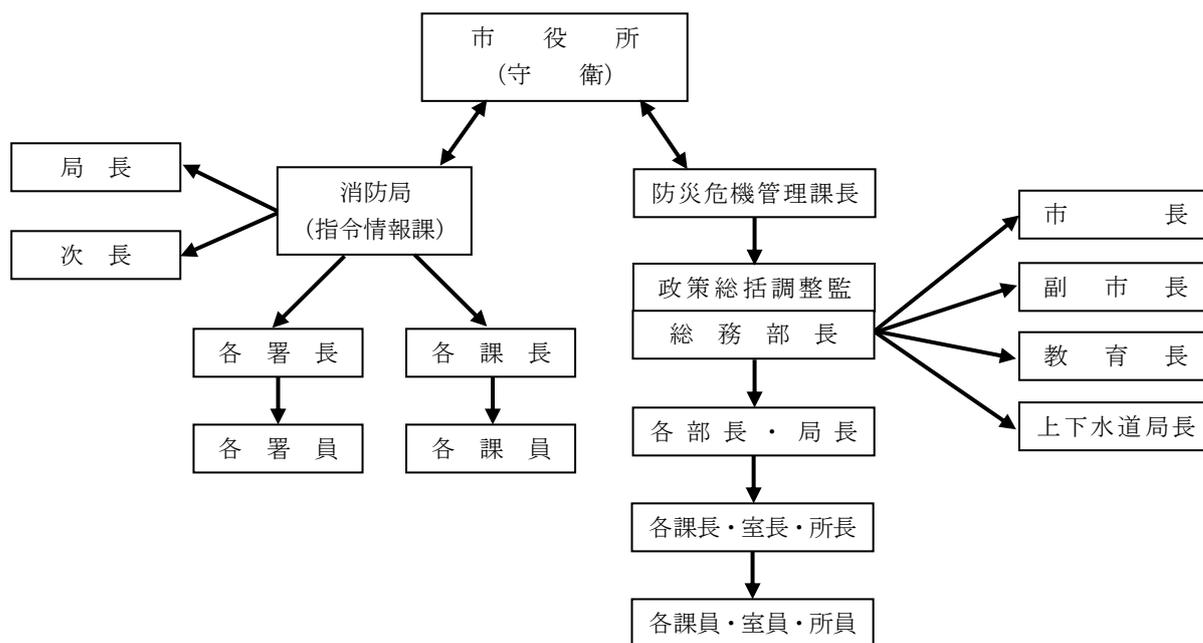
##### 1 職員の招集・連絡

職員の招集は、市職員参集メール、市防災気象情報メール、庁内放送等を通じて秘書広報課長が行う。ただし、勤務時間外に地震が発生した場合や津波警報が発表された場合は、各職員は、市防災気象情報メール、テレビ、ラジオ等から震度階級等の情報を得て、直ちに自主参集を行うことを原則とする。

なお、津波警報及び注意報が発表された場合、また二次災害が発生した場合等には、下記の「勤務時間外及び休日における連絡網」に従い、電話・伝令等によって各部長等に連絡する。

また、緊急を要する場合で電話通信不通時等には、日本放送協会（NHK）沖縄放送局や民間放送局（琉球放送、沖縄テレビ放送、琉球朝日放送、ラジオ沖縄、エフエム沖縄等）、市内コミュニティFM局（FM那覇、FMレキオ等）への緊急放送要請により「緊急出動報」を発令する。

【勤務時間外及び休日における連絡網】



## 2 配備の区分

各部長は、次の区分により各職員の参集場所を事前に指定し、任務分担を明らかにしておく。

配備の区分	職員の区分
所属配備 (勤務場所に参集)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本部員、本部連絡員となる職員、課長相当職以上の職員</li> <li>○応急対策上欠くことのできない職務を担当する職員                         <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 本部会議の事務局要員となる職員</li> <li>イ 各部の庶務担当職員</li> <li>ウ 各部において業務の遂行上必要な職員</li> </ul> </li> </ul>
指定配備 (勤務場所と異なるあらかじめ指定した場所へ参集)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地区の連絡員として指名された職員</li> <li>○避難対策要員として指名された職員</li> <li>○公共施設管理保安要員として指名された職員</li> <li>○上記以外で、勤務時間外・休日に自らの居住地に最も近い支部、出先機関及びその他本部長が指定する施設に参集するよう指名された職員</li> </ul>

## 第2 職員の配置

### 1 参集状況の把握

各部課（班）は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を所属部長に報告する。所属部長は、人事課長（人事班）に報告する。

人事課長（人事班）は、所定の様式により職員の参集状況を取りまとめ、総務部長（事務局）に報告する。総務部長（事務局）は、市長（本部長）に報告する。報告の時期については、本部長が特に指示した場合を除き 60 分ごととする。

#### 【報告事項】

- 各部に参集した者の氏名、(本来の) 所属の部・班名
- 参集途上で収集した被害等の状況等（第2章「第1節 概況調査」参照）

【資料編】15-1(2) 参集（出動）記録簿

## 2 職員の配置

### (1) 部長の指示

各部長は、所管部の所掌事務をもとに、職員の参集状況に応じて、次の点に配慮して、班組織の編成及び職員の配置を行う。

#### 【編成・配置等の留意事項】

- 災害に対処できる配置
- 職員の非常参集方法及び交替方法の措置
- 高次の非常配備体制に移行できる措置
- 他部への応援の要請、派遣
- 各課に配備されている保健師は、大規模災害時は保健活動等を行うために原則、地域災害医療本部に参集

### (2) 人事班等の指示

人事班は、勤務場所以外に登庁した職員に対して、部からの応援要請等に基づき、次の指示を行う。

また、各班長は災害対策の活動を行うにあたり、職員が不足し、他班の応援を必要とするときは、本部に職員の動員を要請する。本部は要請を検討し、人事班へ動員人数を指示するとともに、人事班は各班からの参集リストを確認し、動員人数を配置する。

#### 【要員調整等の指示】

- 所属する勤務場所への登庁が困難で、他の勤務場所へ登庁した職員に対し、必要に応じ本来の勤務場所への移動、その他の措置を指示する。
- 部からの応援要請に基づき、または職員の参集状況を勘案し、事務局及び各部と協議のうえ、各部班または各職員について応援体制を指示する。
- 部の統括責任者（部長、副部長、班長等）の不在により、部の職員が指示を仰いだとき、状況により所属する部以外の業務にあたらせる等の指示ができる。ただし、統括責任者が登庁したときは、直ちに職務遂行等について事務局と協議する。

## 3 職務の代行

次の職員が不在のときは、次の順位で職務を代行する。

#### 【職務代行の順位】

- ① 事務局長（総務部長）が不在のとき
  - ア 事務局副部長（総務部副部長）
  - イ 最初に登庁した事務局の班長
- ② 総務総括班（総務部総務課）が不在のとき
  - ア 秘書広報班
  - イ その他登庁している職員

総務総括班は、その職務に必要な場合、事務局の他の班の職員に対して、総務総括班の業務の応援を依頼できる。
- ③ 各部長が不在のとき
  - ア 副部長
  - イ 最初に登庁した班長
  - ウ その他登庁している職員が事務局に報告し、事務局長の指示を仰ぐ。

※③ウの措置を講じた場合、事務局長は任意の職員をその部の臨時統括者として指定できる。正規の職を有する者が登庁したときは、直ちにそれまでにとった処置を報告して、その職務を引き継ぐ。

#### 4 来客者等への対応

災害発生時に庁舎に来客者等がある場合は、来客者等の安全確保を第一に避難、救護を行う。

区 分	内 容
避難対応	地震がおさまるのを待ち、施設の来客者等を一時的に屋外の安全な場所へ誘導する。 ○落ち着いて行動するよう、放送・呼びかけを行う。 ○（飛散した）ガラス、落下・転倒物等からの安全に配慮する。 ○エレベーターは使用禁止とし、階段や非常口から誘導する。
負傷者の救護	負傷者が出た場合は、各班で応急手当とする。重症者が出た場合は、消防本部に通報してその指示に従う。

#### 5 職員の健康管理

市は、救助、救援、医療及び消火活動、ライフラインの復旧等に係わる業務が、子育てや介護等の家庭的責任を有する職員等も参画して、速やかに実施できるよう災害発生直後から子育て、介護支援を行う。

なお、子育て、介護支援に必要な施設の早期復旧が困難な場合は、指定避難所や本庁舎等において、緊急対応の場として一時的に利用することを検討する。

#### 【災害対策本部の所掌事務】

〔部 名〕	所 掌 事 務
各部共通	①部内の災害応急対策計画の策定及び実施に関すること ②部内の職員配備、動員、応援受入れ及び連絡調整に関すること ③本部、各部との連絡調整に関すること ④関係機関からの情報収集、連絡調整に関すること ⑤部員の安否確認に関すること ⑥部に関する情報の収集、調査及び報告に関すること ⑦部に必要な資機材、車両等の調達・調整に関すること ⑧部の人員、資機材等の輸送に関すること ⑨部事務に関する広報、広聴に関すること ⑩市民等の避難誘導、被災者救援活動に関すること ⑪所管施設の被害情報等の収集及び報告に関すること ⑫民間企業及び団体等への協力要請に関すること ⑬関係するボランティア等との連携に関すること ⑭各部の災害対応記録に関すること ⑮他部の応援に関すること

〔部 名〕 ◎部 長 ○副 部 長	〔班 名〕 ●班 長 ・班 員	所 掌 事 務	
		初動期	応急期
〔事務局〕 ◎総務部長 ○総務部副部長級	〔総務総括班〕 ●防災危機管理課長 ・防災危機管理課員 ●総務課長 ・総務課員 〔法制契約班〕 ●法制契約課長 ・法制契約課員 〔平和交流・男女参画班〕 ●平和交流・男女参画課長 ・平和交流・男女参画課員	①地震情報、津波情報、気象情報の収集 ②本部長、副本部長との連絡 ③防災会議、その他防災関係機関との連絡 ④市全体の被害状況の把握 ⑤防災行政無線、市ホームページ等による市民への広報 ⑥避難勧告・避難指示（緊急）の発令 ⑦災害対策本部の設置 ⑧被災者等からの電話の応対	①災害対策本部の設置及び廃止の発表 ②本部会議の庶務 ③防災会議、その他防災関係機関との連絡及び協力要請 ④本部長の指揮、命令の伝達 ⑤事務局内の連絡調整 ⑥市全体の情報総括 ⑦被害状況の集約 ⑧防災行政無線、市ホームページ等による市民への広報 ⑨被災者等からの電話の応対 ⑩避難勧告・避難指示（緊急）の発令 ⑪応援協定に基づく応援要請 ⑫自衛隊への災害派遣要請及び受入れ ⑬国、県及び他自治体等への応援要請 ⑭県及び関係機関への被害状況等の報告 ⑮り災証明書（火災を除く。）の発行手続 ⑯災害関係の統計調査報告
	〔秘書広報班〕 ●秘書広報課長 ・秘書広報課員	①本部長及び副本部長の確認 ②庁内職員への災害情報等の周知 ③市ホームページ、SNS等による市民への緊急広報 ④報道機関への情報提供及び協力要請	①本部長及び副本部長の秘書 ②庁内職員への災害情報等の周知 ③臨時広報紙の発行 ④市ホームページ、SNS等による市民への広報 ⑤報道機関への情報提供及び協力要請 ⑥報道機関の記者会見等の対応 ⑦災害見舞い者及び視察者の対応 ⑧災害記録写真等の収集、作成
	〔人事班〕 ●人事課長 ・人事課員	①職員の安否確認 ②職員の動員配備状況の確認 ③各部における不足要員の調整	①職員の安否確認 ②各部における不足要員の調整 ③職員の健康、衛生管理及び宿泊管理 ④災害対策活動従事者の食料、飲料水、生活必需品の確保 ⑤被災職員の福利厚生 ⑥職員の公務災害に関すること ⑦国、県及び他自衛隊等からの応援職員受入れ等
	〔管財班〕 ●管財課長 ・管財課員	①本庁舎及び市有財産の被害状況の調査、応急措置 ②本部開設時の施設、資機材等の確保	①本庁舎及び市有財産の応急対策 ②本部開設時の施設、資機材等の確保 ③市有車両の集中管理及び緊急車両の確保 ④緊急通行車両の確認申請

〔部 名〕 ◎部 長 ○副 部 長	〔班 名〕 ●班 長 ・班 員	所 掌 事 務	
		初 動 期	応 急 期
〔会 計 部〕 ◎会計管理者 ○出納室長	〔出納班〕 ●出納室長 ・出納室員	①災害対策本部の出納 ②他班の支援	①災害対策本部の出納 ②義援金及び見舞金の受付、保管・出納
〔企画財務部〕 ◎企画財務部 長 ○企画財務部 副部長級	〔企画調整班〕 ●企画調整課長 ・企画調整課員	①部員の被災状況、所管施設の 被害状況等の収集、取りま とめ及び報告 ②各部からの被害状況の集約、 取りまとめ、報告 ③避難誘導の実施	①部内の連絡調整 ②所管施設の被害状況等の収集、取りま とめ及び報告 ③各部からの被害状況の集約、取りま とめ及び報告 ④避難誘導の実施
	〔情報政策班〕 ●情報政策課長 ・情報政策課員	①OA機器類の安全対策 ②避難誘導の実施	①非常通信の確保及び維持管理 ②非常通信の応急復旧 ③避難誘導の実施 ④企画調整班への協力
	〔財政班〕 ●財政課長 ・財政課員	①災害対策に必要な予算編成 ②市民文化が行う来庁者の 安全確保対策への支援	①市民文化部が行う来庁者の安全確保 対策への支援 ②応急復旧対策経費の予算措置
	〔市民税班〕 ●市民税課長 ・市民税課員 〔資産税班〕 ●資産税課長 ・資産税課員	①避難誘導の実施 ②市民文化部が行う来庁者の 安全確保対策への支援	①避難誘導の実施 ②市民文化部が行う来庁者の安全確保 対策への支援 ③被災者、応急要員、物資等の緊急輸送 ④備蓄品の被災者への配給 ⑤災害救援物資の受付、仕分け及び搬送 ⑥市民税、固定資産税の減免措置等 ⑦被災住民に対する税関係の相談活動
	〔納税班〕 ●納税課長 ・納税課員	①避難誘導の実施 ②市民文化部が行う来庁者の 安全確保対策への支援	①避難誘導の実施 ②市民文化部が行う来庁者の安全確保 対策への支援 ③被災者、応急要員、物資等の緊急輸送 ④備蓄品の被災者への配給 ⑤災害救援物資の受付、仕分け及び搬送 ⑥被災住民に対する税関係の相談活動
〔市民文化部〕 ◎市民文化部 長 ○市民文化部 副部長級	〔市民生活安全班〕 ●市民生活安全 課長 ・市民生活安全 課員 〔まちづくり協 働推進班〕 ●まちづくり協 働推進課長 ・まちづくり協 働推進課員	①部員の被災状況、所管施設の 被害状況等の収集、取りま とめ及び報告 ②所管の関係団体との連絡 ③指定避難所(学校・教育施設、 こども園以外)の情報収集及 び連絡調整	①部内の連絡調整 ②所管施設の被害状況等の収集、取りま とめ及び報告 ③所管の関係団体との連絡 ④市民相談窓口の設置、運営 ⑤指定避難所(学校・教育施設、こども 園以外)の情報収集及び連絡調整

〔部 名〕 ◎部 長 ○副 部 長	〔班 名〕 ●班 長 ・班 員	所 掌 事 務	
		初動期	応急期
	〔市民班〕 ●ハイサイ市民課長 ・ハイサイ市民課員 〔文化振興班〕 ●文化振興課長 ・文化振興課員 〔文化財班〕 ●文化財課長 ・文化財課員	①来庁者の安全確保対策 ②文化財の被害調査、点検及び 応急対策	①来庁者の安全確保対策 ②行方不明者相談所の開設 ③行方不明者リストの作成 ④遺体の火（埋）葬許可証の発行 ⑤国民年金保険料の免除 ⑥文化財の応急対策
	〔真和志支所班〕 ●真和志支所長 ・真和志支所員 〔首里支所班〕 ●首里支所長 ・首里支所員 〔小禄支所班〕 ●小禄支所長 ・小禄支所員	①支所、支所周辺の被害状況の 収集、伝達 ②地域住民への災害情報等の 広報活動 ③地区連絡所の開設、運営 ※真和志支所班については、真 和志庁舎が被災し使用できな い場合には、繁多川公民館に おいて上記業務を実施する。	①地域住民への災害情報等の広報活動 ②地区連絡所の運営 ③行方不明者相談所の開設 ④行方不明者リストの作成 ※真和志支所班については、真和志庁舎 が被災し使用できない場合には、繁多 川公民館において上記業務を実施す る。
〔経済観光部〕 ◎経済観光部 長 ○経済観光部 副部長級	〔商工農水班〕 ●商工農水課長 ・商工農水課員 〔なはまち振興班〕 ●なはまち振興 課長 ・なはまち振興 課員 〔観光班〕 ●観光課長 ・観光課員	①部員の被災状況、所管施設の 被害状況等の収集、取りま とめ及び報告 ②観光客・外国人等の安全確保 ③農地、農業用施設、農作物等 の被害調査及び応急措置 ④畜産、水産関係の施設等の被 害調査及び応急措置	①部内の連絡調整 ②所管施設の被害状況等の収集、取りま とめ及び報告 ③経済団体等との連携による商工関係 被害の調査及び応急対策 ④那覇市観光協会等との連携による観 光客・外国人・帰宅困難者等の安全対 策 ⑤応急食料、生活必需品の調達 ⑥農地、農業用施設、農作物等の応急対策 ⑦畜産、水産関係の施設等の応急対策
〔環境部〕 ◎環境部長 ○環境部副部 長級	〔環境政策班〕 ●環境政策課長 ・環境政策課員 〔クリーン推進班〕 ●クリーン推進 課長 ・クリーン推進 課員 〔廃棄物対策班〕 ●廃棄物対策課 長 ・廃棄物対策課員	①部員の被災状況、所管施設の 被害状況等の収集、取りま とめ及び報告 ②所管施設の被害調査、点検及 び応急措置	①部内の連絡調整 ②所管施設の被害状況等の収集、取りま とめ及び報告 ③所管施設の応急対策 ④一般廃棄物収集・処理計画の作成 ⑤災害廃棄物処理計画の作成 ⑥清掃に関する広報 ⑦ごみ、し尿の収集・処理 ⑧災害廃棄物の収集・処理 ⑨し尿汲み取り手数料の扶助 ⑩那覇市・南風原町環境施設組合との調 整に関すること ⑪仮設トイレの整備

〔部 名〕 ◎部 長 ○副 部 長	〔班 名〕 ●班 長 ・班 員	所 掌 事 務	
		初 動 期	応 急 期
	<b>〔環境保全班〕</b> ●環境保全課長 ・環境保全課員 <b>〔環境衛生班〕</b> ●環境衛生課長 ・環境衛生課員	①防疫資機材の確保 ②他班の支援	①被災地の環境保全 ②被災地及び避難所における防疫活動の実施 ③保健所など県関係機関への報告及び指導等の依頼 ④遺体一時安置所の確保・運営 ⑤遺体の処理及び火（埋）葬 ⑥遺体の記録、所有物の保管 ⑦納骨用資機材の確保 ⑧ペットの保護収容
<b>〔福祉部〕</b> ◎福祉部長 ○福祉部副部長級	<b>〔福祉政策班〕</b> ●福祉政策課長 ・福祉政策課員	①部員の被災状況、所管施設の被害状況等の収集、取りまとめ及び報告	①部内の連絡調整 ②所管施設の応急対策 ③社会福祉協議会、ボランティアセンター等との連絡調整 ④社会福祉協議会との連携によるボランティアの受入れ等 ⑤災害救助法の適用 ⑥災害弔慰金、見舞金の支給等 ⑦災害援護資金の貸付 ⑧福祉避難所の確保等の避難行動要支援者支援
	<b>〔ちゃーがんじゅう班〕</b> ●ちゃーがんじゅう課長 ・ちゃーがんじゅう課員 <b>〔障がい福祉班〕</b> ●障がい福祉課長 ・障がい福祉課員	①在宅の独居老人、障がい者等の安全確保	①在宅の独居老人、障がい者等の安全確保、安全確認 ②在宅の独居老人、障がい者等への支援措置 ③社会福祉施設入所者の避難援助 ④介護保険料の減免 ⑤障がい福祉サービス費の減額 ⑥社会福祉施設の管理及び支援 ⑦福祉避難所の確保等の避難行動要支援者支援
	<b>〔保護班〕</b> ●保護管理課長 ・保護管理課員 ・保護第一課員 ・保護第二課員 ・保護第三課員	①救出及び救護所への搬送	①救出及び救護所への搬送 ②福祉仮設住宅への入居手配 ③仮設住宅の運営 ④身元不明遺体の処置 ⑤遺体一時安置所の運営補助 ⑥他班の支援

〔部 名〕 ◎部 長 ○副 部 長	〔班 名〕 ●班 長 ・班 員	所 掌 事 務	
		初動期	応急期
〔健康部〕 ◎健康部長 ○健康部副部長	〔保健総務班〕 ●保健総務課長 ・保健総務課員	①部員の被災状況、所管施設の被害状況等の収集、取りまとめ及び報告 ②那覇市立病院との調整に関すること ③地域災害医療本部の設置 ④医療機関、医師会との連絡 ⑤医療班の編成支援 ⑥避難所・救護所の開設状況把握 ⑦救護所の設置 ⑧医薬品、医療資機材の調達 ⑨応急手当、妊産婦の保護 ⑩応急医療及び助産活動の支援	①部内の連絡調整 ②所管施設の被害状況等の収集、取りまとめ及び報告 ③那覇市立病院との調整に関すること ④地域災害医療本部の運営 ⑤後方医療体制の確保 ⑥医療関係団体の状況調査及び協力要請 ⑦医療ボランティアの受入れ ⑧医療活動との連携・調整に関すること ⑨避難所における感染症対策 ⑩避難施設、応急仮設住宅等への巡回医療の支援
	〔健康増進班〕 ●健康増進課長 ・健康増進課員	①部員の被災状況、所管施設の被害状況等の収集、取りまとめ及び報告 ②給食の提供状況確認・調整 ③避難者の歯科に関する状況把握	①部内の連絡調整 ②所管施設の被害状況等の収集、取りまとめ及び報告 ③給食施設利用者への食事の提供状況確認・調整 ④避難者の歯科に関する支援 ⑤被災住民の健康状態確認
	〔地域保健班〕 ●地域保健課長 ・地域保健課員	①部員の被災状況、所管施設の被害状況等の収集、取りまとめ及び報告 ②医療機関（精神科、神経内科等）の被災状況確認 ③福祉避難所の設置状況の確認 ④在宅難病療養者、家族の状況確認	①部内の連絡調整 ②所管施設の被害状況等の収集、取りまとめ及び報告 ③避難所や在宅被災者の健康管理のための巡回相談 ④在宅難病療養者の避難先での療養状況の確認 ⑤公費負担申請の対応 ⑥被災市民に対するこころのケア対策
	〔生活衛生班〕 ●生活衛生課長 ・生活衛生課員	①部員の被災状況、所管施設の被害状況等の収集、取りまとめ及び報告 ②食品衛生関係施設、生活衛生関連施設の被害状況調査 ③避難所における食品衛生状況調査	①部内の連絡調整 ②所管施設の被害状況等の収集、取りまとめ及び報告 ③炊き出し及び食品の取扱い等に関する食品衛生指導 ④緊急用飲料水の保管管理指導 ⑤食中毒発生時の対応、発生防止の啓発 ⑥生活衛生関連被災施設の相談及び指導・助言

〔部 名〕 ◎部 長 ○副 部 長	〔班 名〕 ●班 長 ・班 員	所 掌 事 務	
		初 動 期	応 急 期
	〔国民健康保険班〕 ●国民健康保険課長 ・国民健康保険課員 〔特定健診班〕 ●特定健診課長 ・特定健診課員	①他班の支援	①国民健康保険税の減免措置等 ②国民健康保険一部負担金減免措置 ③後期高齢者医療保険料の減免措置等 ④他班の支援
〔こどもみらい部〕 ◎こどもみらい部長 ○こどもみらい部副部長級	〔こども政策班〕 ●こども政策課長 ・こども政策課員 〔こどもみらい班〕 ●こどもみらい課長 ・こどもみらい課員 〔子育て応援班〕 ●子育て応援課長 ・子育て応援課員	①部員の被災状況、所管施設の被害状況等の収集、取りまとめ及び報告 ②所管施設の被害調査、点検及び応急措置 ③児童福祉施設等の安全確保	①部内の連絡調整 ②部員の被災状況、所管施設の被害状況等の収集、取りまとめ及び報告 ③被災者への就園奨励費支給等の相談 ④被災者に対する保育料等の減免相談 ⑤児童福祉施設等利用者の安全確保、安否確認 ⑥児童福祉施設等の被害調査及び応急対策 ⑦被災した子どもの生活全般に関する相談 ⑧母子生活支援センターさくらの入所者の安否確認、施設の被害調査 ⑨児童扶養手当支給停止者への支給再開相談 ⑩母子・父子家庭等医療費助成の助成停止者への助成再開相談
	〔こども教育保育班〕 ●こども教育保育課長 ・こども教育保育課員	①部員の被災状況、所管施設の被害状況等の収集、取りまとめ及び報告 ②児童福祉施設利用者、こども園児の安全確保 ③指定避難所（こども園）の情報収集及び連絡調整	①部内の連絡調整 ②部員の被災状況、所管施設の被害状況等の収集、取りまとめ及び報告 ③こども園児の安全確保対策、安否確認 ④こども園施設の被害調査及び応急対策 ⑤応急教育活動 ⑥児童福祉施設利用者、こども園児の安全確保対策 ⑦こども園の災害直後の措置 ⑧園児、職員の安否確認 ⑨指定避難所（こども園）の情報収集及び連絡調整
〔都市みらい部〕 ◎都市みらい部長 ○都市みらい部副部長級	〔都市計画班〕 ●都市計画課長 ・都市計画課員	①部員の被災状況、所管施設の被害状況等の収集、取りまとめ及び報告 ②公共交通機関の被害状況、運行状況等の情報収集 ③交通規制及び交通規制状況の収集 ④緊急輸送計画の策定 ⑤那覇港管理組合との相互連絡	①部内の連絡調整 ②交通規制及び交通規制状況の収集 ③那覇港管理組合との相互連絡 ④応援の受入れ ⑤公共交通機関の情報収集と広報 ⑥災害復興計画の策定 ⑦他班の支援

〔部 名〕 ◎部 長 ○副 部 長	〔班 名〕 ●班 長 ・班 員	所 掌 事 務	
		初動期	応急期
	〔道路建設班〕 ●道路建設課長 ・道路建設課員	①道路、橋梁の被害調査、点検及び応急措置 ②道路管理班の支援	①道路管理班の支援 ②道路、橋梁の応急復旧計画の策定
	〔道路管理班〕 ●道路管理課長 ・道路管理課員	①道路、橋梁の被害調査、点検及び応急措置 ②応急要員及び応急資機材の確保 ③土木業者、資機材の確保 ④急傾斜地等の警戒、巡視 ⑤他の道路管理者との相互情報収集	①道路、橋梁の応急対策 ②道路上の倒木等の除去 ③緊急輸送道路の確保 ④交通遮断箇所及び迂回路の公示 ⑤急傾斜地等の応急対策 ⑥街路樹の応急対策 ⑦警察署、交通機関との連絡調整 ⑧他の道路管理者との相互情報収集
	〔花とみどり班〕 ●花とみどり課長 ・花とみどり課員	①公園施設の被害調査 ②避難場所（公園）の確保	①公園施設の応急対策 ②公園管理班の支援 ③公園、緑地の応急復旧計画の策定
	〔公園管理班〕 ●公園管理課長 ・公園管理課員	①公園施設の被害調査	①公園内の倒木等の除去
〔まちなみ共創部〕 ◎まちなみ共創部長 ○まちなみ共創部副部長 級	〔技術総務班〕 ●技術総務課長 ・技術総務課員	①部員の被災状況、所管施設の被害状況等の収集、取りまとめ及び報告	①部内の連絡調整 ②所管施設の被害状況等の収集、取りまとめ及び報告
	〔まちなみ整備班〕 ●まちなみ整備課長 ・まちなみ整備課員	②事務局から災害情報、被害状況等の収集、他班への周知 ③市街地再開発事業中の地区内の被害調査	③事務局から災害情報、被害状況等の収集、他班への周知 ④応援の受入れ ⑤市街地再開発事業中の地区内の復旧対策 ⑥ヘリポートの開設
	〔建築工事班〕 ●建築工事課長 ・建築工事課員	①市営住宅の被害調査、応急措置	①市営住宅の応急対策 ②市営住宅班の支援 ③仮設住宅の建設、管理 ④被災建築物の応急修理 ⑤被災建築物の応急解体、撤去
	〔市営住宅班〕 ●市営住宅課長 ・市営住宅課員	①市営住宅の被害調査及び応急措置	①市営住宅の応急対策 ②公営住宅への被災者の一時入居措置 ③市営住宅の建設計画の策定
	〔建築指導班〕 ●建築指導課長 ・建築指導課員	①資機材の確保 ②一般建築物の被害状況調査	①被災建築物の応急危険度判定の実施 ②被災宅地危険度判定の実施 ③他班の支援
〔上下水道部〕 ◎上下水道部長 ○上下水道部副部長	〔水道総務班〕 ●総務課長 ・総務課員	①部員の被災状況、所管施設の被害状況等の収集、取りまとめ及び報告 ②部内職員の動員及び配置	①部内の連絡調整 ②所管施設の被害状況等の収集、取りまとめ及び報告 ③応援協定に基づく応援要請 ④業者、応援団体の受入れ

〔部 名〕 ◎部 長 ○副 部 長	〔班 名〕 ●班 長 ・班 員	所 掌 事 務	
		初 動 期	応 急 期
	〔水道総務班 (広報担当)〕 ●企画経営課長 ・企画経営課員	①緊急広報	①被災市民に対する広報活動（断水状況、復旧見通し状況、給水場所、衛生面の留意事項等） ②水道復旧及び給水対策に必要な経費
	〔配水運用班〕 ●配水課長 ・配水課員 ・工務課員	①病院など優先施設への応急給水	①被害状況・断水状況等の調査 ②配水の運用 ③応急復旧計画の策定等 ④応急復旧状況調査
	〔応急給水班〕 ●料金サービス課長 ・料金サービス課員 ・契約検査室員	①給水車両の確保	①給水計画の策定 ②応急給水活動 ③給水資機材の調達 ④給水所の設置 ⑤給水のための輸送 ⑥水道料金の減免
	〔管路復旧班〕 ●水道管理課長 ・水道管理課員 ・水道工務課長 ・水道工務課員	①水道施設の緊急操作、点検、応急措置 ②水道施設の被害状況調査	①水道施設の応急復旧 ②水質の保全対策 ③水道復旧資機材の調達 ④水道工事事業者の確保
	〔下水道班〕 ●下水道課長 ・下水道課員	①下水道施設の被害調査、応急処置 ②河川域の警戒、巡視 ③水路の水位観測	①下水道施設の応急対策 ②下水道施設の応急復旧計画の策定 ③下水道に関する広報 ④マンホールトイレの設置
〔生涯学習部〕 ◎生涯学習部長 ○生涯学習部副部長級	〔教育総務班〕 ●総務課長 ・総務課員	①部員の被災状況、所管施設の被害状況等の収集、取りまとめ及び報告	①部内の連絡調整 ②所管施設の被害状況の収集、取りまとめ及び報告 ③応急教育対策に必要な予算編成 ④資機材及び物品の調達
	〔生涯学習班〕 ●生涯学習課長 ・生涯学習課員 〔市民スポーツ班〕 ●市民スポーツ課長 ・市民スポーツ課員 〔社会教育施設班〕 ●中央図書館長 ・各図書館職員 ●中央公民館長 ・各公民館職員	①社会教育施設、施設周辺の被害状況調査及び応急措置 ②施設利用者の安全確保対策 ③指定避難所（社会教育施設）の情報収集及び連絡調整	①社会教育施設の応急対策 ②施設利用者の安全確保対策 ③教育部内または他の部への支援 ④指定避難所（社会教育施設）の情報収集及び連絡調整
	〔施設班〕 ●施設課長 ・施設課員	①学校教育施設の被害調査、点検及び応急措置 ②避難所開設への協力	①学校教育施設の応急対策 ②避難所開設、運営への協力

〔部名〕 ◎部長 ○副部長	〔班名〕 ●班長 ・班員	所掌事務	
		初動期	応急期
〔学校教育部〕 ◎学校教育部長 ○学校教育部副部長級	〔学校教育班〕 ●学校教育課長 ・学校教育課員 〔教育相談班〕 ●教育相談課長 ・教育相談課員 〔学務班〕 ●学務課長 ・学務課員 〔教育研究班〕 ●教育研究所長 ・教育研究所員	①児童、生徒の安全確保対策 ②学校教育施設の被害調査、点検及び応急措置の補助 ③指定避難所（学校教育施設）の情報収集及び連絡調整	①部内の連絡調整 ②児童、生徒の安全確保対策、安否確認 ③学校教育施設の応急対策の補助 ④災害時の教育指導 ⑤応急教育活動 ⑥指定避難所（学校教育施設）の情報収集及び連絡調整 ⑦被災児童、生徒に対する教科書等の支給 ⑧児童、生徒の保健衛生 ⑨被災児童、生徒に対するこころのケアの実施
	〔学校給食班〕 ●学校給食課長 ・学校給食課員	①給食施設の被害調査、点検及び応急措置	①給食施設の応急復旧 ②炊き出しの実施 ③学校給食の衛生管理対策 ④児童、生徒への応急給食
〔消防部〕 ◎消防局長 ○消防局次長 ○消防団長	〔消防総務班〕 ●総務課長 ・総務課員	①部員の被災状況、所管施設の被害状況等の収集、取りまとめ及び報告	①部内の連絡調整 ②所管施設の被害状況等の収集、取りまとめ及び報告 ③消防対策等に必要の予算編成 ④消防機械器具の整備及び調達
	〔予防班〕 ●予防課長 ・予防課員	①他班の支援	①災害の原因及び損害調査 ②り災証明書の発行（火災に限る。） ③火災、その他の災害の記録
	〔警防班〕 ●警防課長 ・警防課員	①警防本部開設に関する事 ②火災情報に関する事 ③臨時消防体制に関する事 ④津波監視体制に関する事 ⑤災害防衛方針に関する事 ⑥災害対策全般の総合調整に関する事	①被害状況の把握 ②市内消防力の検証と消防部隊の編成及び資機材の配分 ③沖縄県消防相互応援協定及び緊急消防援助隊への派遣要請判断 ④緊急消防援助隊等の進出拠点、進出ルート、活動拠点（宿营地）等、受援体制に関する事 ⑤応援隊を含めた活動部隊ローテーションに関する事 ⑥避難指示・勧告該当地区及び市長、副市長の緊急出動該当地域に関する事
	〔救急班〕 ●救急課長 ・救急課員	①救急業務 ②重傷者の搬送	①救急業務 ②重傷者の搬送 ③医療機関との連絡調整
	〔指令情報班〕 ●指令情報課長 ・指令情報課員	①津波情報等の収集 ②災害発生の予防広報	①災害発生の予防広報 ②消防情報の伝達及び火災警報の発令

〔部名〕 ◎部長 ○副部長	〔班名〕 ●班長 ・班員	所掌事務	
		初動期	応急期
	〔中央消防班〕 ●中央消防署長 ・中央消防署員 〔西消防班〕 ●西消防署長 ・西消防署員	①水、火災その他の災害の警戒・鎮圧 ②災害発生の予防広報 ③避難指示（緊急） ④救急救助活動	①水、火災その他の災害の警戒・鎮圧 ②災害発生の予防広報 ③救急救助活動
	〔消防団班〕 ●副団長 ・消防団員	①水、火災その他の災害の警戒・鎮圧 ②地域住民の避難誘導	①水、火災その他の災害の警戒・鎮圧 ②地域住民の避難誘導 ③救急救助活動 ④行方不明者の捜索 ⑤市道の交通規制
〔議会部〕 ◎議会事務局長 ○議会事務局次長	〔庶務班〕 ●庶務課長 ・庶務課員	①部内の連絡調整 ②部員の被災状況、所管施設の被害状況等の収集、取りまとめ及び報告	①部内の連絡調整
	〔議事管理班〕 ●議事管理課長 ・議事管理課員	①市議会議員の安否確認 ②市議会議員への情報提供	①市議会議員への情報提供 ②災害時における議会活動に関すること ③市議会議員の被災地視察に関すること
	〔調査法制班〕 ●調査法制課長 ・調査法制課員		
〔選挙部〕 ◎選挙管理委員会事務局長 ○選挙管理委員会事務局副参事	〔選挙管理委員会事務局班〕 ●選挙管理委員会事務局副参事 ・選挙管理委員会事務局員	①部員の被災状況、所管施設の被害状況等の収集、取りまとめ及び報告 ②事務局の支援	①事務局の支援
〔監査部〕 ◎監査委員事務局長 ○監査委員事務局副参事	〔監査委員事務局班〕 ●監査委員事務局副参事 ・監査委員事務局員	①部員の被災状況、所管施設の被害状況等の収集、取りまとめ及び報告 ②事務局の支援	①事務局の支援

## 第2章 情報の収集・伝達、災害警戒

項目	初動	応急	復旧	担当 ( <span style="border: 1px solid black;">文字</span> は主担当、 <span style="border: 1px solid black;">斜字</span> は副担当)
第1節 概況調査	●			<span style="border: 1px solid black;">総務総括班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">企画調整班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">市民生活安全班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">まちづくり協働推進班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">保健総務班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">地域保健班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">生活衛生班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">各担当班</span>
第2節 情報連絡体制の確立	●			<span style="border: 1px solid black;">総務総括班</span>
第3節 中間調査	●			<span style="border: 1px solid black;">総務総括班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">企画調整班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">市民生活安全班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">まちづくり協働推進班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">各担当班</span>
第4節 確定調査		●		<span style="border: 1px solid black;">各担当班</span>
第5節 被害調査の取りまとめ・伝達	●			<span style="border: 1px solid black;">総務総括班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">企画調整班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">各担当班</span>
第6節 県等への被害の報告	●			<span style="border: 1px solid black;">総務総括班</span>
第7節 地震・津波に関する情報伝達	●			<span style="border: 1px solid black;">総務総括班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">秘書広報班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">平和交流・男女参画班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">道路管理班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">指令情報班</span>

### 第1節 概況調査

(担当：総務総括班、企画調整班、市民生活安全班、まちづくり協働推進班、保健総務班、地域保健班、生活衛生班、各担当班)

### 第1 概況調査の方法

大規模な災害が発生した場合、被害の規模を早期に把握するため、各担当班は速報性（スピード）、簡潔性（ポイント）、情報源（デマの排除）に留意しながら次の災害情報を素早く収集する。また、企画調整班は、収集した情報を「情報源別」、「地域別」、「被害種別」に整理して、素早く被害の全体像を把握する。

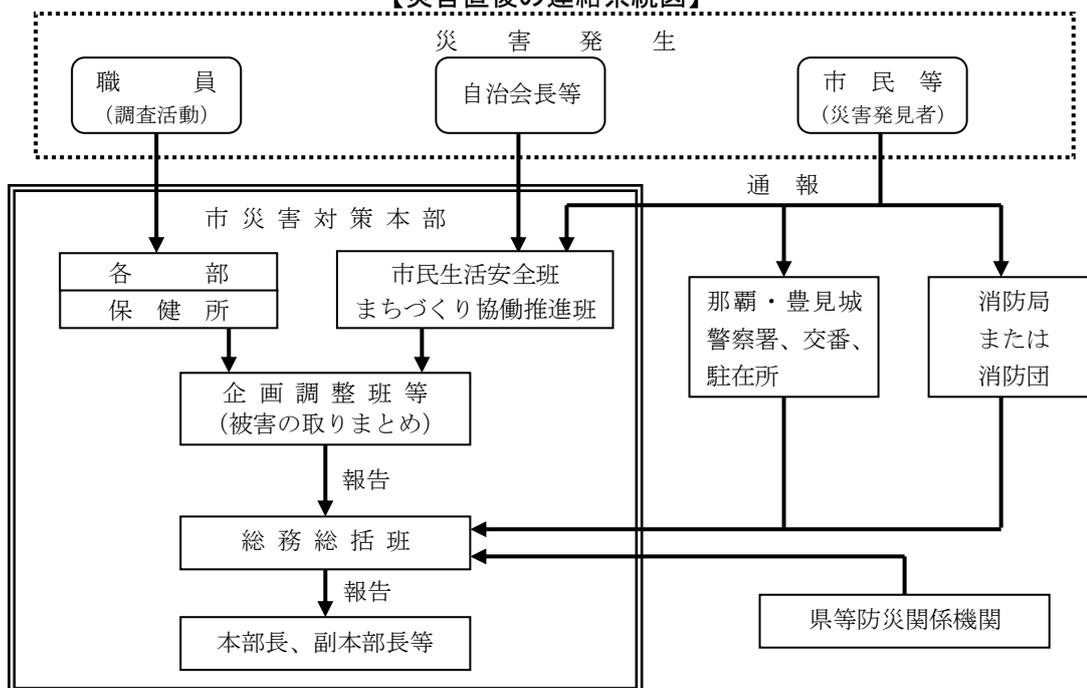
#### 【災害情報の種類】

区分	情報の種類
気象台の発表する 防災情報	○大津波警報、津波警報・注意報、津波情報、地震情報、二次災害を予防するための気象情報、火山情報
被害情報	○人的被害、住家被害及び火災に関する情報 ○庁舎内外、設備の被災状況 ○職員の被災及び執務体制の状況の調査 ○公共施設、港湾等の被害状況 ○医療機関、保健施設、医療関係団体の被災状況及び稼働状況に関する情報 ○空港及びヘリポートの被害、応急対策の状況並びに航空機運航状況に関する情報 ○電気、水道及び電話等の被害並びに応急対策の状況に関する情報 ○港湾及び漁港の被害、応急対策並びに海上交通状況に関する情報
避難状況	○避難勧告・避難指示（緊急）の状況及び警戒区域の設定状況 ○避難者数、避難所の場所等に関する情報

区 分	情報の種類
通信網の確保状況等に関する情報	○市関係機関、県、警察、自衛隊等の防災関係機関、ライフライン関係機関、報道機関、無線通信施設の被災・稼働状況
道路等交通情報	○国道・県道・市道の被災状況、応急対策の状況並びに道路交通状況に関する情報 ○通行不能場所の把握 ○海上交通状況
対策状況	○消防活動状況 ○避難所の開設状況、食料・生活必需品の供給状況 ○障害物除去状況 ○応急対策のための物資・資材の供給状況 ○救助活動、応援、支援状況 ○医療機関の稼働状況
その他の情報	○大規模災害時における消防機関への119番通報の殺到状況* ○苦情、その他

\*119番通報が殺到した場合、直ちに県だけでなく国（総務省消防庁）にも直接報告する。

【災害直後の連絡系統図】



また、「那覇市保健所災害対応マニュアル」に基づき、保健所各班は次の施設の被災状況を確認し、本部へ報告する。

担当班	医療機関
保健 総務班	○主要医療機関 災害拠点病院：沖縄赤十字病院 救急告示病院：那覇市立病院、大浜第一病院、沖縄協同病院、沖縄赤十字病院 ○医療関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会） ○結核指定医療機関
地域 保健班	○産科・小児科医療機関、助産所 ○訪問看護ステーション ○精神科病院・診療所等 ○神経内科病院・診療所等
生活 衛生班	○食品衛生関係施設 ○生活衛生関連施設（理・美容所、宿泊施設（ホテル、旅館等）、公衆浴場等）

## 第2 情報の収集

職員による調査、職員の参集途上の情報、市民等からの通報、ライフライン機関等の情報入手、119番通報の殺到状況等から災害情報を把握する。

特に、情報の空白期間においては、119番通報の殺到状況や周囲の状況等から被害情報を推定し、県に報告する。

### 【情報の収集及び整理における留意点】

区分	情報の種類
情報収集・ 報告	○報告すべき災害の発生を覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で国（消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について判明したものから逐次報告する。 ○被害の有無に関わらず、地震が発生し、市域内で震度5強以上を記録した場合、または津波により死者または行方不明者が発生した場合は直ちに消防庁及び県に対し報告する。 ○行方不明者の数については捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。 ○行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者等の外国人登録対象外の者は外務省）または県に連絡する。
情報整理	○確認情報と未確認情報（至急確認すべき情報）とを区別する。 ○確認情報に基づき被害の全体像を把握する。 ○情報の空白地域を把握する。 ○被害が甚大な地域、被害が軽微な地域、被害がない地域を把握する。 ○被災状況確認及び報告、災害記録等で活用できる写真を収集し保管する。

## 第3 調査の報告

企画調整班等は、取りまとめた概況調査事項を、口頭または電話で総務総括班へ報告する。総務総括班は、県及び警察等防災関係機関から市域の被害状況だけでなく近隣市町村の被害状況を収集把握し、総務部長を通じて本部長（市長）、副本部長（副市長）等へ概況調査事項を報告する。

【資料編】15-2(1) 概況調査票

第2節 情報連絡体制の確立（担当：総務総括班）

災害に関する気象予報・警報等及び情報その他災害応急対策に必要な指示命令等の受理伝達は、通信施設を適切に利用して行う。

第1 非常通信の手段

1 災害時の通信手段

災害時の主な通信手段及び使用条件は次のとおりとする。

主な災害時通信手段		主な通信区間	主な使用条件
有線	F A X ( N T T 公衆回線 )	市災害対策本部、市内防災関係機関との連絡	左記機関間の、指令の伝達及び報告は、原則としてF A X 文書で行う。
	災害時優先電話 (     "     )		電話ごとに連絡責任者と専用従事者を指名して窓口の同一を図る。
	非常通話・緊急通話 (     "     )		加入電話、災害時優先電話が不能、困難な場合、他に優先して取り扱うよう請求する。
無線	県防災行政無線	災害対策本部～県、近隣市町村、防災関係機関	〈管理方法〉 ○事務局長の指示によるM C A 無線の搬出
	市防災行政無線	事務局～各固定系子局	〈統制方法〉
	M C A 無線	災害対策本部～現地災害対策本部、災害現場職員	○重要通信（救助、避難等）の優先
	防災用携帯電話		○統制者の許可による通信（発信、着信）
	（警察、消防、電気事業を行う機関の保有する）無線*	災害対策本部～県、近隣市町村、防災関係機関	○固定系子局間通信禁止の原則（統制者の許可が必要）
	（非常通信協議会構成員の保有する）無線*	災害対策本部～現地災害対策本部、災害対策支部、災害現場職員	○簡潔通話実施の原則（通話時間）
	（流通・運輸業者の）M C A 無線*		〈通信困難時の対応策〉
アマチュア無線*	○冒頭に「至急、至急」と呼び他の局にあけてもらう ○設置場所を移動して良好な受信状態を保つ ○伝令を派遣する		
口頭	伝令	災害対策本部会議～各部、市内防災関係機関	市各部、市内防災関係機関は本部会議に連絡員を派遣する。なお、連絡員は可能な限り無線機、携帯電話を携行する。

※電波法第52条第1項第4号の規定による

【資料編】1-4 沖縄地方非常通信協議会構成員名簿一覧

5-1 那覇市防災行政無線局一覧

5-2 那覇市消防局無線局一覧

2 有線放送設備の利用

市民への警報、避難の勧告及び指示等の伝達が迅速に行われるよう、その利用についてあらかじめ施設の管理者と協議する。



### 第3節 中間調査

(担当：総務総括班、企画調整班、市民生活安全班、まちづくり協働推進班、各担当班)

#### 第1 中間調査の対象

概況調査等の結果をもとに、災害救助法の適用基準に該当する被害程度のものについて中間調査を実施する。調査の対象と優先順位は、次のとおりとする。

中間調査	第1順位	人、住家被害
	第2順位	公共施設被害
	第3順位	農業、土木、商工、水産被害

#### 第2 中間調査の方法

あらかじめ各班に割り当てた「災害調査分担」に基づき実施する。

区分	内容
事前の準備	調査担当者に「災害調査票」を配布し、調査、連絡方法を打ち合わせる。
関係機関との連絡	関係機関と連絡をとり、調査の脱漏、重複集計に注意する。また、被害状況が異なった場合は、報告前に再調査する。
班編成	各班は、調査区域をいくつかのブロックに分け、各ブロックにつき職員2名程度、応急危険度判定士（第13章「第2節 被災建築物応急危険度判定士の確保」参照）2名程度で構成する調査班を編成する。
被害人員の調査	被災世帯人員数等についての確定調査は、現地調査と住民基本台帳等の諸帳簿と照合し、正確を期する。
判定基準	人的及び物的被害状況の判定は、「被害状況判定基準」に従う。
被害写真	被害写真は、被害状況確認の資料として重要であるので、数多く撮影する。
調査期間	本部からの指示後、3日以内に完了・報告する。

【資料編】14-2 被害状況判定基準

15-2(2) 災害調査票

15-2(3) 集計表

15-2(5) 災害調査分担区域表

15-2(6) 災害調査分担区域図

#### 第3 第一次被害家屋調査の方法

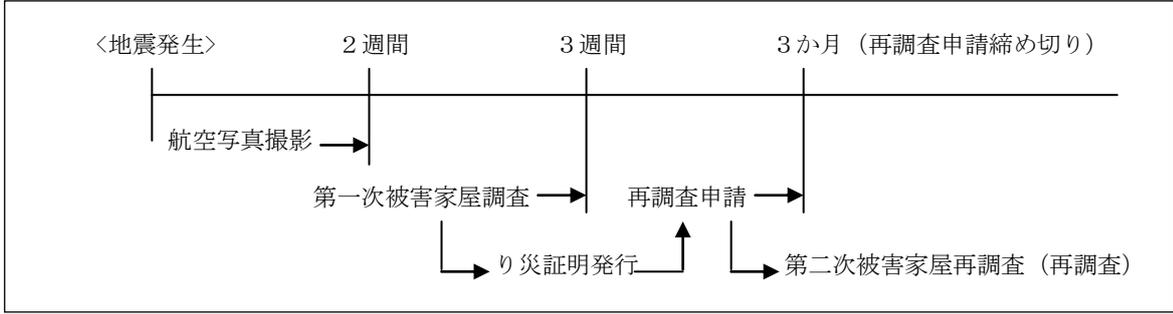
第一次被害家屋調査は、り災証明の発行事務（第12章「第11節 り災証明」参照）と連携して、次の手順で行う。

##### 【事前準備】

- 航空写真撮影
- 調査実施計画策定
- 調査員の確保
  - ア 市職員
  - イ ボランティア建築士
  - ウ 他市町村への応援職員の派遣要請
- 調査備品等の準備
  - ア 調査携帯品の調達、準備（調査票の印刷発注等）
  - イ 調査用地図の用意（住宅地図、マッピングシステム）

- ウ 調査員運搬用車両の手配
- エ 他市町村応援職員等の宿泊場所の確保

**【調査期間】**



**1 調査体制**

第一次被害家屋調査は、市職員（建築士、家屋評価補助員、家屋補償関係職員、消防査察職員等）及び建築士のボランティアをもって実施する。また、必要がある場合は他市町村の職員等関係先に応援を要請する。

調査種類	調査員	調査方法
第一次被害家屋調査	2人1組	外観から目視調査

**2 判定基準**

災害により被害を受けた住家の被害認定は、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官通知）、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、1棟全体で部位別の表面的な状況をもとに、被害家屋の損害割合を判定する。

住家の被害程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」または「半壊に至らない」の4区分とし、次のとおり①または②のいずれかによって判定する。

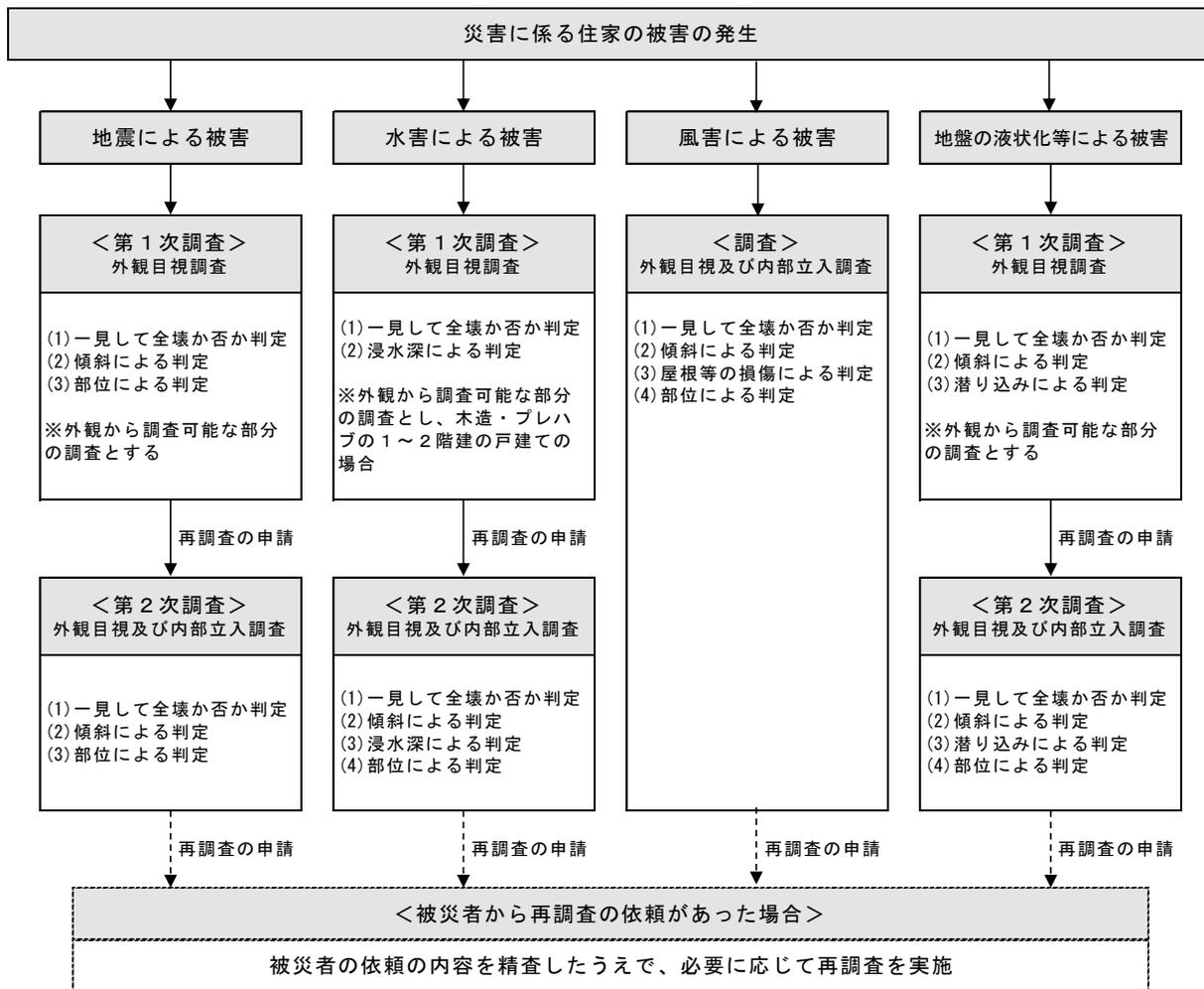
**【住家の被害認定基準】**

区分	全壊	半壊	
		大規模半壊	その他
①損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	20%以上 50%未満
②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

**3 災害ごとの被害認定方法**

損害基準判定（経済的被害）の具体的な調査方法及び判定方法を示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）により判定する。

【住家被害認定の流れ】



4 その他

企画調整班等は調査を管理し、総務総括班は、り災証明に関連する必要事項を広報する。

- 調査状況の進捗管理
- 広報、PR、報道機関への対応等
  - ア り災証明発行に関する内容
  - イ 応急危険度判定と被害家屋調査の違い等

第4節 確定調査（担当：各担当班）

第1 各班の調査内容

災害確定報告のため、各担当班は、次の事項について詳細な被害状況の調査を行う。

また、各担当班は、調査結果を県への災害報告様式第1号補助表1～9の様式にまとめ、企画調整班等へ報告するとともに、各部の業務に照応する県各部、その他関係機関へ報告し密接な連携をとる（本章「第5節 被害情報の取りまとめ・伝達」参照）。

班名	事項	災害報告様式第1号	
教育総務班	教育関係の被害状況	公立文教施設被害	補助表1
商工農水班 なはまち振興班 観光班	農水産業施設の被害状況	農水産業施設被害	補助表2
		農産被害	補助表5
		畜産被害	補助表7
	農産、畜産、水産の被害状況	水産被害	補助表8
商工業、観光施設の被害状況		商工被害	補助表9
道路建設班 道路管理班	土木関係の被害状況	公共土木施設被害	補助表3
各部班	所管施設の被害状況	その他の公共施設被害	補助表4

## 第2 第二次被害家屋調査

### 1 調査実施体制

第一次被害家屋調査の判定結果に不服のあった家屋及び第一次被害家屋調査が物理的にできなかった家屋について、申し出に基づき第二次被害家屋調査（再調査）を実施する。

調査種類	調査員	調査方法
第二次被害家屋調査（再調査）	2人1組	内部立入り調査

### 2 判定基準

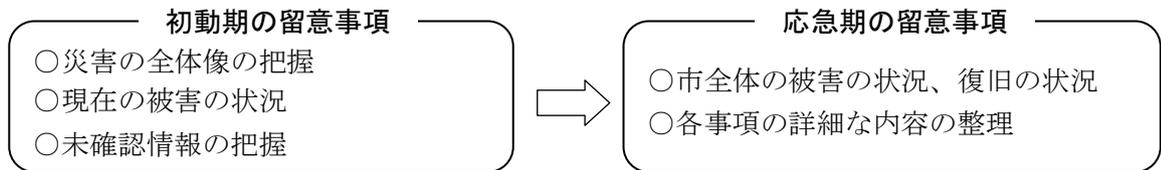
家屋被害の判定は、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官通知）、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づくが、判定が困難なものは、判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえて市長が判定する。

判定委員会は、専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等から3名の委員を市長が委嘱する。

## 第5節 被害情報の取りまとめ・伝達（担当：総務総括班、企画調整班、各担当班）

### 第1 被害情報の取りまとめ

企画調整班は、各部班、防災関係機関（主に生活関連施設）が調査した情報を次の点に留意して取りまとめ、「情報源別」、「地域別」、「被害種別」に整理する。



### 第2 情報の共有化

企画調整班は、集約された情報を災害対策本部及び市の関係機関が共有できるよう、本部の部屋に掲示する。

### 第3 防災関係機関への伝達等

#### 1 防災関係機関への伝達

総務総括班は、県だけでなく防災関係機関にも直ちに被害の状況等を通報する。

##### 【通報の優先順位】

順位	機関名	電話番号
第1順位	沖縄県（知事公室防災危機管理課）	098-866-2143
第2順位	那覇市消防局	098-867-0119
第3順位	那覇警察署 豊見城警察署	098-836-0110 098-850-0110
第4順位	その他の関係機関	

#### 2 県所管部への報告

各担当班は、各自が調査した調査結果をまとめ、企画調整班等を通じて総務総括班に報告するとともに、各部の業務に照応する県所管部へ報告する。

那覇市災害対策本部			沖縄県災害対策本部	
事務局	総務総括班（総務課）	⇒	総括情報部	総括情報班（防災危機管理課）
都市みらい部	都市計画班（都市計画課）	⇒	土木建築部	土木総務班（土木総務課）
福祉部	福祉政策班（福祉政策課）	⇒	南部地方本部	南部保健所、南部福祉事務所
経済観光部	商工農水班（商工農水課）	⇒	農林水産部	農林水産総務班（農林水産総務課）
消防部	警防班（警防課）	⇒	総括情報部	総括情報班（防災危機管理課）
健康部	保健総務班（保健総務課）	⇒	保健医療部	保健医療総務班（保健医療総務課）

### 第6節 県等への被害の報告（担当：総務総括班）

市長（本部長）は、災害対策基本法第53条第1項及び消防組織法第40条の規定に基づき、被害の具体的な状況を県に報告する。

#### 第1 報告の種類と様式

総務総括班は、発生報告として、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告及び災害年報を県に報告する。報告の様式は、それぞれ「災害即報様式第1号」、「災害即報様式第2号」、「災害報告様式第1号」、「災害報告様式第2号」を用いる。

県に報告できない場合にあつては、国（総務省消防庁）に報告する。

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行う。

第2 報告の内容及び方法

災害状況等の収集報告は、本計画並びに各班における災害報告要領による。

種類	様式	報告の時期	方法	報告先	記入要領
災害概況即報	災害即報様式第1号	災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合	県総合行政情報通信ネットワーク等	県(防災危機管理課)	死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等
		県に報告できない場合		国(総務省消防庁)	災害即報様式の記入要領(第1号)
被害状況即報	災害即報様式第2号	被害状況が判明次第逐次報告	県総合行政情報通信ネットワーク等	県(防災危機管理課) ※1	災害即報様式の記入要領(第2号) ※2
		県に報告できない場合		国(総務省消防庁)	
災害確定報告	災害報告様式第1号	同一の災害に対する応急対策が終了した後20日以内(被害状況の最終報告)		県(防災危機管理課) ※1	
災害年報	災害報告様式第2号	毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況(翌年4月1日現在で明らかになったものを4月15日までに報告)		県(防災危機管理課)	

- ※1) 報告にあたっては、那覇・豊見城警察署と密接な連絡を保つこと。
- ※2) 記入にあたっては、資料編14-2「被害状況判定基準」によること。

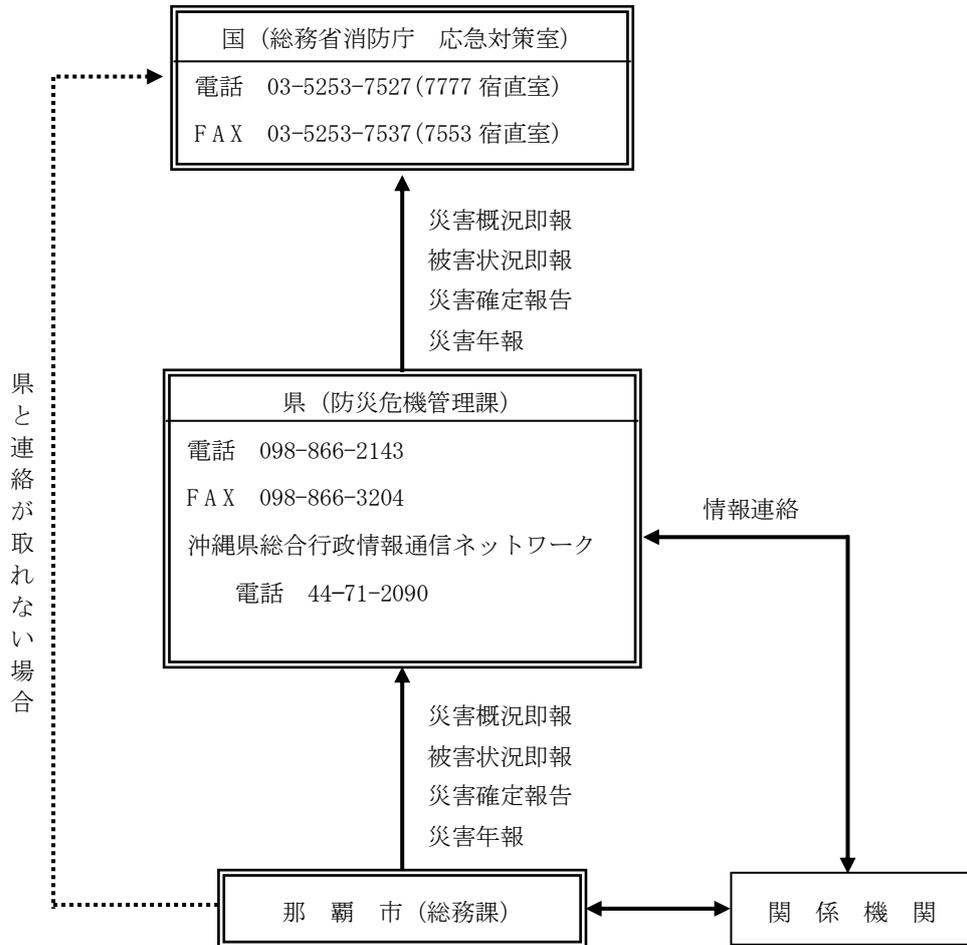
【「火災・災害等即報要領」に定める報告要領】

- ①即報基準 ……震度4以上の地震が発生した場合は、県に報告する。
- ②直接即報基準 ……震度5強以上の地震が発生した場合は、県への第一報に加え、消防庁にも報告する。また、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告も引き続き消防庁に対しても行う。

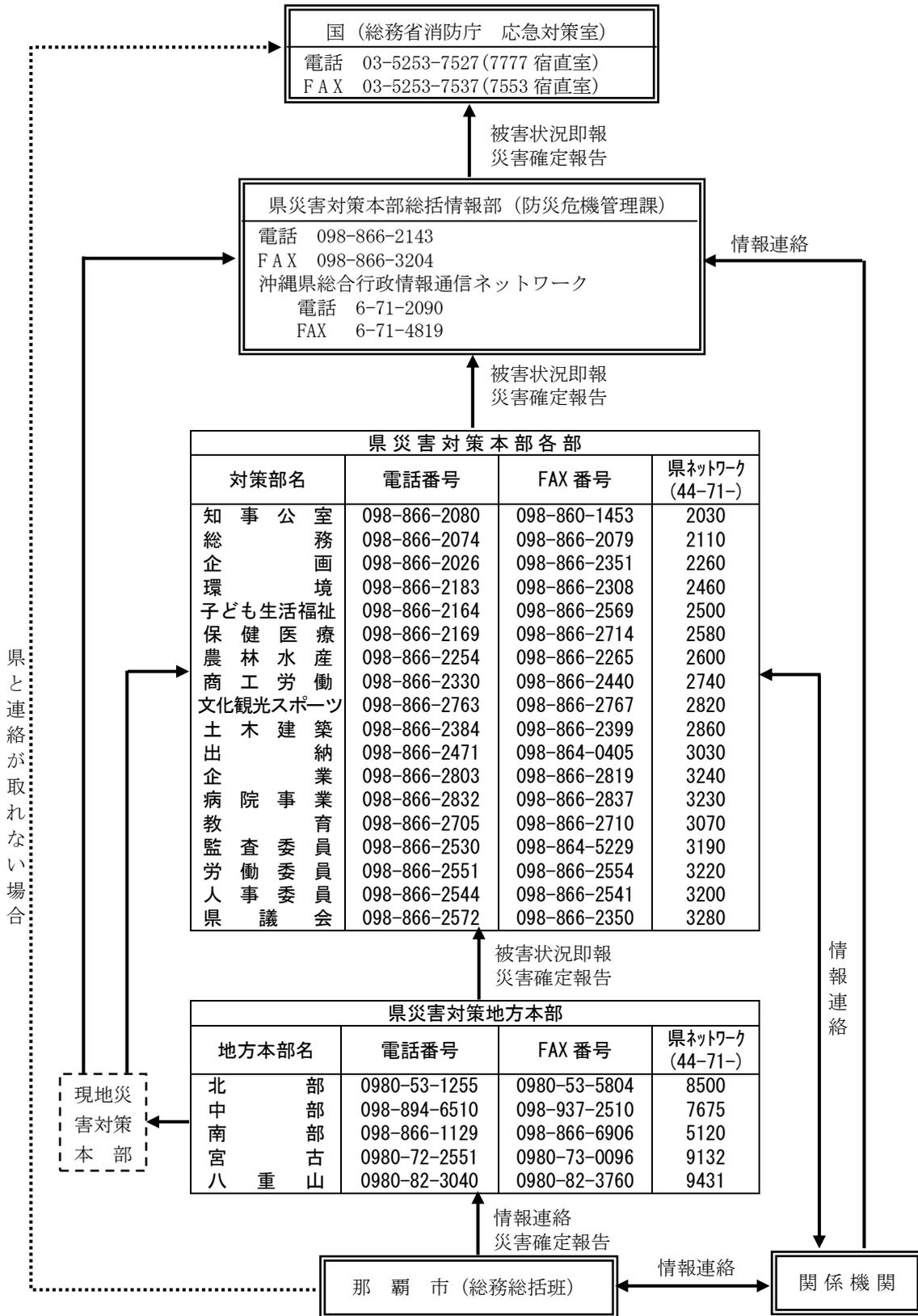
【資料編】14-2 被害状況判定基準  
15-3(1)～(3) 災害即報様式及び記入要領

第3 災害情報連絡系統図

1 県災害対策本部未設置時



2 県災害対策本部設置時



## 第4 安否情報の提供

被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等の人命に関する緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答する。また、安否情報を適切に提供するために必要なときは、関係市町村、消防機関、県警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう、当該被災者の個人情報管理を徹底する。

### 第7節 地震・津波に関する情報伝達

(担当：総務総括班、秘書広報班、平和交流・男女参画班、道路管理班、指令情報班)

#### 第1 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上またはマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。

市は、市民への緊急地震速報等の伝達にあたっては、防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

#### 第2 地震情報の種類及び発表基準

気象庁は、次の地震情報を発表する。

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	○震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	○震度3以上 (※大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ○震度3以上 ○大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ○若干の海面変動が予想される	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

地震情報の種類	発表基準	内容
	場合 ○緊急地震速報（警報）を発表した場合	
各地の震度に関する情報	○震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度分布図	○震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ○マグニチュード7.0以上 ○都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
長周期地震動に関する観測情報	○震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
その他の情報	○顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

### 第3 津波警報等の種類及び内容

#### 1 津波警報等の種類

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」等の言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、

津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

【津波警報等の種類と発表される津波の高さ等】

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と とるべき行動
		数値での発表 (津波の高さの 予想の区分)	巨大地震 の場合の 発表	
大津波 警報	予想される津波 の高さが高いと ころで3mを超 える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は 津波による流れに巻き込まれ る。沿岸部や川沿いにいる人 は、直ちに高台や津波避難ビル 等、安全な場所へ避難する。警 報が解除されるまで安全な場 所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤ 10m)		
		5m (3m<予想高さ≤ 5m)		
津波 警報	予想される津波 の高さが高いと ころで1mを超 え、3m以下の場 合	3m (1m<予想高さ≤ 3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が 襲い、浸水被害が発生する。人 は津波による流れに巻き込ま れる。沿岸部や川沿いにいる人 は直ちに高台や津波避難ビル 等、安全な場所へ避難する。警 報が解除されるまで安全な場 所から離れない。
津波 注意報	予想される津波 の高さが高いと ころで0.2m以 上、1m以下の場 合であって、津波 による災害のお それがある場合	1m (0.2m≤予想高さ ≤1m)	(表記し ない)	海の中では人は速い流れに巻 き込まれ、また、養殖いかだが 流出し小型船舶が転覆する。海 の中にいる人は直ちに海から 上がって、海岸から離れる。海 水浴や磯釣りは危険なので行 わない。注意報が解除されるま で海に入ったり海岸に近づい たりしない。

※大津波警報を特別警報に位置づけている。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

<津波警報等の留意事項等>

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- ・津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

## 2 津波情報の種類

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

【津波情報の種類と発表内容】

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または「巨大」や「高い」という言葉で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報※1	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
津波に関するその他情報	津波に関するその他必要な事項を発表
沖合の津波観測に関する情報※2	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、大津波警報または津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

【最大波の観測地の発表内容】

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第一波の推定到達時刻、最大波の推定到着時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸部で想定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

- ・沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

【沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容】

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

<津波情報の留意事項等>

①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

### 3 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次の内容を津波予報で発表する。

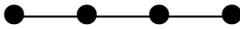
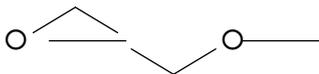
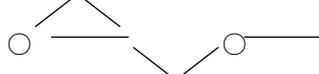
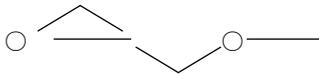
【津波予報の発表基準と発表内容】

発表基準	内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

4 津波予報区

沖縄県の沿岸は、「沖縄本島地方」、「宮古島・八重山地方」、「大東島地方」の3つの津波予報区に分かれており、那覇市が属する津波予報区は、「沖縄本島地方」である。

大津波警報、津波警報及び津波注意報の標識は、次のとおりとする。

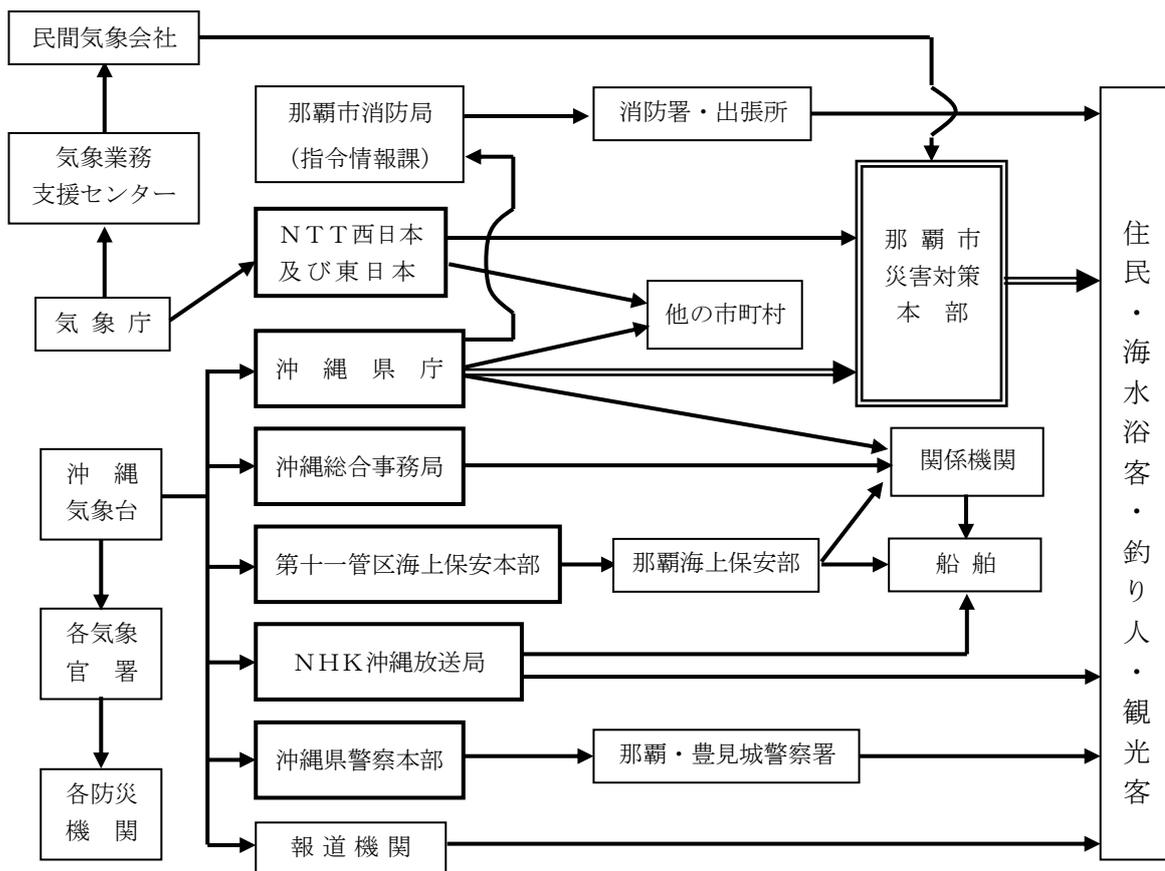
標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
大津波警報 標識	(連 点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)
津波警報標識	(2 点) 	(約5秒)  (約6秒)
津波注意報 標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報 及び津波警報 解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)

第4 津波警報等の伝達

地震情報及び津波警報等の伝達系統は、次のとおりとする。

市は、情報の発表を知り得たときは、あらかじめ本計画または避難計画等に定めた方法により、市民、観光客、従業員等に伝達する。また、気象業務法の特別警報に該当する緊急地震速報（震度6弱以上に限る）及び大津波警報の場合については、市防災気象情報メール、防災行政無線等を活用して市民に伝達する。

なお、津波警報等の解除はこの系統図の伝達体制に準ずる。



※太枠内の機関は、気象業務法第8条第1号の規定に基づく法定伝達先、細枠内の機関は、その他の連絡機関（以下、伝達系統は同様とする。）

※二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が業務づけられている伝達経路。

**【市が津波警報を発表できる条件】**

次の条件に該当する市町村長は、市町村長自らが津波警報を発表することができる（気象業務法施行令第8条）。このため、災害により津波に関する気象官署の警報事項を適時に受けることができなくなった場合は、直ちに津波警報を発表する。発表した際には、異常現象の発見通報体制にならって最寄りの気象官署に通報する。

（条 件）

- ①津波に関する気象官署の警報事項を適時に受けることができない辺地の市町村長
- ②災害により津波に関する気象官署の警報事項を適時に受けることができなかった地の市町村長

**第5 近地地震津波に対する自衛措置**

市は、気象庁の発表する津波警報等によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、または弱くとも長い揺れを感じたとき、あるいは異常な海象を知った場合は、警察、消防機関等に連絡するとともに、防災行政無線や広報車を用いて、沿岸住民に対し、海岸から退避するよう勧告・指示する。

あわせて、警察、消防機関等の協力を得て、海岸からの退避を広報するとともに、潮位の監視

等の警戒体制をとる。

**【自衛措置内容】**

- 沖縄気象台が発表する警報等の届くまでの少なくとも 30 分間は、安全な場所で海面状態を監視する。
- 津波予報及び情報等の収集のため、地震発生から少なくとも 1 時間は、NHK 沖縄放送局（ラジオ、テレビ）を聴取する。

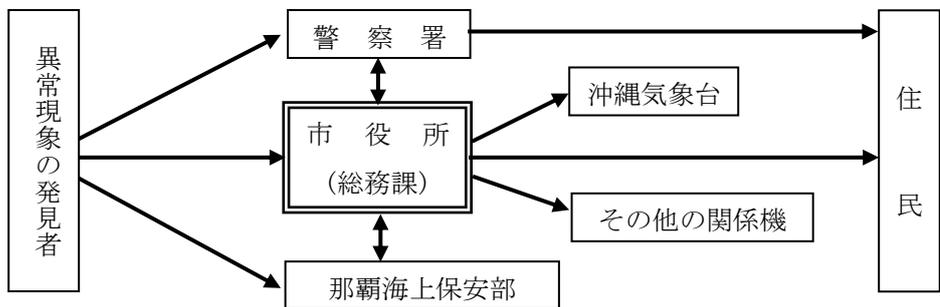
**第6 異常現象発見時の措置**

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した際の通報系統及び通報を要する異常現象は、次のとおりとする。

**【通報を要する異常現象】**

事 項	現 象		
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	強い突風、竜巻、激しい雷雨等	
地象に関する事項	土砂災害関係	土石流	山鳴りがする、川が濁り始める等
		がけ崩れ	がけに亀裂が入る、小石がバラバラ落ちてくる等
		地すべり	地面にひび割れができる等
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪	著しく異常な潮位、波浪	

**【通報系統図】**

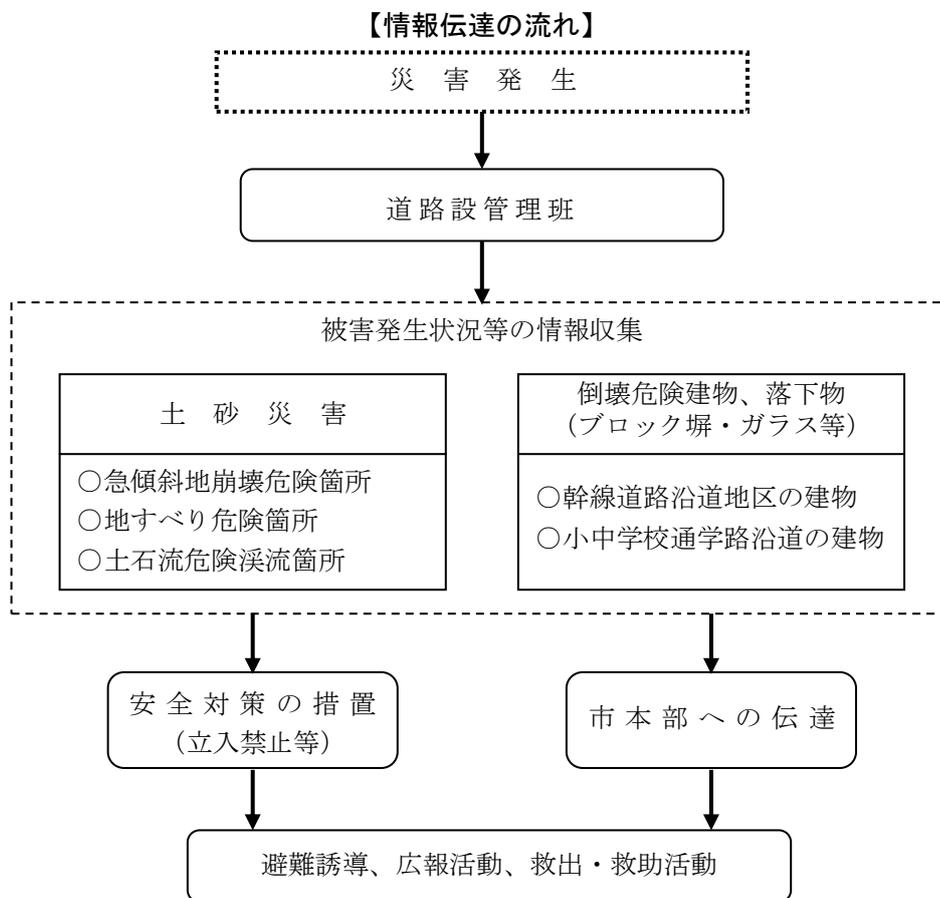


**【通報要領】**

- 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害の拡大を未然に防ぐため、その発見場所、状況、経過等をできるだけ具体的に市長、各担当区域の警察署または那覇海上保安部に通報する。
- 通報を受けた警察署または那覇海上保安部は、その旨を市長に通報する。
- 通報を受けた市長は、異常発見者の通報系統図によりその旨を沖縄気象台その他関係機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し、事態の把握に努める。

## 第7 土砂災害及び危険箇所対策

道路管理班は、危険箇所について情報を収集し、把握した危険箇所について、必要な措置を講ずる。また、次の安全対策を実施する。



### 【安全対策の実施】

区 分	対象地域・箇所	措 置
土砂災害	○急傾斜地崩壊危険箇所 ○地すべり危険箇所 ○土石流発生危険区域	・立入禁止の措置 ・落石防止、降雨対策のためのシート保護
危険建物	○幹線道路沿道の建物 ○小中学校通学路沿道の建物	・立入禁止の措置（建物の高さの1/2の範囲内） ・沿道通行禁止措置の実施 ・幹線道路沿道の倒壊危険建物の取り壊し（所有者の許可を得、市が行う。）
ブロック塀等		・倒壊、落下危険の標識設置 ・通学路沿道の建物の取り壊し（所有者の許可を得、市が行う。）

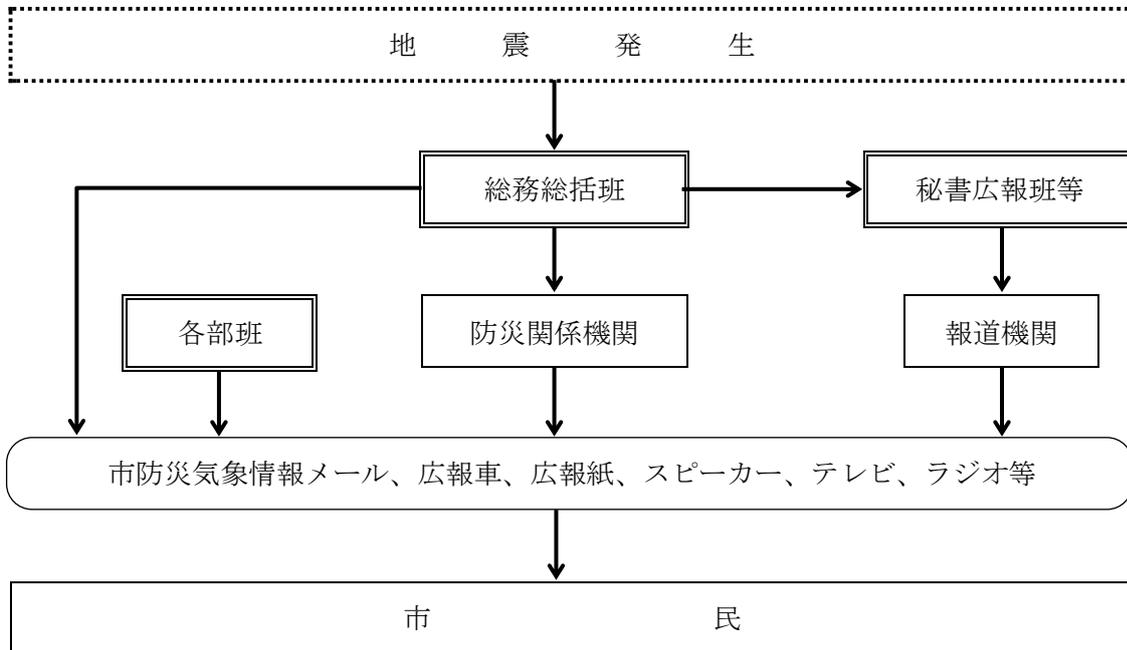
- 【資料編】 4-1 地すべり危険箇所一覧  
 4-3 急傾斜地崩壊危険箇所一覧  
 4-5 土石流危険渓流一覧

### 第3章 災害時の広報

項目	初動	応急	復旧	担当 ( <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">文字</span> は主担当、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">斜字</span> は副担当)
第1節 災害情報の広報	●			<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">総務総括班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">秘書広報班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">平和交流・男女参画班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">消防部各班</span>
第2節 観光客等への広報	●			<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">秘書広報班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">平和交流・男女参画班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">商工農水班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">なはまち振興班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">観光班</span>
第3節 広報広聴活動の実施		●		<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">秘書広報班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">平和交流・男女参画班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">市民生活安全班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">まちづくり協働推進班</span>
第4節 避難所及び市民への広報		●		<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">秘書広報班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">平和交流・男女参画班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">各担当班</span>
第5節 防災関係機関の広報	●	●		<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">消防部各班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">警察署</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">関係機関</span>
第6節 報道機関への広報の要請	●	●		<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">秘書広報班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">平和交流・男女参画班</span>
第7節 報道機関への対応	●	●		<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">秘書広報班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">平和交流・男女参画班</span>

市及び報道機関は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、それぞれの分担事務、または業務に基づき、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるとともに、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、市民への普及啓発に努める。

【情報伝達の経路】



## 第1節 災害情報の広報（担当：総務総括班、秘書広報班、平和交流・男女参画班、消防部各班）

大規模地震、津波等災害が発生し、または発生するおそれのある場合、市所有の広報手段を活用する。状況によっては、報道機関に協力を依頼し、市民等への避難及び注意等の広報を実施する。

なお、その際には、高齢者、障がい者（視覚・聴覚等）、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

### 【広報手段】

- 防災行政無線（屋外拡声器）
- 広報車による巡回広報
- 市ホームページによる緊急広報
- 応援協定に基づく報道機関への緊急放送要請
- 県を通じて報道機関への緊急放送依頼
- 臨時広報紙の発行
- 市防災気象情報メールの配信
- 防災行政無線連携システム放送（館内及び校内放送）
- SNS（公式ツイッター、公式フェイスブック、公式LINE、公式インスタグラム）
- 災害情報共有システム（Lアラート）に連携した公共情報コモンズによる報道機関への情報提供

【資料編】12-4(1) 那覇市土砂災害情報相互通報システムによる災害緊急方法に関する協定書  
 12-4(2) 災害時における放送要請に関する協定書  
 12-5(1) 災害に係る情報発信等に関する協定書

## 第2節 観光客等への広報

（担当：秘書広報班、平和交流・男女参画班、商工農水班、なはまち振興班、観光班）

秘書広報班は観光班と連携し、「那覇市観光危機管理計画」に基づき、観光客、観光関連団体・事業者等からの電話による問い合わせ等への対応を行うとともに、空港、港湾、ビーチ、公園管理者、観光関連・宿泊施設等に対し、電話、FAX、市ホームページ、SNS等を活用した迅速かつ確実な情報を発信する。

さらに、観光客に対し、避難及び注意等にあわせた航空機、旅客船、バス等の臨時便の情報を広報する（第7章「第2節 観光客対策」参照）。

## 第3節 広報広聴活動の実施

（担当：秘書広報班、平和交流・男女参画班、市民生活安全班、まちづくり協働推進班）

秘書広報班、平和交流・男女参画班は、被災者または関係者からの電話等による問い合わせ、要望、相談等について広報広聴活動を行う。

また、市民生活安全班及びまちづくり協働推進班等は、必要により避難所、支所等に災害時総合相談窓口を設置し、被災市民の相談、要望等の広報広聴活動を行う（第12章「第10節 災害時総合相談窓口業務」参照）。

**第4節 避難所及び市民への広報（担当：秘書広報班、平和交流・男女参画班、各担当班）**

**第1 市民への広報**

避難所及び市民に対して、状況に応じた手段で広報を行う。

**1 広報手段に応じた広報内容**

広報手段	広報内容	備 考
防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ、市ホームページ、新聞、携帯メール、SNS	<ul style="list-style-type: none"> <li>○余震・津波情報</li> <li>○気象情報（各気象警報等）</li> <li>○避難情報（避難勧告・避難指示等）</li> <li>○避難所開設情報</li> <li>○交通規制情報</li> <li>○交通機関運航状況（バス、モノレール、航空機、船舶等）</li> <li>○電話、自動車使用の自粛</li> <li>○余震による家屋倒壊、崖崩れの発生等、二次災害への注意</li> <li>○給水、食料供給の情報</li> <li>○ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信）被害・復旧状況</li> <li>○医療機関の受入れ情報</li> <li>○ごみ及び災害廃棄物の処理</li> <li>○応急活動の状況、復旧の見通し</li> <li>○デマ、流言に関する注意喚起</li> <li>○その他行政情報（各種相談窓口、り災証明関係、義援金・救援物資関係、災害ボランティア情報等）</li> </ul>	状況に応じて実施
避難所掲示板	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所生活の注意事項</li> <li>○災害用伝言ダイヤルの使用方法</li> <li>○住民サービスの情報等</li> <li>○バス、モノレールの運行情報</li> </ul>	避難所入口に掲示
広報紙の作成配布	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害の状況</li> <li>○復旧の状況</li> <li>○仮設住宅、福祉仮設住宅の入居等について</li> <li>○り災証明等、住民サービスの情報等</li> </ul>	2、3日または毎月ごとに発行し、避難所、本部で配布

## 2 広報項目別の担当班

広報項目	広報担当班	参照
医療機関の稼働状況	保健総務班、地域保健班、生活衛生班	第2章第1節
観光客	秘書広報班、観光班	第3章第2節
避難所の運営	避難所支援部（学校教育部、生涯学習部、総務部、市民文化部、福祉部、こどもみらい部）	第6章第5節
要配慮者対応	福祉部、健康部、こどもみらい部、学校教育部	第7章
仮設住宅、福祉仮設住宅の同居	学校教育部、教育相談班、学務班、教育研究班、福祉部各班、市民生活安全班	第7章第6節
巡回救護の実施	健康部	第9章第6節
こころのケア	健康部	第9章第6節
交通規制	都市みらい部、消防団班、総務総括班、警察署、各道路管理者	第10章第1節
飲料水、生活用水の給水	応急給水班	第12章第2節
食料の供給	商工農水班、なはまち振興班、観光班	第12章第5節
生活必需品の供給	商工農水班、なはまち振興班、観光班	第12章第8節
食中毒の予防	生活衛生班	第14章第1節
被災地の防疫	環境衛生班、保健総務班	第14章第3節
災害廃棄物処理	環境政策班、クリーン推進班、廃棄物対策班	第14章第4節
被災地内の安全	市民生活安全班、まちづくり協働推進班、消防団班	第16章第1節
上水道の応急、復旧	水道総務班（広報担当）	第17章第2節
下水道の応急、復旧	水道総務班（広報担当）	第17章第3節
電力の応急、復旧	沖縄電力(株)、総務総括班	第17章第4節
電話の応急、復旧	電気通信事業者、総務総括班	第17章第5節
ガスの応急、復旧	沖縄ガス(株)、総務総括班	第17章第6節
道路・橋梁の応急、復旧	道路管理班、道路建設班、西日本高速道路(株)九州支社沖縄高速道路事務所	第18章第2節

## 第2 要配慮者への広報

視聴覚障がい者、観光客、外国人等の要配慮者へは、ボランティア等の協力を得て正確な情報を提供する。

## 【要配慮者への広報手段】

- テレビ等……………字幕放送、手話放送、外国語放送等の放送依頼
- FAX……………FAXサーバを活用した防災情報FAXサービス
- 広報紙……………臨時の点字版広報紙の発行、臨時「声の広報」の送付
- ボランティア……手話、外国語通訳による広報活動

**第5節 防災関係機関の広報（担当：消防部各班、警察署、関係機関）**

関係機関は、災害が発生した場合、次の広報内容及び手段で応急活動の状況及び復旧の見通しについて広報活動を行う。

機 関	広報内容及び手段
消防署	火災、避難、救護を広報車、携帯マイク、戸別訪問で広報
警察署	避難、交通規制、二次災害防止を広報車で広報
沖縄電力	被害、復旧状況をテレビ、ラジオ、広報車で広報
電気通信事業者	通信の途絶、利用の制限を広報車で広報
沖縄ガス	ガスの供給状況、ガスの使用や避難時の注意を広報車で広報

**第6節 報道機関への広報の要請（担当：秘書広報班、平和交流・男女参画班）**

**第1 広報の要請、依頼**

県（広報班）を通じて応急対策に必要な広報を報道機関へ要請する。

ただし、人命に関する等、特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県（広報班）にその旨を連絡する。

【資料編】1-5 那覇市政記者クラブ加盟社一覧

**第2 広報内容の受付**

本部から報道機関へ依頼すべき広報内容を受付ける。広報する内容は、おおむね次のとおりとする。

**【報道機関への広報依頼内容】**

○不要不急の電話の自粛	○被災者の安否
○空き病院の情報	○二次災害防止のためにとるべき措置
○交通情報	○食料、生活必需品に関する情報
○電気、ガス、水道等の復旧の見通し	

**第7節 報道機関への対応（担当：秘書広報班、平和交流・男女参画班）**

記者会見場を設置し定期的に記者会見を行い、情報を提供するとともに、報道機関に対し、災害対策本部内や避難所内等での取材活動の自粛をお願いする。

発表者	記者会見場	内 容
市長または市長が指名する者	市役所本庁舎	○災害の種別、発生場所、日時、状況 ○災害応急対策の状況 ○その他市民等への広報事項等

## 第4章 相互協力・応援要請

項目	初動	応急	復旧	担当 ( <u>文字</u> は主担当、 <u>斜字</u> は副担当)
第1節 自衛隊派遣要請依頼	●			<u>総務総括班</u> 、 <u>平和交流・男女参画班</u>
第2節 県知事への要請	●			<u>総務総括班</u>
第3節 応援協定に基づく応援要請	●			<u>総務総括班</u> 、 <u>水道総務班</u> 、 <u>指令情報班</u>
第4節 民間企業等への協力要請	●			<u>各担当班</u>
第5節 自衛隊、米軍その他応援隊の受入れ	●			<u>総務総括班</u> 、 <u>平和交流・男女参画班</u>
第6節 要員の確保	●	●		<u>総務総括班</u> 、 <u>人事班</u> 、 <u>商工農水班</u> 、 <u>福祉政策班</u> 、 <u>各担当班</u>
第7節 ボランティアセンターの設置・運営		●		<u>福祉政策班</u> 、 <u>保健総務班</u>

### 第1節 自衛隊派遣要請依頼 (担当: 総務総括班、平和交流・男女参画班)

災害により、人命、財産の保護を必要とする事態が発生した場合、県に自衛隊の災害派遣要請を要求する。

#### 第1 派遣要請基準

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づき、次の基準に基づいて自衛隊の災害派遣を要請する。

- 天災地変、その他の災害に際して、人名または財産の保護のため必要があると認められる場合
- 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合
- 救助物資の輸送のため応援を必要とする場合
- 主要道路の応急復旧に応援を必要とする場合
- 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援等の応援を必要とする場合

#### 第2 派遣要請依頼の方法

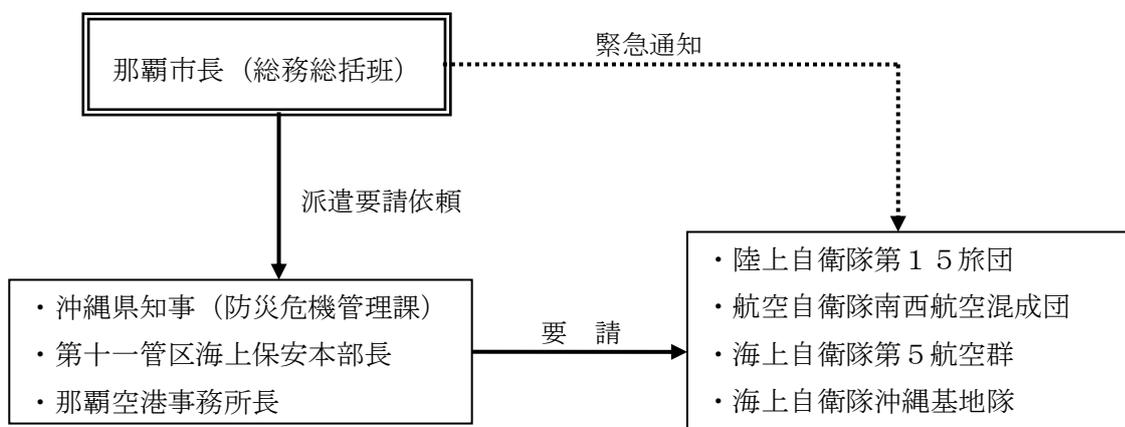
市長は、災害対策基本法第68条の2第1項の規定により、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話または県防災行政無線等で知事（防災危機管理課）に自衛隊の派遣要請を依頼し、事後速やかに依頼文書を提出する。

ただし、知事（防災危機管理課）に要求ができない場合には、災害対策基本法第68条の2第2項の規定により、その旨及び市域に係る災害の状況を直接、防衛大臣またはその指定する者に通知する。なお、通知を行った場合は、速やかにその旨を知事（防災危機管理課）に報告しなければならない。

区分	内容
要請依頼先	沖縄県知事（防災危機管理課）
緊急通知先	防衛大臣または自衛隊
要請・通知の伝達方法	文書各1部（緊急の場合は電話、県防災行政無線で行い、事後文書送達）
要請内容	○災害の状況 ○派遣を要請する理由 ○派遣を希望する期間 ○派遣を希望する区域及び活動内容

【資料編】 1-3 自衛隊災害派遣命令者の所在地等一覧  
15-7(1)(2) 自衛隊災害派遣要請・撤収依頼書

【自衛隊の災害派遣要請依頼系統】



第3 派遣にあたって準備すべき事項

自衛隊派遣に際しては、次の事項に留意するとともに、自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするようこれに協力する。

- 災害地における作業等に関しては、市と県（防災危機管理課他関係部署）及び派遣部隊指揮官との間で協議して決定する。自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう緊密な連携を図り、より効率かつ効果的な作業分担を定める。
- 自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の責任者を指定しておく。
- 派遣部隊の宿泊施設または野営施設を提供する。
- 災害救助または応急復旧作業等に使用する機械、器具類、材料及び消耗品類は、特殊なものを除き、できる限り準備する。
- 災害の応急対策活動、復旧活動並びに緊急患者空輸に必要な航空燃料の補給及び航空機用発電機等の使用について便宜を図る。

第4 自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の派遣要請を待ついとまがない場合は、防衛大臣またはその指定する者は、県の要請を待つことなくその判断に基づいて部隊を派遣し、救援活動を実施する。これには、通信の途絶等による市長から災害に関する通報（通知）の場合も含む。

## 第5 派遣部隊の活動内容

派遣部隊が実施する作業等は、災害の状況、他の救難機関等の活動状況等のほか、要請者の要請内容、現地における部隊の人員及び整備等によって異なるが、通常、次のとおりとする。

また、災害の発生が予想される場合、自衛隊が派遣する連絡幹部等に対し、必要な情報の提供に努める。

- |   |                   |
|---|-------------------|
| ○被災状況の把握（偵察行動）  | ○避難の援助（避難者の誘導、輸送） |
| ○避難者等の捜索、救助   | ○消防水防活動           |
| ○道路または水路の啓開   | ○応急医療、救護及び防疫      |
| ○人員及び物資の緊急輸送（救急患者、医師、その他救済活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送）                      |                   |
| ○炊飯及び給水   |                   |
| ○救援物資の無償貸付、譲与（「防衛庁所管に属する物品の無償貸付及び譲与要に関する省令」（総理府令第1号・昭和33年1月1日付）による） |                   |
| ○能力上、可能なものについては危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去）                     |                   |
| ○その他（自衛隊の能力で対処可能なもの）  |                   |

## 第6 派遣部隊の撤収

要請者は、派遣部隊の撤収時期について、自衛隊及び被災地関係者と十分な協議を行い、円滑な撤収に努める。

派遣命令者は、知事から要請があった場合、または派遣の必要がなくなったと認める場合には、速やかに部隊を撤収する。この際、市長、警察、消防機関等と周密に調整するとともに、その旨を知事に通知する。

## 第7 経費の負担区分

災害派遣部隊の活動に要した経費のうち、次に掲げるものは、県及び市の負担とし、細部及びこれ以外の経費負担は、その都度要請者と災害派遣命令者間で協議のうえ決定する。

- |   |
|---|
| ○派遣部隊が連絡のために宿泊施設等に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金 |
| ○関係公共機関等の施設宿泊に伴う施設借上料、電気、水道、汚物処理等の料金      |
| ○岸壁使用料                                    |

## 第8 ヘリポートの準備

あらかじめ定めた緊急時のヘリポートをヘリポートの設置基準に基づいて設置、管理するものとして、災害時にはヘリポートの被害状況を確認し、離着陸可能な場所を県等に報告する。

### 第2節 県知事への要請（担当：総務総括班）

県知事に、応援の要請または職員派遣の要請を行う。ただし、緊急の場合は、自衛隊派遣要請と同様、電話または県防災行政無線で直接要請し、後日文書を送付する。

区分	内 容	
要請先	沖縄県知事（防災危機管理課）	
要請伝達方法	文書各1部（緊急の場合は、電話、県防災行政無線、FAXで行い、事後文書送達）	
応援の要求	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害の状況</li> <li>○応援を必要とする理由</li> <li>○応援を希望する物資等の品名、数量</li> <li>○応援を必要とする場所、活動内容</li> <li>○その他必要な事項</li> </ul>	災害対策基本法第68条
職員派遣要請 ・幹旋	<ul style="list-style-type: none"> <li>○派遣を要請する（幹旋を求める）理由</li> <li>○職員の職種別人員数</li> <li>○派遣を必要とする期間</li> <li>○派遣される職員の給与その他勤務条件</li> <li>○その他必要な事項</li> </ul>	派遣：災害対策基本法第29条 幹旋：災害対策基本法第30条

また、消防、救助、救急活動及び水道の応急措置等については、必要に応じて県（総括班、情報政策班）を通じて応援要請を求める。

要請項目	担当班	参 照
消防、救助、救急活動等	消防総務班	第8章
給水、水道及び下水道の 応急措置等	水道総務班	第12章第1節・第2節、第17章第2節・第3節

**第3節 応援協定に基づく応援要請（担当：総務総括班、水道総務班、指令情報班）**

1 防災関係機関への要請

要請先	要 請 項 目	協定等
沖縄ケーブルネットワーク(株)	○災害に関する緊急放送	那覇市土砂災害情報相互通報システムによる災害緊急放送に関する協定書
(株)エフエム那覇 FM琉球(株)	○災害情報に関する放送の実施	災害時における放送要請に関する協定書
陸上自衛隊	○不発弾の回収、処理等	不発弾処理における任務分担覚書
那覇警察署 豊見城警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難区域内の警備、防犯</li> <li>○交通規制</li> <li>○回収・運搬時の避難、現場の立入り制限、経路上の安全確保</li> <li>○運搬時のパトカーによる誘導等</li> </ul>	
沖縄県	○関係機関との連絡	
那覇海上保安部	○那覇市地先水面における船舶の消火活動	第十一管区海上保安本部と那覇市との業務協定

## 2 公共的団体等への要請

要請先	要 請 項 目	協定等
沖縄県管工事業 協同組合連合会	○沖縄県下の各水道事業者が管理する水道施設の 応急復旧支援活動	沖縄県水道施設災害に おける応急復旧に関す る協定
那覇市管工事業 協同組合	○水道施設が被災した場合における応急給水、 応急復旧その他応急措置への協力	災害時等における応急 活動の協力に関する協 定
(公社) 日本下 水道管路管理業 協会	○被災した下水道管路施設の応急復旧のために 必要な業務等	災害時における沖縄県 内の下水道管路施設の 復旧支援協力に関する 協定
郵便局	○災害救助法適用時の郵便、為替貯金、簡易保 険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い ○避難場所、物資集積場所の提供 ○(市から郵便局へ) 郵便物集積場所の提供 ○避難先、被災状況等の情報の相互提供 ○避難所への臨時郵便差出箱の設置 ○その他	災害支援協力に関する 覚書
那覇電気工事業 協同組合	○災害対策拠点となる施設に、電気配線工事、 機器の設置等による円滑な運営を図るための 支援	災害時における応急対 策等の災害支援に関す る協定書

## 3 他自治体等への要請

要請先	要 請 項 目	協定等
県内市町及び 一部消防事務組合	○火災その他の災害が発生した場合及び救 急応援搬送の必要がある場合に協定市町 村等相互の消防力を普通応援、救急搬送 応援、特別応援により提供	沖縄県消防相互 応援協定書
東部消防組合、浦添市、宜野 湾市、中城北中城消防組合、 沖縄市、うるま市、金武地区 消防衛生組合、名護市	○沖縄自動車道那覇インターチェンジから 許田インターチェンジ間における協定市 等の相互の消防力を活用した、災害等 による被害の最小限度防止活動	沖縄自動車道に おける消防相互 応援協定書
東部消防組合、浦添市、宜野 湾市、中城北中城消防組合、 沖縄市、うるま市、金武地区 消防衛生組合、名護市、県、 西日本高速道路(株)九州支 社沖縄高速道路事務所	○沖縄自動車道における相互協力による消 防及び救急業務	沖縄自動車道に おける消防及び 救急等の業務に 関する覚書
沖縄県下の水道事業者	○水道施設が被災した場合における県下の 水道事業者相互の応急措置	沖縄県水道災害 相互応援協定
沖縄県下の下水道事業者	○下水道施設が災害により被災した場合に おける相互支援	災害時における 下水道施設を管 理する市町村等 の相互応援に関 する協定

要請先	要 請 項 目	協定等
中核市各市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材</li> <li>○被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資機材及び物資の提供</li> <li>○救援及び救助活動に必要な車両等の提供</li> <li>○救助及び応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣</li> </ul>	中核市相互応援協定

【資料編】 1-2 九州地区都市防災連絡協議会加盟各市防災担当連絡先一覧

- 12-1 (1) 沖縄県消防相互応援協定書
- 12-1 (2) 沖縄自動車道における消防相互応援協定書
- 12-1 (3) 沖縄自動車道における消防及び救急等の業務に関する覚書
- 12-2 (1) 中核市相互応援協定
- 12-3 (1) 沖縄県水道災害相互応援協定
- 12-3 (2) 沖縄県水道災害相互応援協定実施細目
- 12-3 (3) 沖縄県水道施設災害における応急復旧に関する協定書
- 12-3 (4) 災害時等における応急活動の協力に関する協定
- 12-3 (5) 災害時における応急措置等への協力に関する協定
- 12-3 (6) 災害時における下水道施設を管理する市町村等の相互応援に関する協定
- 12-3 (7) 災害時における沖縄県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定
- 12-3 (8) 九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルール

**第4節 民間企業等への協力要請（担当：各担当班）**

各担当班は、民間団体・民間企業等へ必要な協力要請を行う。詳細な要請内容については、資料編を参照する。

要請先	内容等						
民間団体	赤十字奉仕団等に対し、避難誘導の補助、指定避難所における炊き出し、救援物資支給、清掃、防疫等について被災者の応急救護措置等に関する協力を要請する。						
民間企業	<p>販売業者、流通業者、事業者等に対し、食料（生鮮品を含む）、生活必需品、飲料水、資機材置場、資機材、車両、医薬品、仮設住宅用地、救出資機材等の提供、輸送、建物の応急・復旧作業、ライフラインの復旧工事等に関する協力を要請する。</p> <p>&lt;民間企業等への要請手続き&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">連絡先</td> <td>要請先各機関及び団体</td> </tr> <tr> <td>連絡方法</td> <td>電話、FAX（事後文書送付）</td> </tr> <tr> <td>要請事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○応援要請の内容、理由、期間、場所</li> <li>○その他応援要請に関し必要な事項</li> </ul> </td> </tr> </table>	連絡先	要請先各機関及び団体	連絡方法	電話、FAX（事後文書送付）	要請事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○応援要請の内容、理由、期間、場所</li> <li>○その他応援要請に関し必要な事項</li> </ul>
連絡先	要請先各機関及び団体						
連絡方法	電話、FAX（事後文書送付）						
要請事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○応援要請の内容、理由、期間、場所</li> <li>○その他応援要請に関し必要な事項</li> </ul>						

【資料編】 12-7(1) 災害時における応援協定等一覧

## 第5節 自衛隊、米軍その他応援隊の受入れ（担当：総務総括班、平和交流・男女参画班）

### 第1 自衛隊の受入れ

自衛隊の派遣が確定したときは、次のとおり部隊の受入れ体制を準備する。

なお、ヘリポートの設置については、第11章「第2節 ヘリポートの設置」を参照する。

区分	内 容
連絡窓口	○総務総括班から連絡担当者を指定、派遣自衛隊へ連絡員の派遣を要請し、連絡窓口を一本化する。
作業計画	○応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる。 ○機械、器具類、材料、消耗品を特殊なものを除き確保する。 ○作業に関係のある管理者の了解をとる。 ○ヘリポートの設置
受入れ場所	○宿舎、屋内施設、野営施設 ○資材置場、炊事ができる広場 ○事務のできる部屋、駐車場

### 第2 応援隊の受入れ

応援隊の派遣が確定したときは、次のとおり応援隊の受入れ体制を準備する。

区分	内 容
連絡窓口	○総務総括班から連絡担当者を指定、応援隊へ連絡員の派遣を要請し、連絡窓口を一本化する。
作業計画	○応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる。 ○必要な資機材を確保する。
受入れ場所	○宿舎、屋内施設

### 第3 米軍その他海外からの支援の受入れ

国の非常災害対策本部から、米軍その他海外からの支援受入れの連絡が県へあった場合は、県は、支援受入れの可否を判断する。

支援を受入れる場合、市は、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を県と連携のうえ決定する。

### 第4 撤収要請

本部長は、県知事、警察、消防機関、派遣部隊長との協議のうえ、災害派遣部隊の撤収要請を行う。

**第6節 要員の確保**（担当：総務総括班、人事班、商工農水班、福祉政策班、各担当班）

**第1 確保方法**

災害応急対策を実施するために必要な労働者の確保は、総務総括班、人事班、福祉政策班、商工農水班及び各担当班において行う。商工農水班は、次の事項を明示して、那覇公共職業安定所長に紹介の斡旋を要請する。

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 必要となる労働者の人数</li> <li><input type="checkbox"/> 労働者が従事すべき業務の内容に関する事項</li> <li><input type="checkbox"/> 労働契約の期間に関する事項</li> <li><input type="checkbox"/> 社会保険、労働保険の適用に関する事項</li> <li><input type="checkbox"/> 賃金の額に関する事項</li> <li><input type="checkbox"/> 始業及び終業の時刻</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 休憩時間及び休日に関する事項</li> <li><input type="checkbox"/> 就業の場所に関する事項</li> <li><input type="checkbox"/> 所定労働時間を超える労働の有無</li> <li><input type="checkbox"/> 労働者の輸送方法</li> <li><input type="checkbox"/> その他必要な事項</li> </ul> |
|---|---|

**第2 災害救助法による賃金職員等の雇上げ**

人事班は、災害救助法に基づく救助の実施に必要な、次の賃金職員等の雇上げを行う。雇上げ労働に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、労働者を使用した地域における通常の実費程度を支給する。雇上げ期間は、災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、災害救助法に基づく賃金職員等の雇上げの期間はそれぞれ救助の実施が認められている期間とする。

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 被災者の避難誘導賃金職員</li> <li><input type="checkbox"/> 被災者の救出賃金職員</li> <li><input type="checkbox"/> 救済用物資の整理、輸送及び配分賃金職員</li> <li><input type="checkbox"/> 死体捜索賃金職員</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 医療及び助産における移送賃金職員</li> <li><input type="checkbox"/> 飲料水の供給賃金職員</li> <li><input type="checkbox"/> 死体の処理（埋葬を除く）賃金職員</li> </ul> |
|---|---|

上記のほか、埋葬、炊き出しその他の救助作業の賃金職員等を雇上げる必要がある場合、賃金職員の雇上げをする目的または救助種目、所要人員、期間、理由を明示して県に申請する。

**第3 従事命令、協力命令**

災害応急対策を実施するための人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は、次の要領によって従事命令、協力命令を発する。

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者	対象者	
災害応急対策事業	災害応急対策全般	従事命令	災害対策基本法第65条1項	市長	区域内の市民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
			災害対策基本法第65条2項	警察官、海上保安官	
			災害対策基本法第65条3項	自衛官 <sup>*1</sup>	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
			自衛隊法第94条	自衛官 <sup>*2</sup>	
			警察官職務執行法第4条	警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

対象作業		命令区分	根拠法律	執行者	対象者
	災害救助を除く応急措置	従事命令	災害対策基本法第71条1項	県知事、市長 <sup>※3</sup>	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士または歯科衛生士 3 土木技術者または建築技術者 4 土木、左官、とび職 5 土木業者、建築業者及びこれらの従業者 6 地方鉄道業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送業者及びその従業者 9 船舶運送業者及びその従業者 10 港湾運送業者及びその従業者
		協力命令	災害対策基本法第71条2項		救助を要する者及びその近隣の者
災害救助作業	災害救助法に基づく救助	従事命令	災害救助法第7条第1項	県知事	【災害対策基本法第71条1項】と同様
		協力命令	災害救助法第8条		【災害対策基本法第71条2項】と同様
消防作業		従事命令	消防法第29条5項	消防吏員、消防団員	火災の現場付近にある者
水防作業		従事命令	水防法第24条	水防管理者、消防機関の長	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

※1) 市長の職権を行う者がその場にいない場合

※2) 警察官がその場にいない場合

※3) 委任を受けた場合

**第7節 ボランティアセンターの設置・運営（担当：福祉政策班、保健総務班）**

**第1 那覇市災害ボランティア中央センターの設置**

福祉政策班は、那覇市社会福祉協議会内にボランティア活動の拠点として、市災害ボランティア中央センター（以下「中央センター」という。）の設置・運営を要請する。

また、市社会福祉協議会は、必要により各地区の適当な場所に地区ボランティアセンター（以下「地区センター」という。）を設置する。

中央センター、地区センターの主な役割は、次のとおりとする。

**【ボランティアセンターの主な業務】**

- 避難所等のボランティア活動の総括
- ボランティアニーズの把握とコーディネート及び情報提供
- 一般ボランティアの受入れ、受付及び募集、登録（登録者は本部へ連絡）
- 一般ボランティアの活動に関するオリエンテーション（心得、活動形態、宿泊、内容）
- ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○災害対策本部との連絡調整</li><li>○全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整</li></ul> |
|---|

---

## 第2 日本赤十字社、ボランティア団体等との連携

---

中央センターは、被災地に現地入りする日本赤十字社沖縄県支部及びボランティア関係団体等との連携を図り、現場活動についてできる限りの支援を行う。

---

## 第3 市の支援

---

福祉政策班は、中央センターが組織化するまで、ボランティアに関する問い合わせ等の対応を行い、可能な限り活動資機材の提供等、必要な支援を行う。また、ボランティアが必要としている物資を報道機関を通じて広報することによって、ボランティア活動に対する金銭面や物的面の負担の軽減を図る。

---

## 第4 ボランティアの派遣要請

---

ボランティアの派遣を必要とする部は、活動内容、人員、期間等の必要な事項を中央センターへ伝える。中央センターは可能な限り要請に応え、ボランティアを派遣する。

保健総務班は「那覇市保健所災害対応マニュアル」に基づき、各班における医療ボランティアの必要状況を把握し、災害対策本部に報告する。

---

## 第5 ボランティアの活動連絡

---

福祉政策班の担当者は、中央センターの担当者と、毎日1回、ボランティアの活動内容等について打ち合わせを行い、行政によって一元化された適切な情報を中央センターの担当者がボランティア組織に提供し、情報の共有化を図る。

なお、提供するにあたっては、ボランティア組織自体が必要とする情報だけでなく、市民に対する震災関連情報、生活情報も同時に提供する。

---

## 第6 ボランティアへの協力要請

---

中央センターは、各応急活動について必要とするボランティアの種類、人数等のニーズを把握し、ボランティアのニーズに関する情報をNPOや報道機関、市ホームページ等を通じて公表する。

---

## 第7 ボランティアの受入れ、派遣

---

個人ボランティアの受入れ及び派遣は、中央センター内に窓口を設置して行う。

ボランティアの受入れに際しては、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。ボランティアの受入れ事務(受付、活動調整、現地誘導等)には、地域のボランティアや自主防災組織からの人員の派遣等を検討する。



## 第5章 災害救助法の適用

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 ( <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">文字</span> は主担当、斜字は副担当)
第1節 災害救助法の適用基準		●		—
第2節 滅失世帯の算定基準		●		<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">福祉政策班</span> 、総務総括班
第3節 災害救助法の適用手続き		●		<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">福祉政策班</span> 、総務総括班
第4節 災害救助法による救助実施 状況の報告等		●		<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">福祉政策班</span> 、総務総括班
第5節 救助業務の実施者		●		<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">福祉政策班</span> 、総務総括班、各担当班

**第1節 災害救助法の適用基準**

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1号から第4号までの規定による。本市における具体的適用は、次のいずれか1つに該当する場合である。

**【災害救助法の適用基準】**

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
(1) 市内の住家が滅失した世帯の数	市 150 世帯以上	第1項第1号
(2) 県内の住家が滅失した世帯の数そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	県 1,500 世帯以上 かつ市 75 世帯以上	第1項第2号
(3) 県内の住家が滅失した世帯の数そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	県 7,000 世帯以上 かつ市多数	第1項第3号
(4) 災害が隔絶した地域で発生したものである等被害者の救護が著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合	多数 *	第1項第3号
(5) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当する場合	— *	第1項第4号

(注1) \*印の場合は、県知事が厚生労働大臣と事前協議を行う必要がある。

(注2) 記(4)に係る厚生労働省令で定める特別の事情

- ア 被災者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。
- イ 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(注3) 記(5)に係る厚生労働省令で定める基準

- ア 災害が発生し、または発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- イ 被災者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、または被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

## 第2節 滅失世帯の算定基準（担当：福祉政策班、総務総括班）

## 第1 滅失世帯の算定基準

滅失世帯数の算定は、住家が全壊（全焼・流失）した世帯を基準とする。半壊等は、災害救助法施行令第1条第2項の規定により次のとおり、みなし換算を行う。

- 半壊または半焼等により、著しく損傷した世帯は、2世帯をもって滅失住家1世帯とする。
- 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住できない状態の世帯は、3世帯をもって滅失住家1世帯とする。

## 第2 住家被害程度の認定

住家の被害程度の認定を行ううえで、おおよその基準は、次のとおりとする。

被害の区分	認定の基準
住家の全壊	<p>住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には以下のいずれかによるもの。</p> <p>①損壊基準判定 住家の損壊、焼失または流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも</p> <p>②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも</p>
住家の半壊・半焼等	<p>住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には以下のいずれかによるもの。</p> <p>①損壊基準判定 損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの</p> <p>②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの</p>
住家の床上浸水 土砂の堆積等	<p>上記2点に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のも、または土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの</p>

(注1)「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

(注2)「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(注3) 住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定する。

(注4)「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

(注5)「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

第3節 災害救助法の適用手続き（担当：福祉政策班、総務総括班）

第1 災害救助法の適用要請

市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を県知事に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭または電話をもって要請し、後日文書によりあらためて要請する。

【知事への報告事項】

- 災害発生の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の状況
- 適用を要請する理由
- 適用を必要とする期間
- すでにとった救助措置及びとろうとする救助措置
- その他必要な事項

第2 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、市長は、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに県知事に報告する。その後の処置に関しては、県知事の指示を受ける。

第3 特別基準の適用申請

災害救助の対象数量及び期間は、特別な事情のある場合において特別基準の適用を申請できる。適用申請は県知事に対して行うが、期間延長は救助期間内に行う必要がある。

第4節 災害救助法による救助実施状況の報告等（担当：福祉政策班、総務総括班）

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に伴い、「発生報告」、「中間報告」、「決定報告」の3段階があり、その都度、県知事に報告する必要がある。

また、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、毎日記録し、県知事に報告する必要がある。

【資料編】14-1 災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表

第5節 救助業務の実施者（担当：福祉政策班、総務総括班、各担当班）

災害救助法の適用後の救助業務は、知事が実施する。この場合、市は、知事が行う救助を補助する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害救助法施行令で定めるところにより、知事の権限に属する救助を市長（本部長）が行う。

市が救助を実施する場合には、福祉政策班は、各担当班に関係帳簿の作成を指示し、整理した

うえで、県災害対策本部に報告する。

なお、災害救助法の適用外の災害については、災害対策基本法第5条に基づき、市長（本部長）が応急措置を実施する。

救助の種類	担当班
避難所及び応急仮設住宅の供与	避難所支援部各班、保護班
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	商工農水班、なはまち振興班、観光班、学校給食班、応急給水班
被服、寝具その他生活必需品の給与	商工農水班、なはまち振興班、観光班
医療及び助産	保健総務班、健康増進班、地域保健班
被災者の救出	保護班、救急班、中央消防班、西消防班、消防団班
被災した住宅の応急修理	建築工事班
生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与	市民税班、資産税班、納税班、施設班
学用品の給与	学校教育班、教育相談班、学務班、教育研究班
遺体の搜索、処理及び火（埋）葬	環境保全班、環境衛生班
災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	環境政策班、クリーン推進班、廃棄物対策班

## 第6章 避難対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 ( <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">文字</span> は主担当、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">斜字</span> は副担当)
第1節 津波時の避難	●			<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">総務総括班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">消防部各班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">警察署</span>
第2節 避難勧告等、警戒区域の設定	●			<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">総務総括班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">都市みらい部各班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">消防部各班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">警察署</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">那覇海上保安部</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">自衛隊</span>
第3節 避難誘導	●			<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">企画財務部各班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">消防部各班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">警察署</span>
第4節 避難所の開設	●			<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">避難所支援部各班</span>
第5節 避難所の運営	●	●		<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">避難所支援部各班</span>
第6節 広域一時滞在		●		<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">総務総括班</span>
第7節 避難者への配慮		●		<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">避難所支援部各班</span>
第8節 避難所の統合・閉鎖			●	<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">避難所支援部各班</span>

**第1節 津波時の避難** (担当: 総務総括班、消防部各班、警察署)

津波からの避難は、那覇市津波避難計画に基づいて行い、地震被害想定調査による浸水危険区域からの避難は、市と消防部各班が協力して行う。大津波警報、津波警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、津波避難計画の定めによる。

### 第1 津波警報等が発表された時の措置

津波警報等が発表された場合、次の措置をとり、あらかじめ定めた避難場所に避難するよう広報を行う。

区 分	措 置
津波注意報	○釣り人、海水浴客等へ、水辺からの退避の呼びかけを行う。
津波警報	○釣り人、海水浴客、観光客、市民等へ津波浸水予想区域からの避難を呼びかける。
大津波警報	○沿岸部や川沿いにいる人等へ、直ちに高台や避難ビル等の安全な場所へ避難するよう呼びかける。

※なお、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、または弱くても長い揺れを感じたとき、あるいは異常な海象を知った場合は、津波警報が発表されたときと同様の措置をとること。

【資料編】6-5 津波緊急一時避難所一覧

### 第2 「津波に対する心得」の徹底

地震が発生した場合は、直ちに市民等に対して次の「津波に対する心得」に定める措置を行うよう、広報する。市は日頃から広報紙等を通じて「津波に対する心得」の周知に努める。

津波の情報については、第2章「第7節 地震・津波に関する情報伝達」、津波の広報については、第3章「第1節 災害情報の広報」を参照する。

## 【津波に対する心得】

- 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、または弱くても長い揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台や津波避難場所等の安全な場所に避難する。
- 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台や津波避難場所等の安全な場所に避難する。
- 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手する。
- 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

## 第3 津波が発生した時の措置

## 1 避難勧告・指示等の発令

津波避難計画の定めにより、次の点に留意して津波浸水危険区域等に対し、避難勧告・避難指示等の発令にあたる。

- 全国瞬時警報システム（Jアラート）等から伝達を受けた津波警報等を、災害情報共有システム（Lアラート）、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等で市民等へ伝達するよう努める。
- 強い揺れ（震度4程度以上）または長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、もしくは津波警報等を覚知した場合は直ちに避難指示を行う等、速やかに的確な避難勧告・指示を行う。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、市民等の迅速かつ的確な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を市民等に伝達する。
- 津波警報・避難勧告等の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客及び漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- 避難情報の伝達にあたっては、津波は、第一波よりも第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性があること等、津波の特性や津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。

## 2 避難場所

避難先は、津波避難計画で定められた津波浸水想定区域外の安全な高台とする。津波到達時間内に避難が困難な場合は、最寄りの津波避難ビルや津波避難タワー等とする。

## 3 避難誘導

避難誘導にあたっては、消防職員、消防団員、警察官及び市職員等、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで、予想される津波到達時間も考慮しつつ、交通規制の実施、要配慮者（障がい者、高齢者、外国人等）の避難支援及び観光客等を含めた避難対象区域内の全ての避難誘導を行う。

## 4 船舶等の避難

那覇海上保安部は、津波警報等の発表に伴い、港内及び周辺海域の船舶に対し、作業等の中止及び港外への避難を呼びかけるとともに、船舶の入港制限、移動を命ずる等の規制を行う。

**第2節 避難勧告等、警戒区域の設定**

(担当：総務総括班、都市みらい部各班、消防部各班、警察署、那覇海上保安部、自衛隊)

**第1 避難勧告等の実施者及び職務代理者**

市長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合で市民の生命、身体に危険が及ぶと判断したときは、危険地域住民に対し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）（以下「避難勧告等」という。）を行う。ただし、避難勧告等を発令する場合は可能な限り対象地域を指定し実施するものとし、あわせて避難所の開設を行う。また、災害による危険がより切迫し、特に緊急の意思決定を要する場合において市長の判断を得ることができないときや、市長が不在または連絡不能のとき等は、市長の職務を次の順位により代行する。

なお、職務代理者は市長の権限を代行するもので、その効果は市長に帰属する。また、職務代理者は避難勧告等を実施した場合は速やかに市長にその旨を報告し、以後の指示を受ける。

**【避難勧告等の発令職務代行者】**

第1位	総務部を担当する副市長
第2位	他の副市長
第3位	政策総括調整監
第4位	総務部長
第5位	消防局長

知事は、大規模な災害等により市長がこれを行えない場合、代わりに実施する。このほか、警察官、海上保安官、水防管理者、自衛隊員またはその命を受けた職員が行う。

**1 避難準備・高齢者等避難開始**

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	なし	警報等の伝達時には、災害対策基本法第56条により実施可能。

**2 避難勧告**

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第60条	
職務代理者 (副市長、政策総括調整監、総務部長、消防局長)	災害全般	地方自治法第153条	市長の判断を得るいとまがないときまたは市長が不在等のとき
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	市長ができない場合に代行

## 3 避難指示（緊急）

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法 第60条	
職務代理者 (副市長、政策総括 調整監、総務部長、 消防局長)	災害全般	地方自治法 第153条	市長の判断を得るいとまがないとき または市長が不在等のとき
知事	災害全般	災害対策基本法 第60条	市長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法 第61条	市長から要請がある場合または市長が 避難の指示をするいとまのないとき
警察官	災害全般	警察官職務執行 法第4条	
自衛官	災害全般	自衛隊法第94条	警察官がその場にはいないとき
知事またはその命 を受けた職員	洪水、津波、 高潮、地す べり	水防法第29条 地すべり等防止 法第25条	

## 第2 警戒区域の設定

災害が発生し、または発生しようとしている場合において、市民の生命を守るために特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法 第63条	
職務代理者 (副市長、政策総括 調整監、総務部長、 消防局長)	災害全般	地方自治法 第153条	市長の判断を得るいとまがないとき または市長が不在等のとき
知事	災害全般	災害対策基本法 第73条	市長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法 第63条	市長から要請がある場合または市長 (委任を受けた職員含む)がその場 にはいないとき
自衛官	災害全般	災害対策基本法 第63条	市長(委任を受けた職員含む)、警察 官等がその場にはいないとき
消防吏員 消防団員	火災	消防法第28条	消防警戒区域の設定
警察官	火災	消防法第28条	消防警戒区域の設定、 消防吏員・団員がいないときまたは要 求があったとき
消防機関に属する 者	洪水、津波、 高潮	水防法第21条	

【「警戒区域の設定」と「避難指示（緊急）」の違い】

<p>警戒区域の設定が避難指示（緊急）と異なる点は、次のとおりとする。</p> <p>○警戒区域の設定が地域的にとらえて、立入制限・禁止、退去命令により、その地域の居住者等の保護を図るもの（避難指示（緊急）は、対人的にとらえて、指示を受ける者の保護を目的とするもの）</p> <p>○災害がより急迫している場合に行使</p> <p>○警戒区域の設定には強制力があり、その違反には罰金または拘留の罰則がある（避難指示（緊急）には、強制力はなし）。</p> <p>※上記のとおり、警戒区域の設定には罰則の規定があるため、不必要な範囲まで設定しないよう留意する必要がある。</p>
---

第3 避難勧告等の種類

避難勧告等の種類は次のとおりとする。

種類	内容	根拠法
避難準備情報・高齢者等避難開始 自主避難	<p>市民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの避難行動を開始することを求める。</p> <p>&lt;基準&gt;</p> <p>①市において震度4程度が観測され、市長が必要と認めたとき</p> <p>②遠地地震による津波が到達すると予想されるとき<sup>※1</sup></p> <p>③市長が必要と認めたとき</p>	なし
避難勧告	<p>災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告する。</p> <p>&lt;基準&gt;</p> <p>①震度6弱程度以上の地震が発生したとき</p> <p>②市長が必要と認めたとき<sup>※2</sup></p>	災害対策基本法第60条
避難指示（緊急）	<p>上記において、急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示する。</p> <p>&lt;基準&gt;</p> <p>①「沖縄本島地方」に大津波警報、津波警報、津波注意報<sup>※3</sup>が発表されたとき</p> <p>②強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または揺れが弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで、市長が必要と認めたとき</p> <p>③震度6強程度以上の地震が発生したとき</p> <p>④市長が必要と認めたとき</p>	
警戒区域の設定	<p>災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合、あるいは生命または身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合に警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。</p> <p>なお、災害対策基本法第116条により従わなかったものには罰則が規定されている。</p>	災害対策基本法第63条

※1) 津波の到達時間から概ね3時間前までに避難準備・高齢者等避難開始情報を発令する。

※2) 津波警報等が入手できない場合等。

※3) 津波注意報が発表されたときは、漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。ただし、津波の高さは、予想される高さ1 mより局所的に高くなる場合も想定されることから、海岸堤防等がない地域や地盤の低い区域についてはそれを考慮した避難対象区域を設定する必要がある。

## 第4 伝達事項及び伝達方法

### 1 伝達事項

避難勧告等及び警戒区域の設定を行った場合、地域の居住者、滞在者等その他の者に対して次の事項を通知する。

なお、避難場所は、災害の種類及び被害状況等により、避難場所を変更、または新たに設置する。

○発令者	○対象区域
○避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び警戒区域の設定の理由	
○避難日時、避難先及び避難経路	○その他必要な事項

- 【資料編】 6-1 指定緊急避難場所一覧  
 6-2 広域避難場所一覧  
 6-3 指定避難所一覧  
 6-4 自主避難所一覧

### 2 伝達方法

避難勧告等の伝達は、主に次の伝達方法により行い、複数の伝達手段を併用して活用し、また報道機関等と連携し、市民等への広報を迅速に実施する。

○防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機連携システム等）
○消防車両等の広報車による巡回広報
○携帯メール（市防災気象情報メール、緊急速報メール）の配信
○市ホームページ、SNSによる緊急広報
○災害情報共有システム（Lアラート）
○応援協定に基づく報道機関への緊急放送依頼
○県を通じて報道機関への緊急放送依頼
○無線機による学校施設への伝達
○その他伝達員

### 3 放送機関等への放送要請

避難勧告等については、災害情報共有システム（Lアラート）を活用して迅速かつ的確に情報発信するとともに、テレビやラジオ、インターネット等による放送を必要とするときは、県に放送の要請を依頼する。

ただし、人命に関する等、特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県にその旨連絡する。

### 4 施設等への伝達

施設等への伝達は、当該施設等を所管する部署等が連携して実施する。なお、下記の一覧以外においても、各施設等を所管する部署等は、災害時に迅速かつ円滑な情報伝達ができるよう、

平常時から伝達方法等の確認及び体制整備に努める。

伝達先	担当	伝達方法
小学校・中学校	学校教育班、教育相談班、学務班、教育研究班	電話、一斉 FAX等
こども園・認可外保育施設	こども教育保育班	
公民館・図書館	生涯学習班、社会教育施設班	
本庁舎	管財班、総務総括班	
真和志支所	管財班	
首里支所、小禄支所	市民班	
なは市民活動支援センター	まちづくり協働推進班	
上下水道局庁舎	水道総務班	
那覇市津波避難ビル	総務班	
那覇市民体育館	市民スポーツ班	
那覇港管理組合	都市計画班	
沖縄都市モノレール(株)	都市計画班、道路建設班	
那覇市社会福祉協議会	福祉政策班	
老人福祉センター等	福祉政策班、ちゃーがんじゅう班	
地域包括支援センター	ちゃーがんじゅう班	
那覇市障がい者福祉センター等	福祉政策班、障がい福祉班	
こども発達支援センター	こども教育保育班	
那覇市ファミリーサポートセンター	こどもみらい班	
那覇市母子生活支援センターさくら	子育て応援班	
那覇市保健所	保健総務班	
保健センター	地域保健班	
児童館	こども政策班	
那覇市観光協会、沖縄観光コンベンションビューロー(OCVB)等	観光班	
第一牧志公設市場、衣料部、雑貨部	なはまち振興班	
マチグワ案内所ゆっくる	なはまち振興班	
市営住宅	市営住宅班	
IT創造館	商工農水班	
てんぶす那覇	商工農水班	
那覇市壺屋焼き物博物館等	文化財班	
森の家みんな	生涯学習班	

### 5 不特定多数への伝達

海岸、港湾、ビーチ等にいる市民及び観光客等には、次のように伝達する。

- 防災行政無線(屋外拡声器)をもって避難を呼びかける。
- ビーチの観光客には、消防車両、防災関係機関と連携し、拡声器等をもって避難を呼びかける。
- 宿泊施設や観光施設には、市防災気象情報メール、緊急速報メール、報道機関の緊急放送等により緊急避難情報を伝達し、各施設は敷地内及び施設周辺に避難を呼びかける。
- 那覇港管理組合には、市防災気象情報メール、緊急速報メール、報道機関の緊急放送等

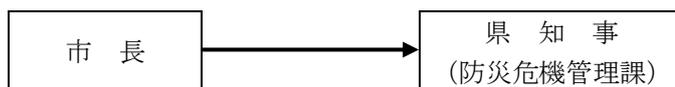
により緊急避難情報を伝達し、港管理組合は屋外スピーカー等を活用して漁港の作業者等に避難を呼びかける。

○小中学校には、市防災気象情報メール、緊急速報メール、報道機関の緊急放送、無線機等により緊急情報を伝達し、各学校長は、校内放送及び拡声器を活用し、教職員と連携して児童、生徒に避難を呼びかけ、避難場所への避難誘導を開始する。

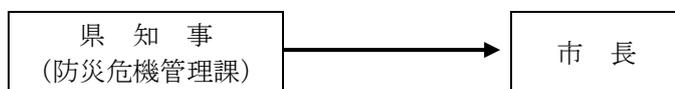
## 第5 避難勧告等及び警戒区域設定者の措置

避難勧告等及び警戒区域設定を行った者は、必要な事項を関係機関に通知する。

### (1) 市長の措置

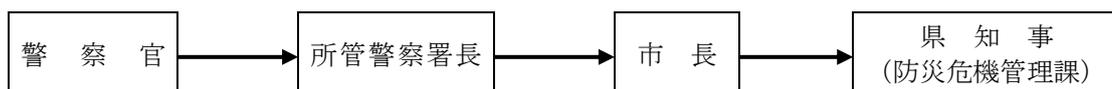


### (2) 知事の措置



### (3) 警察官の措置

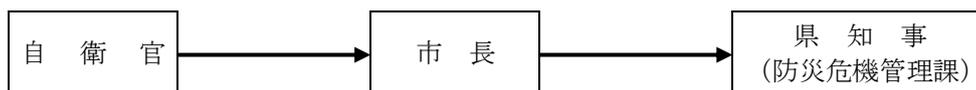
#### ①災害対策基本法に基づく措置



#### ②警察官職務執行法（職権）に基づく措置



### (4) 自衛官の措置



### (5) 海上保安官の措置

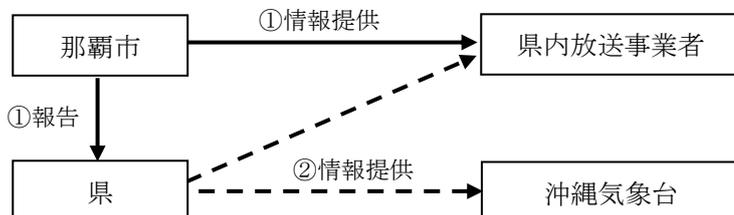


### (6) 水防管理者の措置



## 第6 放送を活用した避難勧告等情報の伝達

避難勧告等を発令した際には、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱」（平成17年6月28日）に基づく避難勧告等発令情報について、FAX及び電話または災害情報共有システム（Lアラート）により県や県内放送事業者及び沖縄気象台に伝達する。



## 第7 解除の基準

### 1 解除の基準

避難指示（緊急）の解除については、当該地域が避難指示（緊急）発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基準として、解除する。

浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示（緊急）発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除する。

### 2 解除の公示等

市長は、発令した避難情報を解除し、避難の必要がなくなった場合には、直ちにその旨を公示し、速やかにその旨を県知事に報告するとともに、複数の伝達手段を併用して活用し、また報道機関等と連携し、市民等への広報を実施する。

## 第8 屋内安全確保

避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等、やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」の安全確保措置といった適切な避難行動を指示する。

### 第3節 避難誘導（担当：企画財務部各班、消防部各班、警察署）

#### 第1 避難誘導

避難誘導者は、自治会単位等で集団避難を促し、要配慮者（幼児、児童、高齢者、障がい者、病人、妊産婦、観光客、外国人等）に配慮して行う。

また、避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示し、避難誘導員を配置して避難時の事故防止及び迅速かつ的確な避難体制の確保を行う。夜間は可能な限り投光器等、照明器具による避難方向の照射等を行う。

避難誘導を行う者	措置内容
企画財務部各班 消防部各班	地域住民、観光客、来訪者の避難誘導を行う。
派遣された職員	警察官、消防署員、自主防災組織等の協力により市民等を危険地域から安全な地域へ避難誘導することに努める。
施設の責任者、管理者等	学校、こども園、事業所等その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、施設の管理者が行う。

## 第2 避難時の留意事項等

避難時の主な留意事項、避難者の携帯品は次のとおりとする。

### 【避難時の主な留意事項、携帯品等】

区分	項目
主な留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○火の元の始末、電気ブレーカーを切ったうえで避難する。</li> <li>○原則として徒歩により避難する。</li> <li>○災害種別に応じた適切な避難行動をとる。</li> <li>○家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）を携帯する。</li> <li>○事業所では危険物等の安全措置を講ずる。</li> <li>○携行品は必要最小限とし、動きやすい服装、靴を履き、ヘルメットや防災頭巾等をかぶる。</li> <li>○夜間の場合は照明器具を携行・確保して安全を確保する。</li> </ul>
主な携帯品	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1人2食分位の食料と2～3リットルの飲料水</li> <li>○貴重品（現金、預貯金通帳、免許証、健康保険証、お薬手帳等）</li> <li>○防寒具、雨具、タオル、常備薬、手袋、マスク、救急医薬品、懐中電灯、笛・ホイッスル、携帯ラジオ等</li> <li>○衛生用品（眼鏡、コンタクトレンズ、哺乳瓶、入れ歯、歯ブラシ、おむつ等）</li> <li>○身体状況に応じた必需品（医療機器、補装具、介助用具）</li> <li>○ペット同行避難で必要となる携行品（ゲージ、首輪、リード、シート等）</li> </ul>

## 第3 避難の誘導方法

避難の誘導方法は、次の避難要領に従って迅速に行う。

なお、災害が激甚の場合または緊急を要する場合の避難者の移送は、「第11章 緊急輸送対策」を参照する。

### 【避難誘導要領】

- 要配慮者（幼児、高齢者、障がい者、病人、妊産婦、観光客、外国人等）を優先して避難させる。
- 経路の安全を確認し、徒歩により避難する。自動車による避難及び家財の持出し等は危険なので中止させる。
- 地域の実情に応じ、避難経路を2箇所以上選定する。
- 在宅の避難行動要支援者の避難は、避難行動要支援者の避難支援プランに基づき、自主防災組織、自治会及び民生委員等地域で支援を行い実施する。
- 社会福祉施設等の入所者及び利用者は、施設管理者が避難誘導を行う。その場合、市は可能な限り支援を行う。
- 避難誘導後速やかに避難漏れまたは要救出者の有無を確かめる。

## 第4 自主避難

地震は、風水害と異なり突然襲ってくるため、適切な避難指示（緊急）を行えないことがある。このため、市民は危険と判断した場合には、避難指示（緊急）を待つことなく、自主的に避難する。

### 【適切な避難指示（緊急）が困難な事由】

- 行政側も被災し、または混乱し、適切な避難指示（緊急）することが難しい。
- 地震は、同時に、かつ広範囲にわたって振動するため、被災地を特定することが難しい。
- 各戸によって、それぞれの状況が異なるため、避難の必要があるかどうか判断が難しい。

各戸の状況	{	<ul style="list-style-type: none"> <li>①建築構造（木造、コンクリート造等）</li> <li>②建築年数</li> <li>③地形（海沿い、がけ地等）</li> </ul>
-------	---	--

## 第4節 避難所の開設（担当：避難所支援部各班）

避難所の開設及び避難者の収容保護は市長が行うが、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として行う。また、広域避難等において市のみで対応不可能な場合は、県、近隣市町村等の協力を得て実施する。

災害時の初動応急期において迅速かつ的確に避難所開設運営を行えるよう、災害対策本部内に避難所支援部を設置するとともに、事前に指名した各避難所の避難所支援員及び必要に応じて補助員を追加し、初動応急期の対応にあたる、

避難所の開設運営は初動期の3日間を目安とし、以降は避難所利用者や自治会、自主防災組織、小学校区まちづくり協議会、ボランティア等と避難所運営委員会を組織し、自主運営に移行する。

### 第1 避難所の設置

#### 1 避難所の決定

本部長は、被災した場所、被災状況に応じて開設する避難所を決定し、当該施設管理責任者に連絡する。

なお、避難所における新型コロナウイルス等の感染症対策として、感染症の県内及び市内発生状況等に応じ次の事項に留意のうえ、保健所と十分に連携を図り、避難所を決定する。

- 指定避難所以外の避難所の開設（ホテルや旅館等の活用検討）
- 避難者の健康状態の確認
- 手洗い、咳エチケットの徹底
- 避難所の衛生環境の確保
- 十分な換気の実施、スペースの確保
- 症状が出た者のための専用スペースの確保

#### 2 避難所の開設

保健総務班は、「那覇市保健所災害対応マニュアル」に基づき、本部と連携し、避難所・救護所の設置状況を把握する。

ただし、災害の状況により緊急に開設する必要がある時は、施設の管理責任者・勤務職員、

または最初に到着した市職員が実施する。また、施設が利用できないときは、野外に仮設物、テント等を設置する。

#### 【開設の手順】

- ①電話、無線等により避難所開設の旨を施設の管理者に報告する。
- ②施設の門を開け、入口扉を開ける。
- ③施設の安全確認を行う。
- ④すでに避難者がいる時は、安全が確認できるまで、とりあえずグラウンド等で待機させる。
- ⑤避難所開設の広報を行う。
- ⑥避難所内事務所を開設する。
- ⑦要配慮者専用スペースを確保し、案内する。
- ⑧避難者収容スペースの決定、誘導を行う。
- ⑨車中避難者の実態を把握し、対策を行う。
- ⑩ペットの収容スペースを確保する。

【資料編】 6-1 指定緊急避難場所一覧

6-2 広域避難場所一覧

6-3 指定避難所一覧

6-4 自主避難所一覧

### 3 避難所内事務所の開設

避難所内に事務所を開設し看板等を掲げて、避難所運営の責任者の所在を明らかにする。  
なお、事務所には要員を常時配置し、避難者カード、事務用品等を準備する。

## 第2 広域避難

被害が甚大なため、市内の避難所の利用が困難な場合は、県と協議して被災地域外の市町村の施設等へ広域避難を行う。

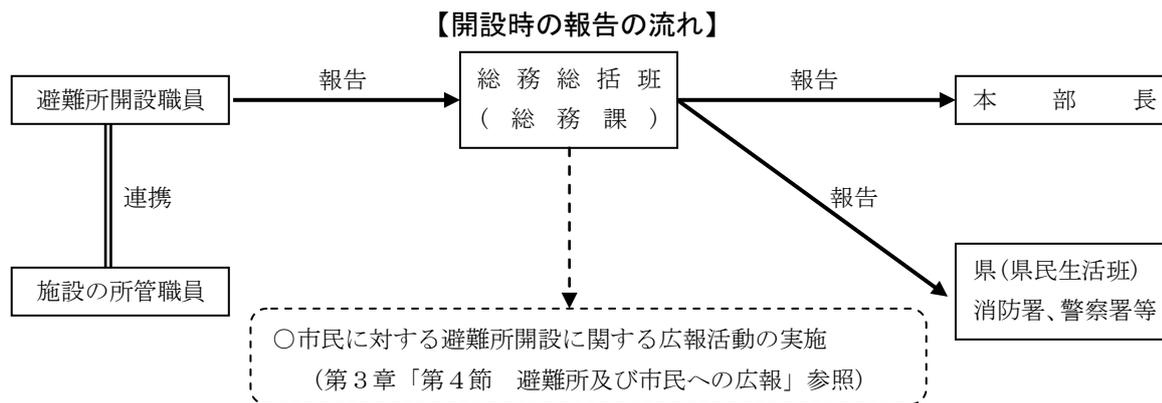
県は、被災市町村の要請に基づいて、避難可能な公共施設や民間施設を把握し、受入先市町村及び施設管理者と避難収容について調整を行う。

## 第3 避難所開設の報告

避難所を開設したときは、市民に周知するとともに、県及び関係機関へ次の事項を報告する。

#### 【県等への報告事項】

- |                 |                          |
|-----------------|--------------------------|
| ○開設日時           | ○避難所名及び場所                |
| ○受入れ可能人員及び受入れ状況 | ○開設期間の見込み（最大30日間での閉鎖を目標） |
| ○その他必要事項        |                          |



## 第4 避難所が不足する場合

### 1 県有施設の利用

避難所が不足する場合、県に対し県有施設の活用を要請することができる。県は、県有施設について一時使用の要請があった場合、可能な範囲において提供する。

### 2 船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、市は県（総括情報班）に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。県は、要請があった場合、第十一管区海上保安本部に対して所有船舶の要請及び沖縄総合事務局運輸部に対して民間船舶の調達を要請する。

## 第5 避難者の受入れ

避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、または受けるおそれがある者（避難勧告等を受けた者）とする。

### 第5節 避難所の運営（担当：避難所支援部各班）

「那覇市避難所運営マニュアル」に基づき、基本的に避難所では、避難所を利用する人（避難所以外の場所に滞在する被災者を含む。）の自主運営を原則とする。

#### 第1 避難所の運営

避難所を利用する人が自主的に運営を行うことができるよう、地域（自治会、通り会等）の役員や自主防災組織の長等、避難所を利用する人の代表者や行政担当者、施設管理者等で構成する委員会を設置し、運営に関わる事項を協議、決定する。委員会の構成員には女性を入れる等、避難所運営に多様な立場の人々の意見が反映されるよう努める。

また、運営が特定の人々の過重な負担とならないよう、年齢や性別に関係なく可能な限り役割を分担し、より多くの人々が避難所の運営に参画できるよう、交代や当番等により対応する。避難所を利用する人（避難所以外の場所に滞在する被災者を含む。）は、受入れた部屋やブロック（10世帯程度）ごとに「組」を組織し、避難所の運営に参加する。

避難所の後方支援については、本部が行う。

- 食料、物資等の配給を受けるため、本部と定期的に連絡をとる。
- 本部から派遣された保健師、福祉部門や衛生部門の職員等の支援を受け、被災者の心身の健康管理を行う。
- 避難所以外の場所に滞在する被災者の生活支援等を行う地域の拠点施設として機能するよう、災害対策本部から必要な支援を受ける。

なお、避難所における新型コロナウイルス等の感染症対策として、感染症の県内及び市内発生状況等に応じ次の事項に留意のうえ、避難所を運営する。また、避難者が感染症を発症した場合やその疑いのある場合等においては、保健所等とも十分に連携を図り、適切な対応を検討する。

- 指定避難所以外の避難所の開設（ホテルや旅館等の活用検討）
- 避難者の健康状態の確認
- 手洗い、咳エチケットの徹底
- 避難所の衛生環境の確保
- 十分な換気の実施、スペースの確保
- 症状が出た者のための専用スペースの確保

## 第2 避難所の開設から撤収までの流れ

### 1 災害直後の安否確認

避難者を地区や自治会等の組ごとに確認し、地域の人々の安否情報、負傷した人や病気の人の有無の情報を収集し共有する。自宅に戻ることを選択した人にも、避難所の利用者登録を行えば、避難所において生活支援を受けることができることを伝える。余裕があれば、避難してきた人々から地域の被害状況を聴き取り、本部へ情報提供を行う。

### 2 初動期（災害発生当日）

災害発生時の混乱の中で、市民の安全を確保し、避難所を開設する。

区分	内容
施設の建物や設備の安全確認	避難所となる施設の管理者とともに、建物等の安全確認を行う。避難者には安全確認が終わるまでは建物内に入ることは出来ないことを伝え、屋外の安全な場所に待機してもらう。建物の被災がない、または軽微と判断された場合、本部に緊急点検の結果を報告する。
施設管理者との打合せ	安全確認の結果を踏まえ、施設管理者と協議する。避難所に使用できる場所と使用できない場所を区分し、避難者の生活空間として開放する順序を確認する。また、利用できる設備、資機材の数や保管場所、使用上の注意等を確認する。
運営に使う場所の指定	避難所運営のために使う場所を管理施設として指定し、貼り紙等を表示する。
避難してきた人々の受入場所の指定	<受入れのポイント> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子も通れる通路幅の確保</li> <li>・世帯単位で受入れ、地域ごとの配置になるよう配慮</li> <li>・要配慮者を優先的に受入れる場所の検討・指定</li> </ul>
避難してきた人々の受付	避難者は世帯ごとに避難所利用者登録票を記入する。避難所にペットを受入れる場合は、ペット登録台帳も記入する。市は、避難所以外の場所に滞在

区分	内 容
	<p>する人の状況を把握するため、自主防災組織、地域の役員、民生・児童委員と協力し、戸別に見回りを行う。</p> <p>登録の際には、高齢者、障がい者、難病・アレルギー疾患・慢性疾患患者、妊産婦、乳幼児、女性、子ども、外国人、DV被害者等、避難生活で特に配慮を要する必要があるか確認する。</p>
避難者の 組分け	<p>自治会等の役員の協力を得て「組」を編成する。「組」は10世帯程度の構成とし、帰宅困難者は地域の人と別の「組」にする。車中泊、テント生活者、在宅等、避難所以外の場所に滞在する人も可能な限り「組」を編成する。</p>
災害対策本部 への連絡	<p>避難者に配給する食料、物資の調達等、避難所での必要な支援を受けるため、FAX、電話、市防災行政無線固定系子局及び伝令等で災害対策本部に連絡する。</p>
情報収集・伝 達手段の確保	<p>出入り口や受付等、避難者が見やすい場所に情報掲示板をつくり、避難所のルールを掲示する。</p>
水、食料、 物資の確認・ 配給	<p>備蓄している水や食料、物資の状態や数を確認し、足りない分は本部に要請する。配給の際には、利用者に食物アレルギーや文化・宗教上の利用から食べられないものがないか必ず確認する。</p>
安全対策	<p>女性や子どもに対する暴力防止や不審者排除のため、2人1組で夜間の見回りを行う。必要に応じて、近隣の警察署に巡回や女性警察官の派遣を依頼する。</p>
遺体の一時 受入れ	<p>行政担当者、施設管理者、避難所利用者が協力して遺体の一時受入れを行い、環境衛生班は職員を派遣する。遺体の上に氏名、年齢、性別、住所、搬送者の氏名、搬送時刻、遺体のあった場所、遺族の連絡先等（身元不明の遺体は発見場所、時間）のメモを置き、遺体を受入れた場所には、遺体搬出後も避難所利用者を入れない。</p>

### 3 展開期（2日目～1週間程度）

避難所利用者を主体とした避難所運営委員会や運営班を組織し、避難所を運営する。

区分	内 容
運営のための 業務	<p>○建築指導班は応急危険度判定士を派遣し、応急危険度判定を実施する。</p> <p>○避難所運営委員会や各運営班を設置するまで、行政担当者、施設管理者、自治会、通り会、民生・児童委員、校区まちづくり協議会等、地域の役員、自主防災組織の長が協力して、運営業務を行う。</p>
組の代表者 (組長)の 選出	<p>組ごとに代表者(組長)、副代表者(副組長)を選出する。組長は避難所運営委員会の構成員にもなるため、委員会への出席が可能な人を選ぶこととするが、特定の人に負担が集中しないよう、定期的に交代する。</p> <p>&lt;代表者(組長)の役割&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・炊き出しや水の確保、共有スペースの掃除等を組ごとの当番制で実施</li> <li>・組ごとに配布される食料や物資を受領し、組内に配布</li> <li>・組内に要配慮者がいる場合は、代表者(組長)を中心に協力して支援</li> </ul>
避難所運営 委員会の設置	<p>速やかに避難所運営委員会を組織し、構成員のうち3割以上は女性とし、会長、副会長のいずれかを女性とする。また、避難所運営規則を作成し、避難所を利用する人全員に確実に伝わるようにする。</p> <p>運営班は次のように設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務班</li> <li>・情報班</li> <li>・施設管理班</li> <li>・食料・物資班</li> <li>・保健班</li> <li>・衛生班</li> <li>・要配慮者支援班</li> <li>・ボランティア班</li> </ul>

区分	内 容
各運営班の設置	各組の代表者（組長）の協力のもと、各組から運営班の班員を選出する。女性用の物資の受け渡しや女性からの要望を聴き取りやすいよう、総務班、要配慮者支援班、食料・物資班には女性を入れるよう努める。
役割の明示	避難所運営委員会の役割や構成員、各運営班の役割や班編成・班員等を避難所利用者に知らせるため、情報掲示板に掲示する。

#### 4 安定期（1週間目～3週間程度）

避難所運営の仕組みや規則が定着し、生活に落ち着きに戻る一方、被災者の要望や求める情報等が多様化・高度化する時期でもあり、柔軟に対応する必要がある。

区分	内 容
避難所運営業務の継続	<p>&lt;避難生活長期化の注意点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所生活長期化に伴う避難所利用者のニーズの変化への対応</li> <li>・避難所利用者や運営側の身体とこころのケア対策</li> <li>・避難所利用者の減少等に伴う運営体制の見直し</li> </ul>
集約・統合・閉鎖の準備	本部から避難所の集約・統合・閉鎖に関する情報や指示があった場合は、準備を行う。

#### 5 撤収期（ライフライン回復時）

住居が倒壊等した人は、より生活環境の整った応急仮設住宅等の長期受入れ施設に移動してもらい、避難所を段階的に統合・閉鎖することで、施設の本来業務を再開させる準備を行う。

区分	内 容
統合・閉鎖に向けた準備	ライフラインの回復状況等から、避難所の統合・閉鎖の時期、閉鎖後の対応等について、本部と協議する。避難所を統合する場合は、移動の日時や方法、荷物等を搬送するための車両や人員の確保等についても、協議する。
説明会の開催	避難所運営委員会は、避難所の統合・閉鎖にあたり、市が開催する説明会に協力する等して、避難所利用者全員に伝え、了承を得る。
避難所の閉鎖準備	避難所運営委員会、各運営班等の協力を得て、避難所の運営・管理に関する情報や書類を集約する。また、施設全体の清掃や使用した設備の返却、整理整頓を行い、片付けの人手が足りない場合は、福祉政策班が職員やボランティアを派遣する。

### 第3 運営上の留意事項

避難所の運営上の留意事項は、次のとおりとする。

区分	内 容
避難者に係る情報の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所ごとに、収容されている避難者及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等に係る情報の早期把握に努める。</li> <li>○指定避難所以外に避難している被災者、親戚・知人宅等に避難している被災者の所在も把握し、これらの被災者への情報伝達や問い合わせ等に対応する。</li> </ul>
避難所の環境	<p>避難所における生活環境については次のとおり注意を払い、常に良好であるよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○食事供与の状況やトイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。</li> <li>○プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性及びごみ処理の</li> </ul>

区分	内 容
	<p>状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。</p> <p>○避難所の運営における女性等の参画を推進するとともに、男女等のニーズの違い等、多様な視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品及び女性用下着の女性による配布、巡回警備等による避難所における安全性の確保、女性等が相談できる場づくりを行う等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>○テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。</p> <p>○ペットの同行避難を考慮して、避難場所敷地内にペット専用のスペースの確保、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促す。</p>
避難者カード、名簿の作成	<p>○避難所を開設した際には、避難者カードを配り、世帯単位に記入するよう指示する。</p> <p>○避難者名簿は、集まった避難者カードを基にして作成し、保管するとともに、教育総務班を通じて総務総括班へ報告する。</p>
避難所の運営状況及び運営記録の作成	<p>○責任者となる職員は、避難所の運営状況について、1日に1回教育総務班へ報告する。</p> <p>○傷病人の発生等、特別の事情のある時は必要に応じて報告する。</p> <p>○避難所の運営記録として、避難所日誌を記入する。</p>

【資料編】 15-5(1) 避難者カード  
 15-5(2) 避難者名簿  
 15-5(4) 避難状況報告  
 15-5(5) 物品受払い簿

#### 第4 要配慮者のニーズの把握と支援

避難所の運営にあたっては、要配慮者（幼児、児童、高齢者、障がい者、観光客、外国人等）のニーズを把握し、これらの者への情報提供に配慮する。

なお、要配慮者支援対策の詳細は、第7章「第3節 避難所での要配慮者支援対策」を参照する。

### 第6節 広域一時滞在（担当：総務総括班）

#### 第1 広域一時滞在の協議等

##### 1 被災市町村の協議

市長（総務総括班）は、災害が発生し、被災した市民の安全や居住場所の確保が困難であり、県内の他市町村での一時的な滞在（広域一時滞在）の必要があると認めるときは、被災住民の受入れについて、他市町村長に協議する。広域一時滞在の協議をする場合は、その旨を県知事に報告する。

##### 2 被災住民の受入れ

市長（総務総括班）は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れる公共施設等を提供する。受入れの決定をした場合は、速やかにその内容を

公示し、関係機関への通知、県知事への報告を行う。

### 3 広域一時滞在の終了

市長（総務総括班）は、広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかにその旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、県知事に報告する。

## 第2 県外広域一時滞在の協議等

### 1 被災市町村の協議の要求

市長（総務総括班）は、災害が発生し、被災住民について他の都道府県での一時的な滞在（県外広域一時滞在）の必要があると認めるときは、県知事に対し、他の都道府県知事と被災住民の受入れについて協議することを求める。

### 2 公示、報告

県知事は、受入れの通知を受けたときは、速やかにその内容を公示し、関係機関に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。また、市長（総務総括班）は、通知を受けたときは、速やかにその内容を公示し、関係機関に通知する。

### 3 広域一時滞在の終了

市長（総務総括班）は、広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかにその旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、県知事に報告する。

## 第3 県外広域一時滞在の受入れ

県知事は、他の都道府県知事（協議元都道府県知事）から被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、関係市町村と協議する。

協議を受けた場合、総務総括班は被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れる。この場合において、広域一時滞在のために公共施設等を提供し、その旨を県知事に報告する。県知事は、その内容を協議元都道府県知事に通知する。

## 第7節 避難者への配慮（担当：避難所支援部各班）

### 第1 避難長期化への対応

災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化に鑑み、仮設住宅のほか、必要に応じて、旅館やホテル、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等、利用可能な宿泊施設や住宅等の提供について避難者に情報提供し、避難所の早期解消に努める。長期化に備え、次の対策を実施する。

対策	配慮する事項
長期化対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康管理、生活再建に向けた相談窓口の実施</li> <li>○プライバシーの確保</li> <li>○たたみ、布団、洗濯機、空調（暑さ・寒さ対策）等の調達</li> </ul>

対 策	配慮する事項
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防犯に努めるほか、被災者の精神安定に配慮</li> <li>○食品衛生対策</li> <li>○要配慮者の状況とニーズに応じた対策</li> <li>○衛生管理（医療、トイレ、入浴、洗濯、清掃、ごみ）</li> <li>○報道機関等の取材、資機材持込み、立入りの制限</li> </ul>
要配慮者対策	第7章「第3節 避難所での要配慮者支援対策」参照。

## 第2 被災者の移送、受入れ

本部長は、被災者の移送、受入れに関して次のとおり行う。

移送・受入れ	状 況	対 処
被災者の他地区への移送	被害が甚大なため、市の避難所に被災者を収容しきれない場合	知事に対して、他市町村等への移送を要請する。
他地区からの被災者の受入れ協力	知事より他地区からの被災者を受入れるための避難所の開設の指示を受けた場合	県の計画の定めるところにより行う。

## 第3 在宅避難者の支援

やむを得ず避難所に滞在できない在宅避難者や自主避難所等の状況を把握し、食料等必要な物資の配布、保健師の保健指導や巡回健康相談等による保健医療サービスの提供、生活支援情報の提供等に努める。

特に、在宅避難する要配慮者については、心身の状況に応じ、避難所、福祉避難所、福祉施設、医療機関への移送等、必要な支援を行う。

## 第4 避難所外避難者の支援

車中泊やテント生活者等の避難所外避難者の避難場所や人数を可能な限り把握し、食料等必要な物資の配分、保健師等による巡回健康相談や保健指導、生活支援情報の提供等に努める。

特に、避難所外に避難した要配慮者については、身体の状況に応じ、避難所、福祉避難所、医療機関への移送等、必要な支援を行う。

## 第8節 避難所の統合・閉鎖（担当：避難所支援部各班）

災害の復旧状況や避難所の人数等に応じて、避難所の統合及び閉鎖を行う。

### 第1 集約避難所の選定

災害の復旧状況や避難者数等に応じ、避難所施設の本来の機能（教育施設等）の回復を図るため、集約避難所を選定して避難所を統合し、避難所を段階的に解消する。

集約避難所については事前指定を行わず、災害時の避難者の状況や施設の被災状況等を勘案して選定する。

## 第2 避難所の閉鎖

---

災害の危険が解消し、仮設住宅等への入居による住の確保など救援対策が完了したときは避難所を閉鎖する。また、避難所を閉鎖したときは、市民に周知するとともに、県及び関係機関へ報告する。

## 第7章 要配慮者対策

項目	初動	応急	復旧	担当 ( <u>文字囲</u> は主担当、斜字は副担当)
第1節 要配慮者の安全・安否確認	●			<u>福祉政策班</u> 、 <u>ちゃーがんじゅう班</u> 、 <u>障がい福祉班</u> 、 <u>保健総務班</u> 、 <u>地域保健班</u> 、 <u>こどもみらい部各班</u>
第2節 観光客対策	●			<u>商工農水班</u> 、 <u>観光班</u>
第3節 避難所での要配慮者支援対策	●			<u>福祉政策班</u> 、 <u>ちゃーがんじゅう班</u> 、 <u>障がい福祉班</u> 、 <u>こどもみらい部各班</u> 、 <u>避難所支援部各班</u> 、 <u>建築指導班</u>
第4節 福祉避難所の設置等	●	●		<u>福祉政策班</u> 、 <u>ちゃーがんじゅう班</u> 、 <u>障がい福祉班</u> 、 <u>市民税班</u> 、 <u>資産税班</u> 、 <u>納税班</u>
第5節 巡回ケア・広報・相談窓口の設置		●		<u>総務総括班</u> 、 <u>市民生活安全班</u> 、 <u>まちづくり協働推進班</u> 、 <u>健康部各班</u>
第6節 福祉仮設住宅の供給、復旧期応急ケア対策			●	<u>市民生活安全班</u> 、 <u>まちづくり協働推進班</u> 、 <u>福祉部各班</u>

本章は、要配慮者に対し、防災及び災害時の応急対策が円滑に行われることを目的とする。また、要配慮者に対する対応は、本計画の全ての事項で配慮が必要である。

### 【要配慮者とは】

<input type="checkbox"/> 高齢者	<input type="checkbox"/> 身体障がい者	<input type="checkbox"/> 精神障がい者	<input type="checkbox"/> 知的障がい者
<input type="checkbox"/> 内部障がい者（難病患者等）	<input type="checkbox"/> 妊産婦	<input type="checkbox"/> 乳幼児	
<input type="checkbox"/> 病人	<input type="checkbox"/> 観光客	<input type="checkbox"/> 日本語を解さない外国人	<input type="checkbox"/> その他要介助者

### 第1節 要配慮者の安全・安否確認

(担当：福祉政策班、ちゃーがんじゅう班、障がい福祉班、保健総務班、地域保健班、こどもみらい部各班)

心身に障がいのある方（児童を含む。以下同じ。）、あるいは長期臥床または認知症高齢者については、身体諸機能の障がいによる移動困難及び判断能力の減退等による行動困難等、防災上の困難が認められる。また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても生活環境の面から防災上の特別の配慮を必要とする。

### 第1 要配慮者の安全確保

#### 1 避難支援

災害発生初期の緊急措置として、福祉関係団体、民生委員、自治会、婦人会、消防団、市社会福祉協議会等に要請し、各要配慮者をそれぞれ適切な避難所、救護所、こども園へ誘導する。避難誘導にあたっては、避難行動要支援者名簿を活用しつつ、要配慮者支援計画や個別避難支援計画等に基づいて、避難行動要支援者の避難誘導等の支援を行う。

【資料編】7-1 要配慮者利用施設一覧

## 2 避難支援者の安全確保

避難支援者は、災害の状況や地域特性に応じて避難支援を行い、津波災害警戒区域や津波到達予想時間等を考慮したうえで避難支援者の退避ルールを定め、安全確保のうえで避難誘導等を行う

## 【安全確保時の配慮事項】

要配慮者	配慮事項
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害状況や避難情報、避難所の位置等を具体的に、簡潔でわかりやすく伝える。</li> <li>○自力移動が可能な場合は、声掛け、手引き誘導等により避難支援する。</li> <li>○自力移動が困難な場合は、車椅子、ストレッチャー等の移動用具を使用して避難支援する。</li> <li>○車椅子、ストレッチャー等の移動用具を使用して避難支援する。</li> <li>○移動用具の破損等により確保できない場合は、毛布や担架・リヤカー、おんぶ等で避難支援する。</li> </ul>
視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○白杖を携行している場合や、盲導犬がいる場合がある。</li> <li>○声掛け、手引き誘導等により避難支援する。</li> <li>○「あっち」や「こっち」などあいまいな言葉は避け、進行方向は前後左右メリハリをつけて具体的に声掛けする。</li> <li>○腕や肩を掴んでもらい、曲がる方向や段差、階段の始めと終わり等、周囲の状況を説明しながら誘導する。</li> <li>○白杖やハーネスに触れたり、それを持っている手をひっぱらないよう注意する。</li> <li>○集団避難の場合は、転倒や集団への巻き込まれに十分注意する。</li> <li>○状況に応じ、車椅子等の移動用具を使用して避難支援する。</li> </ul>
聴覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○何が起きて、どこに避難すべきなのか一目でわかるような案内表示やサイン等での表示に留意する。</li> <li>○手話、筆談、身振り、読話、絵・図、手のひらに文字を書く等あらゆる手段で緊急情報を伝える。</li> <li>○携帯端末による速報メールやインターネット情報の文字表示を見せるなど工夫する。</li> <li>○情報伝達に併せて情報が本人に伝わっているか確認する。</li> <li>○車やバイクの接近、クラクションに気づかないことがあるため、周囲に注意を払い誘導する。</li> </ul>
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自力移動が可能な場合は、声掛け、手引き誘導等により避難支援する。</li> <li>○自力移動が困難な場合は、車椅子、ストレッチャー等の移動用具を使用して避難支援する。</li> <li>○車椅子で体のバランスが崩れる場合は、固定用ベルトや周囲の人で体を支えながら避難支援する。</li> <li>○義足や杖などは、濡れたコンクリートやタイル、フロア、砂地では滑りやすいため足元に注意する。</li> <li>○移動用具の破損等により確保できない場合は、毛布や担架・リヤカー、おんぶ等で避難支援する。</li> </ul>
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不安をやわらげ、気持ちを落ち着かせ、冷静に落ち着いた穏やかな口調で対応する。</li> <li>○災害状況や避難所の位置等を具体的に、わかりやすく、簡潔に伝えるとともに、必要に応じて避難支援する。</li> </ul>

要配慮者	配慮事項
知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不安をやわらげ、気持ちを落ち着かせ、冷静に落ち着いた穏やかな口調で対応する。</li> <li>○災害状況や避難所の位置等を具体的に、わかりやすく、簡潔に伝えるとともに、必要に応じて避難支援する。</li> <li>○言葉の内容をよく理解できていない場合は、恐怖心を与えないようにやさしく手引き等で避難誘導する。</li> <li>○集団避難の場合は、一人にしないよう、集団への巻き込まれに十分注意する。</li> <li>○避難誘導は、本人のペースを配慮しながら、安全を確保しながら支援する。</li> <li>○痛みを伝えられない場合もあるため、負傷していないか確認する。</li> </ul>
内部障がい者 (難病患者等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○常時使用している医療器具や医薬品等の携行を確認する。</li> <li>○自力移動が可能な場合は、声掛け、手引き誘導等により避難支援し、医療器具の運搬を補助する。</li> <li>○自力移動が困難な場合は、車椅子、ストレッチャー等の移動用具を使用して避難支援する。</li> <li>○移動用具の破損等により確保できない場合は、毛布や担架・リヤカー、おんぶ等で避難支援する。</li> </ul>
乳幼児・児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不安をやわらげ、気持ちを落ち着かせ、安心感を与えるよう対応する。</li> <li>○災害状況や避難所等の位置を具体的に、わかりやすく伝えるとともに、必要に応じて避難支援する。</li> <li>○自力移動ができない場合は、おんぶや抱えるなどして避難支援する。</li> <li>○複数人を避難誘導する場合には、集団移動の安全確保、逃げ遅れがないよう留意する。</li> </ul>
外国人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本語を十分に理解できない場合があるため、簡易かつ簡潔な表現で危険を伝える(やさしい日本語)。</li> <li>○文字、身振り、絵・図、サインを用いて視覚化するなどして避難支援する。</li> </ul>

## 第2 保健所が実施する状況確認

保健総務班及び地域保健班は、「那覇市保健所災害対応マニュアル」に基づき、結核登録患者、在宅長期療養児、障がいや小児慢性特定疾患等を持つハイリスク者、支援を必要とする精神障がい者、在宅難病療養者等の避難状況及び療養状況を確認する。

## 第3 安否・所在地の確認

福祉政策班、こどもみらい部各班、ちゃーがんじゅう班、障がい福祉班は、福祉関係団体、民生委員、自治会、婦人会、消防団、市社会福祉協議会等の協力を得て、またはふれあいコールにより、要配慮者への避難情報の伝達、安全な高台や避難ビル等への誘導及び安否と所在地を確認し、要配慮者所在地及び不明者のリストを作成する。安否確認は次に示す方法で実施する。

### 【安否等の確認方法】

- 民生委員の調査に基づく報告
- 調査班等の確認に基づく報告
- 避難所の入所名簿に基づく報告
- 各障がい者等支援組織の調査に基づく報告
- 保健所その他防災関係機関の調査に基づく報告

また、災害が発生し、または発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要があるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿を提供し、避難支援や迅速な安否確認等の実施に努める。

## 第2節 観光客対策（担当：商工農水班、観光班）

### 第1 観光客の安全確保

商工農水班、観光班は、県、沖縄観光コンベンションビューロー（OCVB）、那覇市観光協会等と相互間の情報を共有し、観光客を避難所等の安全な場所に誘導する。

また、海岸、港湾等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来遊者に高台や最寄りの避難ビルへの避難を呼びかける。

### 第2 避難状況・安否の確認

#### 1 収容場所の確保

観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する。施設が不足する場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する。

#### 2 安否確認

「那覇市観光危機管理計画」に基づき、観光関連事業者へ宿泊者名簿や参加者名簿と避難者の照合等を依頼し、自施設に滞在している観光客の避難状況や安否に関する情報を集約する。また、避難所に収容した観光客のリストを作成し、帰りの交通手段や家族との連絡に活用する。

市への安否情報に関する照会に対しては、個人情報の取り扱いに注意し、個別の対応は行わず、市の広報担当部署から一括して情報を発信することとし、帰宅困難者については、氏名・年齢・出身地等の個人情報を公開することについて事前の承諾を得る。外国人観光客については、領事館へ情報を提供できるよう定期的に県へ報告する。

### 第3 避難後の応急対策

「那覇市観光危機管理計画」に基づき、観光客に対し、迅速かつ確実な情報発信、生活支援を次のとおり行う。

区分	内容
情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所の開設状況、食料、飲料水の供給状況、市内の観光施設及び宿泊施設の営業状況、飛行機・船舶、公共交通機関の運行状況、外国語対応可能な医療機関一覧等、観光客が必要とする情報を広く発信する。</li> <li>○市ホームページ、SNS、テレビ、ラジオ、新聞、市防災気象情報メール等の多様な広報手段を活用し、移動中の観光客や要支援観光客に対しても効果的に情報を発信する。</li> <li>○通常の通信手段や電気の使用が困難な場合においては、非常用通信手段、掲示板、広報車、広報誌、防災無線等を活用し、観光客が必要とする情報を発信する。</li> </ul>

区分	内 容
	○緊急道路の確保のための自動車の使用自粛、避難所生活における注意事項等と呼びかける。
生活支援	<p>○観光客の避難所となっている宿泊施設等より、食料、飲料水、被服寝具等の生活必需品や非常用電源の不足について情報を入手した場合は、市災害対策本部（防災危機管理課）や県と連携し、要支援観光客にも配慮した物資を配給する。</p> <p>○那覇市観光協会、沖縄県国際交流・人材育成財団へ外国語人材の派遣要請、外国語ボランティアへの協力呼びかけにより、外国人に関する問い合わせや翻訳依頼等に対応する。</p> <p>○食事、礼拝、遺体の取り扱い等、宗教の違いによるトラブルの発生に注意する。</p> <p>○避難場所には、外国語による案内を併記する。</p> <p>○避難場所には、世帯別のパーテーション機器の整備や、乳幼児世帯専用場所を設定する等、プライバシーと避難環境の向上に留意する。</p>

#### 第4 帰宅困難者対策

帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水、食料等の供給及び交通機関の復旧状況等の情報を、収容場所等でチラシ、インターネット、テレビ、ラジオ及び携帯端末等の広報媒体を通して提供する。

国や県による臨時便の発着が開始される等、航空輸送機能が回復した場合は、県が策定する帰宅支援計画等に基づき、県と連携した帰宅支援を実施する。また、臨時便に関する情報等を入手し次第、各避難所等において利用を希望する便について調査し、輸送計画等を策定する等、県が指定する中継地点等への効果的な輸送を実施する。外国人観光客については、県と連携し、領事館等からの情報に留意して対応する。

##### 【帰宅困難者への支援】

- 空港、港湾、道路の被害状況の情報提供
- 公共交通機関の運行状況や代替輸送交通の情報提供
- 帰宅支援施設の提供（一時休憩所、トイレ、飲料水等の提供）
- 滞留施設やターミナル等での飲料水や食料等の提供
- 帰宅支援相談窓口の設置
- その他必要な支援等

## 第3節 避難所での要配慮者支援対策

(担当：福祉政策班、ちゃーがんじゅう班、障がい福祉班、避難所支援部各班、こどもみらい部各班、建築指導班)

## 第1 要配慮者別の配慮

避難所において、要配慮者に対し次の事項に配慮する。

要配慮者	配慮事項
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境変化のストレスや服薬中断等で病状悪化のリスクがあるため、医療機関や保健所等と連携して支援する。</li> <li>○避難スペース、食料、飲料水、物資等の優先的割当てに配慮する。</li> <li>○健康診断や生活指導による健康状態の確認、感染症予防を実施する（口腔ケア、手指消毒等）。</li> <li>○避難所環境に応じた暑さ・寒さ対策を実施する（冷暖房機、毛布等）。</li> <li>○間仕切り、専用スペースの確保する（補装具の装着・交換、おむつ交換、トイレ等へ移動しやすい場所等）。</li> <li>○必要な介護・介助用具の確保及び介助要員を配置する。</li> <li>○段差の解消（仮設スロープ等）、簡易ベッド確保、専用トイレを整備する。</li> <li>○食品メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランス、特殊栄養食品等を確保する。</li> <li>○孤立することがないように、家族や仲間等と一緒に生活できるよう配慮する。</li> <li>○訪問介護、デイサービス等を実施できるよう支援する。</li> <li>○生活不活発病（廃用症候群）に注意し、適度な運動や体操を行うよう支援する。</li> <li>○関係団体や専門ボランティア等と連携して支援する。</li> </ul>
視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認知地図を作成できるよう避難所内を歩いて案内する。</li> <li>○点字、テレビ、ラジオ、管内放送、ハンドマイク、個別の声掛けにより情報伝達する。</li> <li>○食事等はできるだけ直接本人に配給し、必要な食料や物資の場所等を伝える。</li> <li>○トイレへや仮設シャワー等へ移動し易い場所を優先的に確保する（壁際で壁伝いに移動できる場所）。</li> <li>○定期的に声掛けし、周囲の状況を伝えるとともに必要な支援を確認する。</li> <li>○段差の解消（仮設スロープ等）、通路等の安全を確保する（廊下や共有スペース等に物を置かない）。</li> <li>○関係団体や専門ボランティア等と連携して支援する。</li> </ul>
聴覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通訳者は、ビブスや腕章等を着用し、一目で支援者を認識できるよう配慮する。</li> <li>○手話、筆談、プラカード、ホワイトボード、掲示板等を使用した視覚的表示により情報伝達する。</li> <li>○重要伝達事項は個別に紙等を書いて知らせるなど配慮する。</li> <li>○FAXを設置する。FAXを設置できない場合は、本人が記載した内容を電話等で代行する。</li> <li>○関係団体や専門ボランティア等と連携して支援する（手話通訳者や要約筆記者等）。</li> </ul>
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難スペース、食料、飲料水、物資等の優先的割当てに配慮する。</li> <li>○車椅子や松葉杖等でも通れる通路を確保する。</li> <li>○必要な介護・介助用具の確保及び介助要員の配置をする。</li> <li>○段差の解消（仮設スロープ等）、簡易ベッド確保、専用トイレを整備する。</li> <li>○間仕切り、専用スペースの確保をする（補装具等の装着・交換、トイレ等へ移</li> </ul>

要配慮者	配慮事項
	<p>動しやすい場所等)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自力移動が困難な場合は、食事等は直接本人に配膳し、個別に情報提供を行うなど配慮する。</li> <li>○関係団体や専門ボランティア等と連携して支援する。</li> </ul>
<p>精神障がい者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境変化のストレスや服薬中断等で病状悪化のリスクがあるため、医療機関や保健所等と連携して支援する。</li> <li>○不安をやわらげ、気持ちを落ち着かせる等、個々の障がい程度に応じ、適切なスペースの確保に配慮する。</li> <li>○冷静に落ち着いた穏やかな口調で対応するよう配慮する。</li> <li>○妄想や幻覚等の症状が発生した際には、否定せず、安心できるよう傾聴する等の対応を行う。</li> <li>○関係団体や専門ボランティア等と連携して支援する。</li> </ul>
<p>知的障がい者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不安をやわらげ、気持ちを落ち着かせるスペースの確保に配慮する。</li> <li>○食事等はできるだけ直接本人に配給し、実物を見て選んでもらうなど配慮する。</li> <li>○複雑・抽象的な表現は使わず、ゆっくりと具体的にわかりやすい表現を用いる。</li> <li>○コミュニケーションボードや絵、図、文字（ルビを振る）を組み合わせる理解しやすい方法で情報伝達する。</li> <li>○情緒不安定やパニック、大声など思いもよらない行動があった場合には、感情的にならず、落ち着くことができるような対応を心がける。</li> <li>○関係団体や専門ボランティア等と連携して支援する。</li> </ul>
<p>内部障がい者（難病患者等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境変化により体調悪化のリスクがあることに留意し、特に人工呼吸器・吸引器等の電源や酸素ボンベの確保、人工透析患者、経腸・静脈栄養への対応など医療機関や保健所、医療救護班員等と緊密に連携して対応する。</li> <li>○医療団体等による巡回診療、継続的治療に要す移送サービス、病院や福祉避難所等への移送体制を確保する。</li> <li>○本人や家族等から、健康状態や配慮すべきこと、緊急時の医療情報や支援方法を確認する。</li> <li>○間仕切り、専用スペースの確保を行う（補装具や医療機材等の装着・交換、トイレ等へ移動しやすい場所等）。</li> <li>○段差の解消（仮設スロープ等）、簡易ベッドの確保、専用トイレを整備する。</li> <li>○自力移動が困難な場合は、食事等は直接本人に配給し、個別に情報提供を行うなど配慮する。</li> <li>○塩分制限、水分制限等、食事制限のある方の食事提供に配慮する。</li> <li>○関係団体や専門ボランティア等と連携して支援する。</li> </ul>
<p>乳幼児・妊産婦</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○乳幼児のベビーベッド、ミルク、哺乳瓶、離乳食、アレルギー対策、特殊栄養食品等を確保する。</li> <li>○専用スペースを確保する（おむつ交換、搾乳・授乳室、安静に休息できるスペース等）。</li> <li>○保育サービスを実施する。</li> <li>○関係団体や専門ボランティア等と連携して支援する。</li> </ul>
<p>外国人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本語を十分に理解できない場合があるため、簡易かつ簡潔な表現で情報伝達する（やさしい日本語）。</li> <li>○サイン、絵、図、文字を組み合わせる情報提示するなど配慮する。</li> <li>○関係団体や専門ボランティア等と連携して支援する。</li> </ul>

## 第2 応急救助支援措置実施のためのリスト作成

学校教育班、教育相談班、学務班、教育研究班は、応急的な介助支援措置の必要性を把握するためのリストを、次の点に留意して作成する。なお、個人情報の取扱には十分留意する。

### 【リスト作成時の留意事項】

- 避難所単位で作成する。
- 必要な介護、介助要員の種別、規模を把握するために必要な状況項目別に作成する。  
※その他、車椅子・つえ等介助用具、手話通訳要員、点字広報紙等の要否を把握する。
- 福祉避難所、特殊医療等の対応可能な医療機関への移送の必要性を把握する。

## 第3 応急ケアサービスの実施

福祉政策班、チャージョウ班、障がい福祉班、こどもみらい部各班は、上記リスト及び市民からの要配慮者介助支援措置の要望をまとめ、福祉部長が必要と認める場合、避難所その他所在地における介助支援措置を実施する。避難所においては、介助の有無や障がいの種類・程度等に応じた優先順位を考慮したうえでの避難スペースや物資等の優先割り当て、高齢者や妊産婦等に対する専用スペースを設ける等、生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行い、市のみで対応が困難な場合には、専門的人材の確保及び派遣並びに入所施設の確保等の支援を要請する。

また、医療・保健・福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の医療・保健・福祉サービスが継続されるよう支援する。あわせて要配慮者支援のために必要となる設備等の応急的な補修・設置（バリアフリー化、障害・危険除去等）を建築指導班、施設班（学校教育施設）、生涯学習班（社会教育施設）、他施設管理班に要請して実施する。

### 【応急ケアサービスの内容】

- 健康診断や相談対応及びこころのケア（相談窓口の開設等）
- 暑さ・寒さ対策の実施
- 間仕切り等によるプライバシーの確保
- 避難スペース、救援物資の優先的割当て
- 専用スペースの確保（補装具の装着・交換、おむつ交換、授乳・搾乳室、トイレへの移動しやすさ等）
- 段差の解消、障害・危険除去、簡易ベッド確保、専用トイレ、介護用具等の整備
- 訪問介護、デイサービス、訪問看護、保育サービスの実施

## 第4 継続的治療の支援

人工透析を必要とする患者や難病患者、人工呼吸器、吸入器等の医療機器や特定の医薬品が不可欠な要配慮者等、継続的治療が必要な避難者の状況を把握し、早期に地域災害医療本部（保健所）と連絡調整を図り、継続的治療に繋がるよう支援体制を確保する。

## 第5 食事や生活用品に関する配慮

高齢者や乳幼児、内部障がい者など要配慮者の状態に応じた食事が必要であることに留意し、食品メニューの多様化（乳児用ミルク、離乳食、アレルギー対応食品、介護食品、特殊栄養食品等）や適温食の提供、栄養バランスに配慮した食事を提供するよう努める。

また、要配慮者が必要とする車椅子や杖、おむつ、介護用具などの生活用品については、備蓄

品や救援物資に加え、民間企業等との連携により提供できるよう努める。

#### 第4節 福祉避難所の設置等

(担当：福祉政策班、ちゃーがんじゅう班、障がい福祉班、市民税班、資産税班、納税班)

##### 第1 福祉避難所・病院の確保

福祉部長は、「福祉避難所設置・運営マニュアル」に基づき、一般の避難所に避難してきた者のうち福祉避難所の対象となる者の確認を行い、福祉避難所の開設を決定する。

福祉政策班、ちゃーがんじゅう班、障がい福祉班は、関係機関と福祉避難所開設の調整を行う。福祉避難所を開設した場合は、職員はもとより、要配慮者及びその家族、自主防災組織、地域住民、関係団体等にその場所を周知する。

また、大規模災害発生時に、迅速に受入れ要請できるよう、福祉施設等を管理、運営する者との協定締結に努める。

- 市内の老人保健施設、障がい者福祉施設への特別受入れ要請
- 市内の社会福祉施設、病院等への特別受入れ要請
- 県への他市町村社会福祉施設への特別受入れ要請
- 県（日本赤十字社、医師会等）への市外老人ホーム、老人病院への特別受入れの斡旋要請
- 市施設のうち専用避難所の指定・確保（ベッドが置ける施設）
- 市営住宅、民間住宅の空き家の確保（第13章「第9節 公営・民間住宅の確保」参照）

##### 第2 入所者の選定

災害発生直後等で専門的人材を得ることが難しい場合は、次のスクリーニングの例を参考に入所者の選定を行う。選定結果等を踏まえ、要配慮者の優先度、ニーズに応じ医療機関や福祉避難所等へ移送し、優先度の高い要配慮者については、緊急入所や緊急ショートステイ等の保健医療及び福祉サービスを調整する。

【スクリーニングの例】

	区分	判断基準	避難・搬送先
1	治療が必要	・治療が必要 ・発熱、下痢、嘔吐	病院
2	日常生活に全介助が必要	・食事、排泄、移動が一人でできない	福祉避難所
3	日常生活に一部介助や見守りが必要	・食事、排泄、移動の一部に介助が必要 ・医療処置を行えない ・精神疾患がある ・産前、産後、授乳中または3歳以下とその親（乳幼児、妊産婦を対象とした福祉避難所も可） ・保護を要する児童等（保護者等の安否が不明）	福祉避難室*
4	自立	・歩行可能、健康、介助がいない、家族の介助がある	避難所の居住スペース

※福祉避難室：体育館等の避難所に設置。一般の避難所のスペースでは避難生活に困難が生じる要配慮者が避難する小規模な部屋。

### 第3 福祉避難所、病院への移送

福祉部長は、福祉避難所、病院が確保され次第、企画財務部長及び関係機関に要請して、随時要配慮者を移送する。主に次の方法で実施する。

#### 【福祉避難所への移送方法】

- 家族等による移送措置
- 市民税班、資産税班、納税班による移送措置
- ボランティアセンターへの依頼による移送措置
- 障がい者支援組織等による移送措置
- 避難所入所者の協力支援による移送措置
- 市内バス会社、医師会、高齢者・障がい者施設、自衛隊等への依頼による移送措置
- その他可能な手段による移送措置

### 第4 開所後の支援

福祉政策班は、福祉避難所に備蓄または供給されている食料等の確認を行い、管理する。また、食料等が不足している福祉避難所や食料等の供給依頼のある福祉避難所に対し、食料等の供給を行うため、災害対策本部に依頼する。

### 第5 ボランティアの要請

福祉避難所の運営、生活相談員、介護スタッフ、移送スタッフ等に人員が必要な場合、災害対策本部や災害ボランティアセンター（市社会福祉協議会）と連携し、必要とする職種、人数及び必要なニーズ内容を取りまとめ、派遣依頼を行う。

#### 第5節 巡回ケア・広報・相談窓口の設置

（担当：総務総括班、市民生活安全班、まちづくり協働推進班、健康部各班）

#### 第1 巡回ケアサービス

健康部各班は、避難所及び社会福祉施設等の要配慮者が利用する施設において、要配慮者向け巡回ケアサービスを関係機関と協力して次の事項を実施する。

#### 【巡回ケアサービスの内容】

- 各要配慮者支援組織によるニーズの把握及び全般的なケアサービス
- ケースワーカーやカウンセラー等による全般的な生活相談業務
- 医師会（医療救護班を中心として）及び沖縄県看護協会（災害支援ナース）等との連携・協力により、保健師は健康相談（感染症対策等含む）や要配慮者への健康支援等を行う
- ヘルパー、ボランティアの派遣による生活介助
- 障がい者施設職員等の協力による「生活環境チェック」サービス

#### 第2 要配慮者向け広報活動並びに相談業務

広報活動並びに相談窓口は、総務総括班、市民生活安全班及びまちづくり協働推進班がそれぞれ「第3章 災害時の広報」及び第12章「第10節 災害時総合相談窓口業務」により行うが、

要配慮者がサービスを支障なく受けられるよう、関係団体、専門ボランティア等の協力を得て、次の点に留意しながら行う。

区分	項目
広報・相談業務実施時の留意事	<ul style="list-style-type: none"> <li>○放送・拡声器等の音声情報に偏らないよう、聴覚障がい者向けの伝達方法を併用する。</li> <li>○年金、各種手当等受給に必要な証書類を紛失した場合の再発行手続きを簡略化する。</li> <li>○周囲の市民に理解を得られるような配慮を行う。</li> </ul>
広報内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療・保健・福祉サービス等に関する情報情報</li> <li>○診療可能な医療機関</li> <li>○福祉避難所、福祉避難室等に関する情報</li> <li>○生活相談窓口</li> <li>○食料品、生活用品、介護用品等の物資の入手方法</li> <li>○り災証明に関する情報</li> <li>○応急仮設住宅、福祉仮設住宅に関する情報</li> <li>○支援関係団体、専門ボランティアに関する情報</li> </ul>

また、外国人への支援として、沖縄県国際交流・人材育成財団等と連携し、外国人に向けた相談窓口、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う。

## 第6節 福祉仮設住宅の供給、復旧期応急ケア対策

(担当：市民生活安全班、まちづくり協働推進班、福祉部各班)

### 第1 要配慮者向住宅の供給計画案の作成等

要配慮者向住宅の供給計画案の作成等は、「第13章 災害時における「住」対策」により行うが、要配慮者がサービスを支障なく受けられるよう、次の点に留意する。

#### 【供給計画案作成時の留意事項】

- 地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮した場所に設置
- バリアフリー等の設備について、可能な限り要配慮者の住宅仕様別のニーズを把握
- 巡回ケア対策を配慮しながら、要配慮者が優先的に入居できるよう配慮

### 第2 復旧期応急ケア対策の実施

福祉部各班は、避難所閉鎖以降の福祉仮設住宅設置期間中に必要とされる措置について、関係各部及び関係機関・団体等の協力を得て、「復旧期応急ケア対策実施計画」を策定し、おおむね次のとおり要配慮者支援を行う。

#### 1 福祉仮設住宅入居要配慮者向け応急ケアサービス

福祉部各班のほか、関係各部の職員、福祉仮設住宅団地住民組織、ボランティア等の協力を得て運営する。福祉仮設住宅入居要配慮者向けの応急ケアサービスを実施する。

また、要配慮者だけでなく福祉仮設住宅入居者全体の生活環境向上のための拠点として活動する。

**【応急ケアサービスの内容】**

- 福祉仮設住宅団地内集会施設等への「24時間スタッフ詰所」の設置・運営
- 福祉仮設住宅団地居住環境の向上
- 医師会並びに医療ボランティア等との連携・協力による健康チェック、こころのケア対策
- ケースワーカー、カウンセラー等による全般的な生活相談業務、各種行政支援サービスの利用相談業務、ホームヘルパーの派遣その他避難行動要支援者向けサービスの実施
- グループホーム入居者への支援措置

**2 要配慮者専用病院等における支援計画の検討・実施**

老人保健施設、通所施設に関しては、平常時体制への移行時期等について確定し、入所者については、その状況に応じて、必要な措置を講ずる。障がい者入所施設、老人病院に関して引き続き入院が必要な者は手続をとり、退所、退院が可能な者は、福祉仮設住宅の提供その他退院後のケアサービスについて必要な引継ぎを行う。

**3 復旧期応急ケア対策計画に関する広報並びに相談受付業務**

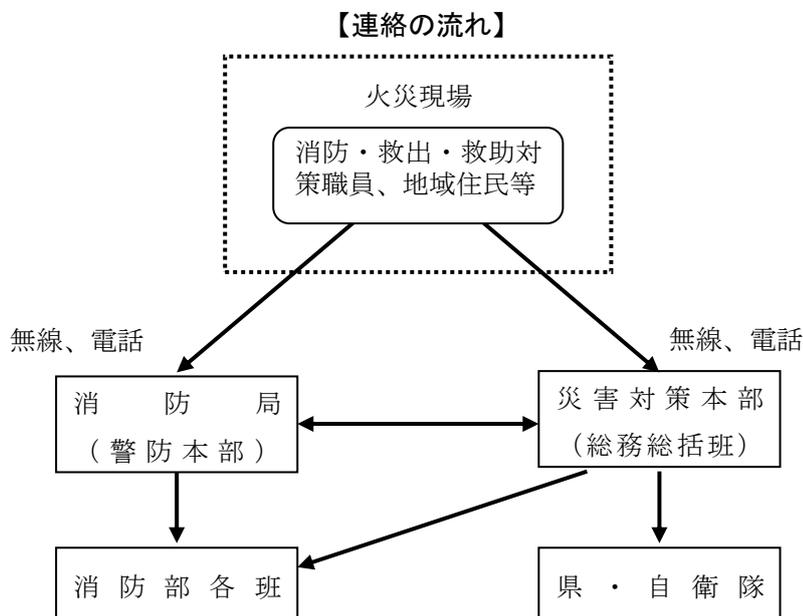
災害時総合相談窓口設置期間中は、第12章「第10節 災害時総合相談窓口業務」により行う。また、災害時総合相談窓口閉鎖後は、福祉部が窓口となり関係各部、関係機関・団体等と協力して行う。

## 第8章 消防・救急・救助活動

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 ( <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">文字</span> は主担当、斜字は副担当)
第1節 消火活動	●			<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">消防部各班</span> 、各担当班
第2節 火災のパトロール		●		<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">消防総務班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">警防班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">中央消防班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">西消防班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">消防団班</span>
第3節 救出活動の実施	●			<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">消防部各班</span> 、各担当班
第4節 行方不明者リストの作成		●		<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">市民班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">文化振興班</span> 、各支所班
第5節 行方不明者の捜索		●		<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">警防班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">救急班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">中央消防班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">西消防班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">消防団班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">警察署</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">那覇海上保安部</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">自衛隊</span>
第6節 救護所への傷病者の移送	●			<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">総務総括班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">市民税班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">資産税班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">納税班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">警防班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">救急班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">中央消防班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">西消防班</span> 、

本章は、「那覇市消防警防規程」を基本とし、震災時の同時多発災害に対応するため、基本事項を次のように定める。

- 市民、自主防災組織及び事業所は、自らが出火防止活動及び初期消火活動を実施する。
- 危険物を取り扱う事業所では、二次災害の防止に努める。
- 消防部各班は、多数の人命を守ることを最重点とした消火活動を行う。



## 第1節 消火活動（担当：消防部各班、各担当班）

### 第1 警防本部の設置

災害対策本部が設置されたとき、または那覇市消防局における警防本部・警戒本部設置基準に基づき、消防警防体制の確立と指揮命令の徹底を期すため、消防局に「警防本部」を設置する。

また、災害の状況により災害現場に「現場指揮本部」を設置する。

### 第2 火災の警戒

地震発生の際は、密集地及び火災危険箇所での火災発生については、消防活動困難地域警防計画に基づき、火災防御活動を行う。

### 第3 消火活動

#### 1 消防部各班の活動

消防部各班の活動内容は、次のとおりとする。

区分	内 容
情報の収集	○延焼火災の状況 ○消防車の状況及び通行可能な道路 ○消防水利等の利用可能状況
消防活動時の留意事項	○病院、避難地、幹線道路、防災拠点等施設を優先的に消火する。 ○風向き、建物分布等を考慮し、効率的な消火活動を実施する。 ○延焼火災が少ない地区を集中消火し、安全地区を確保する ○危険物のある地区は立入禁止措置を実施する。 ○延焼火災の多い地区は住民避難のため、避難路を確保する。 ○充水体制を確立し、早めに防火水槽等への充水及び消火栓への増水措置を実施する。

#### 2 市民、自主防災組織及び事業所の活動

市民、自主防災組織及び事業所の活動内容は、次のとおりとする。

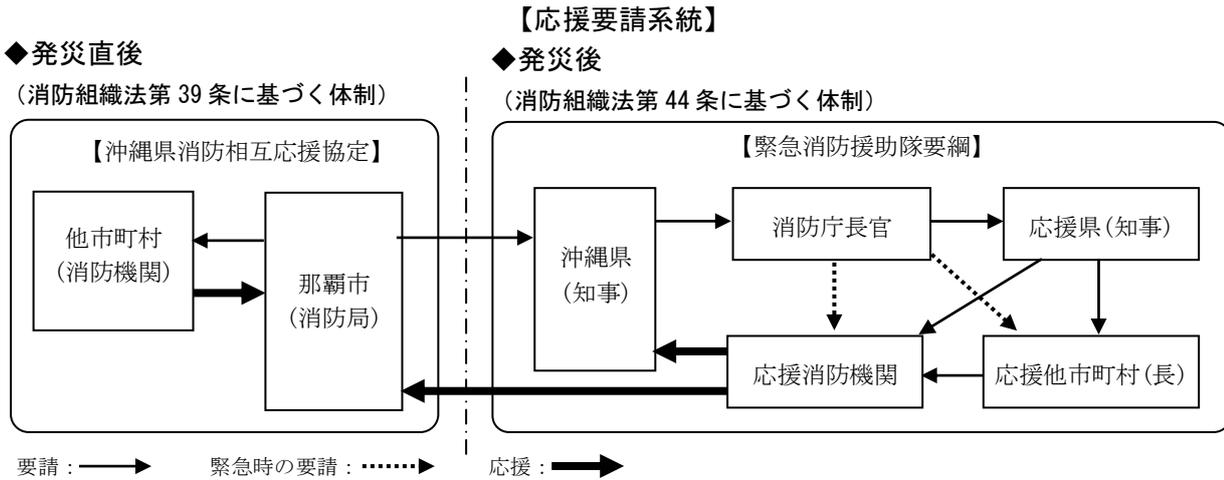
区分	内 容
火気の遮断	○ガス栓、プロパンガスのバルブ等の閉止、ブレーカー遮断
初期消火活動	○火災が発生したときは、消火器、くみ置き水、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。
初期救出活動	○近隣に軽微な下敷者を発見した場合は、防災機関に連絡するとともに、近所の人と協力して救出に努める。

### 第4 応援の要請

大規模な地震が発生した場合、もしくは小規模な災害であっても市域境界等における被害を最小限に止める場合は、「沖縄県消防相互応援協定」に基づき、消防隊、救助隊及び救急隊その他必要な人員、機器資材等の応援を要請する。

なお、航空応援が必要な場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」、緊急消防援助隊が必要な場合は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づき、県に

応援を要請する。



**【「沖縄県消防相互応援協定」による応援の種類】**

応援の区分		出動隊数	備 考
普通 応援	隣接する協定市町村等の区域外の災害を確認した場合	原則として1隊	※「特別応援」は、次の事項を明らかにして要請する。 ・災害の概況及び応援を要請する事由 ・応援を要請する消防隊等の種類及び数 ・活動内容及び集結場所 ・誘導員または担当責任者 ・その他必要事項
救急 搬送 応援	所轄区域内から所轄区域内外の医療機関へ救急搬送を要請した場合	〃	
特別 応援	要請の内容、消防力及び消防事象の実情等に即して、応援を行う協定市町村等の消防長が決定	災害状況に応じ応援する市町村等の消防局長が決定	

【資料編】12-1(1) 沖縄県消防相互応援協定書

## 第5 応援の受入れ

大規模な災害が発生した場合は、消防組織法第39条に基づく「沖縄県消防相互応援協定」により、近隣市町村等の消防応援を受入れる。

また、消防組織法第44条に基づく、消防庁長官の措置による応援（緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱）が実施された場合は、県外からの消防応援を受入れる体制となる。

## 第6 火災現場の検証

予防班は、発生した火災について、火災の原因、被害調査のため現場検証を行う。

**第2節 火災のパトロール（担当：消防総務班、警防班、中央消防班、西消防班、消防団班）**

消防総務班は全ての消火が終了した後も、市内の火災のパトロールを計画し、警防班、中央消防班、西消防班、消防団班、自主防災組織等がパトロールを実施する。

**【火災パトロールの趣旨】**

- 停電回復後の通電火災の警戒
- 消火後の再燃警戒
- 放火等の防止

**第3節 救出活動の実施（担当：消防部各班、各担当班）****第1 救出班の編成**

消防部各班は、各担当班及び警察と相互に協力して、必要資機材を活用し、要救出者の発見に努める。

**第2 要救出者発見時の対応**

救出班は、要救出者を発見した際には、直ちに次の措置を行う。

**【要救出者発見時の措置】**

- 消防局への通報及び応援出動要請
- 地域住民、自主防災組織等の協力を得て、危険の及ばない範囲で救出活動の実施

**第3 消防局の対応**

市民または救出班からの通報があった場合は、災害状況に応じた救出応援部隊を編成、出動し、救出活動を実施する。

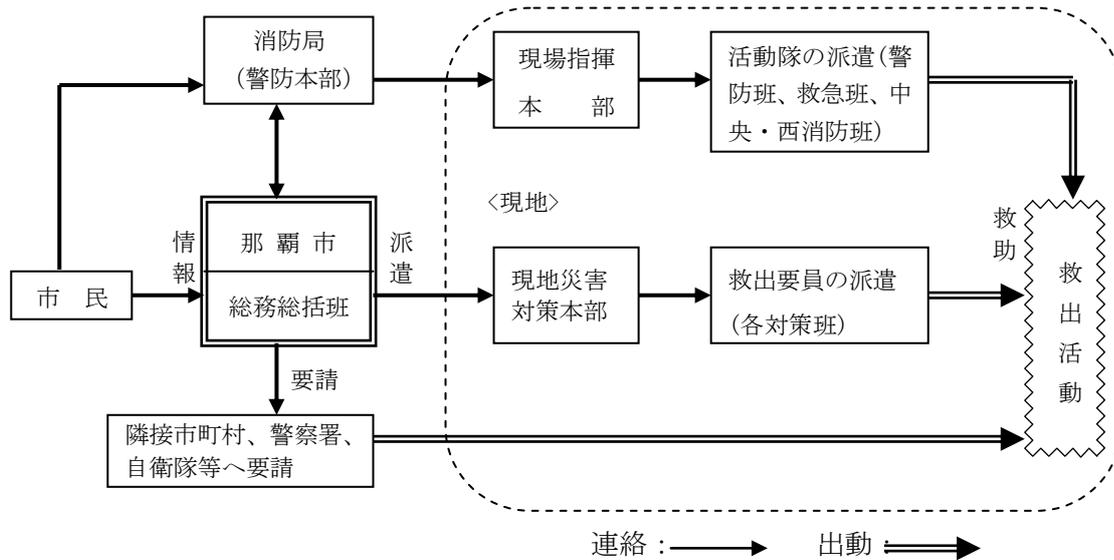
**第4 本部の対応**

大規模な災害が発生し、市のみでは迅速な救出活動の実施が困難と判断した場合には、県、他市町村に応援を要請し、または県に自衛隊の派遣要請を要求する。

**第5 救出資機材の確保**

初動期における救出資機材は、備蓄された救出用資機材や関係機関が保有するものを活用する。資機材が不足する場合は、沖縄県建設業協会等に対し、救出に必要な重機配備を要請する。

【応援隊要請までの流れ】



第6 惨事ストレス対策

職員等の惨事ストレス対策を実施するため、必要に応じて総務省消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第4節 行方不明者リストの作成 (担当：市民班、文化振興班、各支所班)

所在の確認できない市民に関する問い合わせや行方不明者の搜索依頼・届出の受付は、市民班、文化振興班、各支所班が次の要領に基づき行う。

【行方不明者搜索依頼・届出の受付要領】

- 市民班、各支所班等は、市役所に「行方不明者相談所」を開設し、届出窓口とする。
- 届出を受けた時は、行方不明者の次の事項について、可能な限り詳細に聴き取り「行方不明者届出票」に記録する。
  - ① 住所 ② 氏名 ③ 年齢 ④ 性別 ⑤ 身長 ⑥ 体重 ⑦ 着衣その他の特徴
- 届出のあった行方不明者は、避難者名簿で確認した後、不明者の「要搜索者名簿」を作成する。
- 要搜索者名簿は、警察署長宛に1部送付し、協力して搜索を実施する。

【資料編】 15-8(1) 行方不明者届出票  
15-8(2) 要搜索者名簿

第5節 行方不明者の搜索

(担当：警防班、救急班、中央消防班、西消防班、消防団班、警察署、那覇海上保安部、自衛隊)

警防班、救急班、中央消防班、西消防班、消防団班は、関係機関の協力により搜索班を編成し、市民班等が作成した行方不明者リストに基づき、警察署、那覇海上保安部及び自衛隊と協力して行方不明者の搜索を実施する。

**【搜索時の留意点】**

- 搜索活動中に遺体を発見した時は、本部及び警察署に連絡する。
- 発見した遺体は、発見日時、場所、発見者等を記載した「トリアージタグ」を添え、身元を確認する。
- 搜索の実施期間は、災害発生の日から原則として10日以内とする。

**第6節 救護所への傷病者の搬送**

(担当：総務総括班、市民税班、資産税班、納税班、警防班、救急班、中央消防班、西消防班)

**第1 緊急搬送**

消防部各班は、救命処置を要する者を優先し、傷病者の緊急搬送を行う。搬送は、消防部各班、市所有の車両等を使うほか、必要に応じ自衛隊等のヘリコプターを要請し行う（救護所等から後方医療施設への移送については、第9章「第4節 後方医療機関への搬送」参照）。

**第2 傷病者多数発生時の活動**

消防部各班は、災害の状況等を判断し、安全で活動容易な場所に応急救護所を設置し、救出隊と連携を図り救護活動を行う。救護能力が不足する場合は、救護所、医療機関への輸送力を強化し、効率的な活動を行う（第11章「第4節 緊急輸送実施体制」参照）。

**第3 救出救助活動及び負傷者の搬送**

那覇・豊見城警察署は、倒壊家屋の多発地区及び病院、学校等多人数が集合する場所を重点に救出救助活動を行う。救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護所に引き継ぐか、車両等を使用して医療機関に搬送する。

## 第9章 災害時の医療救護

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 ( <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">文字</span> は主担当、斜字は副担当)
第1節 医療救護体制の確立	●			<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">健康部各班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">救急班</span>
第2節 応急・臨時救護所、助産所の設置	●			<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">総務総括班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">保健総務班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">消防部各班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">関係機関</span>
第3節 応急・臨時救護所の活動	●			<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">健康部各班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">消防部各班</span>
第4節 後方医療機関への搬送	●			<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">総務総括班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">管財班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">市民税班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">資産 税班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">納税班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">消防部各班</span>
第5節 巡回救護の実施		●		<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">健康部各班</span>
第6節 こころのケア対策			●	<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">健康部各班</span>

県は、災害等により集団的に発生する傷病者に対応するため、救急医療部会を設置し、救急医療対策を行う。市は、県及び医療関係機関と緊密に連携し、迅速かつ的確な医療救護活動（助産を含む。）を行う。

### 第1節 医療救護体制の確立（担当：健康部各班、救急班）

大規模災害等により多数の傷病者が発生した場合、「那覇市保健所災害対応マニュアル」に基づいて、県災害医療本部、那覇市医師会、沖縄赤十字病院その他関係医療関係機関が緊密に連携し、迅速かつ的確な医療救護活動（助産を含む）を実施する。

#### 第1 地域災害医療本部（保健所）の設置

県災害医療本部が設置され、県災害医療本部長が必要と認める場合は、市災害対策本部の下に保健所長を本部長とする「地域災害医療本部」を設置する。なお、県災害医療本部は、県の災害対策本部が設置された場合に自動設置され、沖縄県災害医療本部設置要綱第2条に基づく下記の設置基準を満たした場合または県保健医療部長が必要と認める場合に設置される。

##### 【県災害医療本部及び地域災害医療本部の設置基準】

- ① 県の全域または一部の地域に、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく津波警報が発表され、かつ重大な災害が発生するおそれがあるとき。
- ② 地震または津波により、県の全域または一部の地域に重大な被害が発生したとき。
- ③ 県の全域または一部の地域に、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する地震または津波被害が発生したとき。
- ④ 気象庁が、県の全域または一部の地域で震度5強以上が観測された旨発表した場合及び県が属する津波予報区のいずれかに大津波警報を発表したとき。

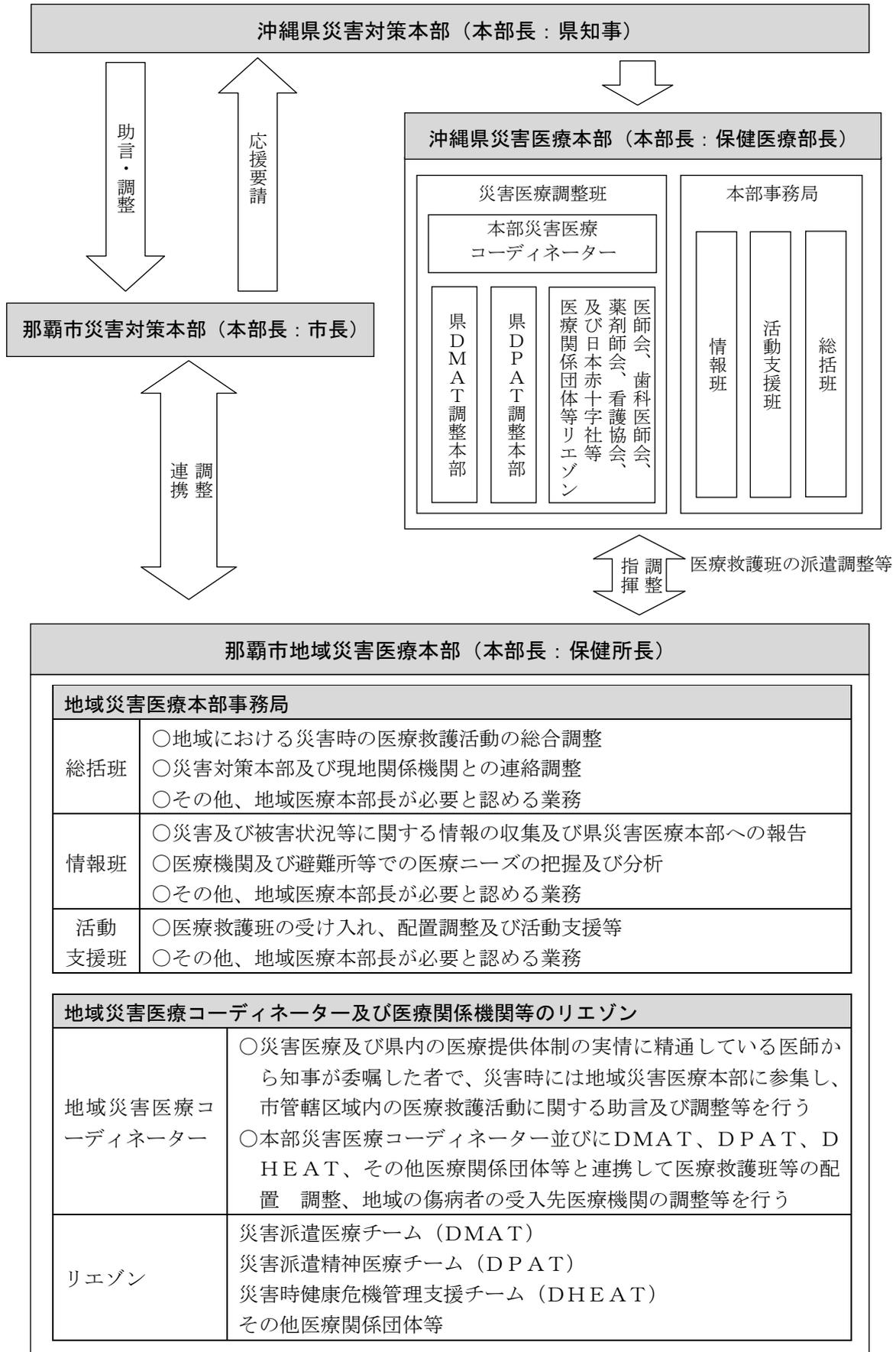
## 第2 地域災害医療本部の体制

地域災害医療本部は、「総括班」、「情報班」及び「活動支援班」で編成する事務局（保健所）と、県から派遣される地域災害医療コーディネーター及び医療関係団体等のリエゾンにより構成する。

本部では、地域災害医療コーディネーターの助言等を踏まえて医療救護活動を統括し、県から派遣される医療救護班（医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び日本赤十字社等、県内外の医療関係機関等から派遣される災害救護活動を行う医療チーム）の派遣調整等について県災害医療本部の指揮・調整を受ける。

また、地域災害医療本部長は、必要に応じ、地域災害医療コーディネーターに委嘱している者以外の者で災害医療に精通している医師に、地域災害医療コーディネーターの業務にあたるよう要請する。

【那覇市地域災害医療体制】



### 第3 地域災害医療本部の活動

医療救護活動にあたっては、被災地の医療機関の状況や傷病者の情報等を正確に収集し、その時に活用することのできる限りある医療資源（人、物）を把握したうえで適切に医療資源を投入する。また、災害直後から復旧復興までの時間経過や生活環境の変化等に伴う医療ニーズの変化により対応方針が異なることを踏まえ、「初動期（6時間以内）」から大きく「急性期（1週間以内）」、「亜急性期（1週間から1か月以内）」、「慢性期（1か月以降）」に分け活動を実施する。

#### 1 初動期（発災から6時間以内）

- 電話、FAX、広域災害救急医療情報システム（EMIS）、県総合行政情報通信ネットワーク及びインターネット等を活用するほか、必要に応じて直接に職員を派遣するなどして必要な情報（医療機関や薬局等の被災及び稼働状況、傷病者の発生状況、道路・インフラの被害状況等）を収集し、関係機関と情報共有を図るとともに市災害対策本部、県災害医療本部に報告する。
- 地域災害医療コーディネーター、DMAT、DPAT、DHEAT及び関係医療団体等の受入れ体制を確立する。
- 地域災害医療コーディネーターは、本部災害医療コーディネーター並びにDMAT、DPAT及び関係医療団体と連携して医療救護班等の配置調整、地域の傷病者の受入先医療機関の調整等を行う。

#### 2 急性期（6時間から1週間以内）

急性期では、県内DMAT、DPAT及び医療救護班等による活動が主体になると想定されることから、関係機関と連絡調整を行い、傷病者の発生状況、道路その他インフラの被害状況等医療救護活動に影響を及ぼす情報等を集約し、DMAT、DPAT及び医療救護班を適切な活動場所に配置するとともに活動状況や現場の情報を常に集約する。この際、市内の医療資源や地域の状況等の情報収集、派遣調整体制の確立に努める。

#### 3 亜急性期（1週間から1か月以内）

亜急性期では、DMAT等の撤収以降の医療救護所での医療救護活動や、巡回診療、被災地域内の医療機関に対する応援等を行う必要があることから、地域災害医療コーディネーターは被災地域内の情報を収集し、当地域の医療ニーズに応じた医療救護班の派遣及び配置調整等を行い、適切に医療救護班を必要な場所に配置する。

地域災害医療本部長は、地域災害医療コーディネーターの助言等をふまえ、急性期から最終的に被災地の医療体制が復旧するまで、被災地における災害医療体制の総合調整を行うが、特に移行期において、DMATから医療救護班への円滑な引継ぎができるよう適切な調整を行う。

#### 4 慢性期（1か月以降）

慢性期では、ライフラインがほぼ復旧して地域の医療機関や薬局等が徐々に再開しているが、避難生活が長期化している場合、避難者に対する医療救護所及び巡回による診療、健康相談、口腔支援（口腔機能管理、口腔衛生管理）、服薬指導、リハビリ支援活動等を行う。

#### 第4 情報収集と共有

災害発生後速やかに、災害拠点病院、DMAT指定医療機関、DPAT、那覇市医師会、南部地区歯科医師会、那覇地区薬剤師会、県看護協会、日本赤十字社沖縄県支部、県精神科病院協会、JRAT、県透析医会、医薬品卸業協会等との定期的な連絡方法を確保するとともに、EMIS等を活用して下記の情報を収集する。

- 被災地域等に所在する医療機関、医薬品卸売業者及び薬局等の被災及び稼働状況
- 非被災地域に所在する医療機関、医薬品卸売業者及び薬局等の稼働状況
- 被災地域等に所在する医薬品備蓄倉庫等の被災状況及び備蓄状況
- 非被災地域に所在する医薬品備蓄倉庫等の備蓄状況
- DMAT、DPAT及び医療救護班等の出動可能数
- 災害拠点病院等医療機関の空床数、受入可能数等
- 在宅人工透析患者、在宅酸素患者及び在宅人工呼吸器装置患者等の継続的な治療を必要とする者の状況

#### 第5 県により編成される医療救護班

県は、市長からの要請があったときは、県防災計画に基づき、医療救護班を編成し、医療機関等の応援を得て派遣する。市は、派遣された医療救護班に対し、沖縄県医療本部及び地域医療本部からの要請により、輸送及び救護活動等への支援をできる限り行う。

機 関 名	応援医療班名称	編 成
保健所、県立病院、 他市町村、日本赤十字社、 国立病院機構等、 県医師会	保健所医療班、県立病院医療班、 市町村医療班、 日赤沖縄県支部救護班、 協力医療班、県医師会救護班	医師1、保健師、助産師または 看護師（准看護師を含む。）3、 事務担当者1、運転手1 計6名を基準とする。

#### 第6 医療救護班等の受入等

県災害医療本部及び関係機関等を通じ派遣された県内外DMAT、DPAT、DHEAT及び医療救護班等を受入れ、人員、装備、配置場所等を把握する。

県災害医療本部及び関係機関を通じず、自主的に参加する医療従事者等が直接地域災害医療本部に赴いた場合は、受入れの是非を検討するとともに、受け入れる場合には、その場所で受付を行い、県災害医療本部へその旨報告する。また、受け入れた医療従事者等の把握及び活動状況等については、随時、県災害医療本部へ報告する。

#### 第7 地域災害医療対策会議

地域災害医療本部は、地域災害医療コーディネーター、那覇市医師会、南部地区歯科医師会、那覇地区薬剤師会、沖縄赤十字病院その他関係機関、医療救護班等及び消防局、自衛隊等が定期的に情報交換を行う場として、地域災害医療対策会議を開催する。

地域災害医療対策会議を通じて、市内の医療機関及び避難所等での医療ニーズを把握及び分析した上で、県災害医療本部等から派遣された医療救護班を配置調整するなどのコーディネート機能が十分発揮できる体制を整備する。

## 第8 市民等への情報提供

診療可能な医療機関や医療救護所など市民等が必要とする情報について、市ホームページ等を通して情報提供するほか、市災害対策本部を通じて、放送事業者、通信社及び新聞社等の報道機関の協力を得的確に情報提供する。

## 第9 医薬品等の需給状況の把握及び確保・補給

### 1 医薬品等の需給状況の把握

那覇市医師会等と連携し、市内医療機関、医療救護所及び那覇地区薬剤師会等の医薬品等の需給状況を把握し、県災害医療本部に報告する。

### 2 医薬品等の確保・補給

- 医療救護所及び災害拠点病院等からの供給要請に対し、直ちに県災害医療本部に調整・斡旋を要請する。
- 輸送手段は医薬品等の供給者が確保することとするが、不可能な場合は、地域災害医療本部または県災害医療本部が確保する。その際、医薬品を迅速に受領するため、市災害対策本部を通じ、消防機関及び自衛隊等に応援を要請して緊急通行車両を確保しておく。
- 医薬品等の迅速な供給を行うため、市町村の通行可能な道路または通行不可能な道路の状況を県災害医療本部に報告する。なお、陸路が困難な場合は、ヘリコプター等による緊急輸送を行うため、県災害医療本部または市災害対策本部を通じ、ヘリポートを確保する。
- 飲料水、洗浄のための給水は、水道総務班に要請する。
- 電気、電話等通信手段は、総務総括班を通じて沖縄電力、NTTに要請する。

## 第10 後方医療体制の確立

保健総務班は、那覇市医師会と協力して病院等の被災状況及び稼働状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、臨時救護所から搬送される重傷病者の後方医療機関を確保する。後方医療施設は、公立病院、救急指定病院等とする。

なお、市外の後方医療施設への転送が必要な場合は、県または近隣市町村の委託医療機関での救護を要請する。

## 第11 医療班の編成

### 1 応援要請

大規模な災害により那覇市立病院のみでは対応が困難と判断した場合は、保健総務班は、那覇市医師会その他関係機関へ応援を要請し、連携して応急医療活動にあたる。

状 況	要 請
災害により多数の傷病者が発生したとき	○那覇市医師会、医療関係機関による医療班の編成、出動を要請 ○災害の状況に応じ知事に対して必要な措置を要請
医療関係者が自ら必要と認めたとき	○要請を待たずに医療班の編成、出動 ○直ちに本部長に通報する。

【資料編】1-6 災害時医療救急班連絡系統図（那覇市医師会）

## 2 医療班

医療班は、次のとおり編成する。

班名	編成機関名	任務	1班の構成人員	備考
医療班	那覇市立病院 那覇市医師会	医療	医師1、看護師3、事務員1	必要により 運転手1
助産救護班	那覇市立病院 那覇市医師会	助産	医師1、看護師2、最寄りの 助産師	
乳幼児救護班	那覇市医師会 医療救護部各班 こどもみらい部各班	乳幼児 救護	保健師2、保育士2、看護師 2、事務員1	

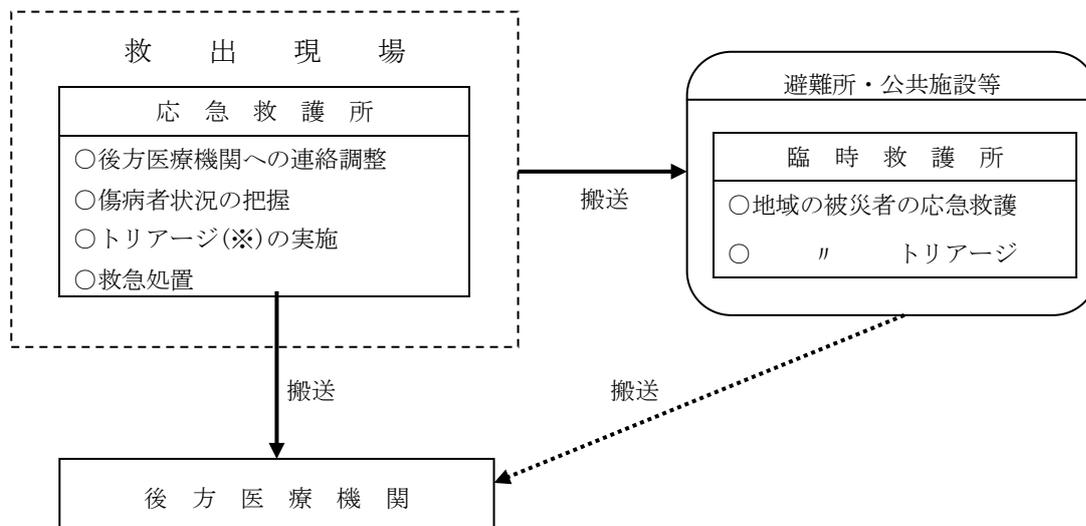
### 第2節 応急・臨時救護所、助産所の設置

(担当：総務総括班、保健総務班、消防部各班、関係機関)

#### 第1 応急救護所の設置

消防部各班は、医療機関及び医師会の協力を得て、集団救出現場等の傷病者が多数発生した現場近くの適切な場所に応急救護所を設置する。

【応急医療のシステム】



※トリアージ：傷病者の重症度と緊急度を判定して、収容医療機関への緊急連絡事項等を簡単にメモし装着すること。一見して重傷にみえないクラッシュ症候群（手足等の圧迫から起こる全身障がい）への注意が必要。

#### 第2 臨時救護所の設置

保健総務班は、地域の被災者の応急救護の拠点として、また、軽傷者等による医療機関への過集中防止のため、避難所となる学校や公民館等の公共施設に臨時救護所を設置し、那覇市医師会と協力して環境を整える。臨時救護所は原則最大14日間での終了を目標とする。

また、必要に応じて民家、地域の医療機関や民間施設、バス等を臨時救護所とする。

### 第3 救護所設置の広報

応急救護所、臨時救護所を設置した場合は、総務総括班は、直ちに市民に対して設置場所の広報を行う。

### 第4 助産所の設置

助産所は、助産施設のある医療施設をあてる。総務総括班は、直ちに市民に対して助産所設置場所の広報を行う。

### 第5 傷病者の収容

収容医療施設が不足する場合、市及び関係団体等は、臨時に医療施設の仮設、学校、公民館等の収容可能な施設を確保する。

### 第6 船舶の利用

大規模な災害により医療施設が不足する場合は、県（総括情報班）を通じて那覇海上保安部、海上自衛隊等に対し、所有船舶の供用を要請する。

## 第3節 応急・臨時救護所の活動（担当：健康部各班、消防部各班）

応急救護所、臨時救護所ではトリアージ等の活動を実施する。医療救護の活動は、原則として医療班（医師）が行い、消防部各班は、救出から後方医療機関への搬送を行う。

区分	内 容
医療班または消防部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○傷病者の記録、傷病者伝票の交付</li> <li>○傷病者の選別（トリアージ）、順位別収容先の指示</li> <li>○傷病者伝票に応じた救命処置</li> </ul>
消防部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療機関、本部等との連絡</li> <li>○緊急度分類に基づく搬送順位の決定</li> <li>○搬送車両（ヘリコプター等）別の搬送者の調整</li> <li>○収容先医療機関の指示</li> </ul>

## 第4節 後方医療機関への搬送

（担当：総務総括班、管財班、市民税班、資産税班、納税班、消防部各班）

### 第1 後方医療機関の種類

応急救護所または臨時救護所でのトリアージにより、後方医療機関への収容が必要とされた重傷者については、適切な後方医療機関への搬送を行う。

【トリアージと搬送先】

分類	症状・状態	搬送先
第1順位	意識障がい2桁以上・循環機能障がいを伴うもの、大出血、重症ショック、重症熱傷、脊椎（髄）損傷、全身打撲、多損傷、頭部・胸部・腹部・腰部の外傷、呼吸困難	◆第3次医療機関（救命救急センター等） 心肺蘇生法を継続している傷病者等、緊急に救命措置を必要とするものは、直近の医療機関に搬送し、応急医療処置を受けた後、適応医療機関へ搬送する。
第2順位	第1順位以外の傷病者	◆第2次医療機関（総合病院等）
第3順位	程度は軽症であるが、何らかの救急処置を必要とするもの	◆その他適応医療機関（第1順位及び第2順位の傷病者の数と、医療機関の収容能力を考慮する。）
第4順位	死亡者	原則として搬送活動は行わない。

第2 搬送体制・方法

救出者、重傷者の搬送は、搬送先を考慮して適切な搬送手段で行う。なお、自衛隊等のヘリコプターを活用するときは、総務総括班が県を通じて要請する。

搬送隊（協力者）	主な搬送手段	主な搬送範囲
自衛隊、第十一管区海上保安本部	航空機、船艇	市外
消防部	救急車、担架	市内、市外
警察署、市民税班、資産税班、納税班、自主防災組織、ボランティア	担架、市所有の緊急車両、その他の協力団体の緊急車両	救出現場周辺市内

第3 広域医療搬送の調整

病院避難に伴う入院患者の搬送、並びに在宅人工透析患者、在宅酸素患者及び在宅人工呼吸器装置患者等の継続的な治療を必要とする者の広域医療搬送が必要となる場合を考慮して、早期から情報の収集に努めるとともに、県との調整を図る。

第5節 巡回救護の実施（担当：健康部各班）

第1 巡回救護班の編成

健康部各班は医療関係者と協力し、災害発生から急性期（6時間から1週間以内）を目安に長期的な医療やこころのケア対策として、巡回救護班を編成する。また、避難所等の巡回スケジュールを作成し、連絡調整や後方支援を行う。

第2 避難所救護センターの設置

避難所における避難生活が長期にわたると見込まれるときは、県、医師会、その他関係機関と協力して避難所内に避難所救護センターを設置する。

### 第3 継続的治療の支援

慢性腎臓病が患者やクラッシュシンドローム（挫滅症候群）による急性腎臓病が患者、在宅人工透析患者、在宅酸素患者及び在宅人工呼吸器装置患者等の継続的治療が必要な被災者の状況を把握し、必要に応じて県や那覇市医師会その他医療機関等に対応を要請する。透析治療には水・医薬品等が不可欠であり、在宅酸素患者及び在宅人工呼吸器装置患者等は電源や酸素が不可欠であるため、優先的な確保に努める。

また、難病患者の受診状況及び主な医療機関の稼働状況を把握し、難病患者や関係団体等へ情報を提供するとともに、継続的治療の確保を図るため、県に必要な要請を実施する。

#### 第6節 こころのケア対策（担当：健康部各班）

県及び市は、大規模災害発生後、精神科医、医療ケースワーカー、保健師、児童相談所職員、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等と連携を図り、災害に関わった人たちの心的外傷への対策を行う。

区分	内 容
対象者例	<ul style="list-style-type: none"> <li>○精神科治療中の患者、治療歴のある患者の症状の悪化</li> <li>○復旧活動の従事者、ボランティアの抑うつ状態、燃え尽き症候群</li> <li>○被災者の子供、避難所生活者、専門家自身等</li> </ul>
対策の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○精神科救護所の設置（市役所、病院、保健所等）</li> <li>○災害相談所の設置（市役所、病院、保健所等）</li> <li>○心的外傷に関する広報活動の実施</li> <li>○専門ボランティアの受入れ</li> </ul>

#### 第1 被災者等のこころのケア

災害等によるPTSD（心的外傷後ストレス障害）、DSD（災害神経症）、生活の激変による依存症候群に対応するため、救護所や避難所等において、保健師等による巡回相談、訪問相談を実施し、必要に応じて心の健康に関する相談窓口を設置する。

#### 第2 災害救援活動従事者のこころのケア

各関係機関は、災害救助活動によるストレスやうつ病等の精神的な問題が生じる可能性があることに留意し、災害救助活動従事者のストレス反応の確認及び適切なケアを行い、こころの健康の保持・増進に努める。

## 第10章 交通管制

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 ( <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">文字</span> は主担当、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">斜字</span> は副担当)
第1節 交通規制	●			<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">総務総括班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">都市みらい部各班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">消防団</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">警察署</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">那覇海上保安部</span>
第2節 緊急輸送道路の確保	●			<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">総務総括班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">都市みらい部各班</span>

第1節 交通規制 (担当: 総務総括班、都市みらい部各班、消防団、警察署、那覇海上保安部)

### 第1 交通規制

次の機関は、交通の混乱を防止し緊急輸送道路を確保するため、交通検問所を設置する等、交通規制を実施する。

なお、市道の交通規制は市長が実施し、那覇・豊見城警察署に連絡した後、都市みらい部各班が消防団班と協力して規制を行う。規制箇所には、通行の禁止または制限の対象区間、期間及び理由を記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は、適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないよう措置する。特に、津波警報が発表された場合は、浸水想定区域への車両の流入を規制する。

区分	実施責任者	範 囲	根拠法令	
陸上	道路管理者	国土交通大臣 県知事 市長 西日本高速道路(株)	○道路の破損、決壊その他の理由により交通が危険であると認められる場合 ○道路に関する工事のため、やむを得ないと認められるとき	道路法 第46条
	公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官	○災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するため必要があると認めるとき ○道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、または交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認める場合 ○道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	災害対策基本法第76条 道路交通法第4条 道路交通法第5条 道路交通法第6条
海上	海上保安部	那覇海上保安部長 那覇港長 海上保安官	○船舶交通安全のため必要があると認めるとき ○海難の発生その他の事情により特定港内において船舶交通の混雑の生ずるおそれがあり、または混雑緩和のため、必要があると認めるとき ○天災事変等の危険な事態があり、人の生命、身体の危険または財産に重大な損害が及ぶおそれがあり、急を要する場合	港則法 第37条等 海上保安庁法第18条

## 第2 交通規制情報の収集・周知

都市計画班は、警察署に連絡し、交通規制の実施状況、交通の状況等を収集し、総務総括班に連絡する。総務総括班は、交通規制等の情報を道路建設班、道路管理班に伝達、または管財班を通じて車両を利用する班に伝達する。

また、交通規制の実施の報告を受けたときは、直ちにその内容を道路情報センターや報道機関の協力を得て周知に努める。

### 第2節 緊急輸送道路の確保（担当：総務総括班、都市みらい部各班）

#### 第1 市指定緊急輸送道路等の啓開

都市みらい部各班は、災害後の緊急輸送活動を円滑に実施するため、市が指定した緊急輸送道路を優先する等、最も重要な路線から障害物等の除去を行い、緊急輸送道路を確保する。

市指定緊急輸送道路とは、次の防災拠点施設を結ぶ市道、また防災拠点施設と県指定緊急輸送道路を結ぶ市道である。

##### 【市の防災拠点施設】

<input type="checkbox"/> 市役所	<input type="checkbox"/> 支所	<input type="checkbox"/> 指定避難場所	<input type="checkbox"/> 消防署
<input type="checkbox"/> 備蓄倉庫	<input type="checkbox"/> ヘリポート	<input type="checkbox"/> 那覇市立病院	<input type="checkbox"/> 那覇港

#### 第2 県指定緊急輸送道路の啓開

市道と県指定緊急輸送道路との円滑な交通を確保するため、他の道路管理者に協力して、県指定緊急輸送道路を啓開する。

【資料編】10-2 市内における県指定緊急輸送道路一覧

10-3 県指定緊急輸送道路図

#### 第3 応援要請

大規模な災害が発生し、速やかな啓開作業の実施が困難な場合には、県に応援を要請し、または県に自衛隊の災害派遣要請を要求する。

##### 【道路確保作業の内容】

<input type="checkbox"/> 道路の被害状況の調査
<input type="checkbox"/> 緊急輸送道路の決定（応急、復旧）
<input type="checkbox"/> 代替路線の確保
<input type="checkbox"/> 道路管理者、警察への復旧、交通規制の要請及び通報

#### 第4 広報活動等

総務総括班は、緊急輸送道路の交通規制状況及び自動車運転の自粛等について、市民、運転者等に周知徹底する。

また、緊急輸送を確保するため、交通を規制する必要があるときは、県公安員会に通知する。

## 第5 緊急輸送道路確保のための措置

---

### 1 道路管理者が行う啓開措置

道路管理者は、緊急通行車両の通行を確保する必要がある場合は、区間を指定し、放置車両等の運転手等に対し車両の移動等の命令を行い、緊急輸送道路の確保に努める。なお、運転手等がない場合や、運転者等が自らで移動できない場合または移動を行わない等においては、道路管理者自ら車両等を移動する。その場合、やむを得ない限度で破損することができる。

知事は、必要に応じてこれらの措置をとるべきことを道路管理者等に指示し、緊急通行車両の通行ルートを広域的に確保する。

### 2 警察官等が行う主な啓開措置

#### (1) 交通管制施設

効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設に機能の回復に努める。

#### (2) 放置車両の撤去等

緊急交通路を確保するために必要な場合には、放置車等の撤去、緊急通行車両の先導等を行う。

#### (3) 運転者等に対する措置命令

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対して車両の移動等の措置命令を行う。

#### (4) 障害物の撤去

緊急通行路の障害物の撤去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

## 第11章 緊急輸送対策

項目	初動	応急	復旧	担当 ( <u>文字</u> は主担当、 <u>斜字</u> は副担当)
第1節 特別緊急輸送	●			<u>市民税班</u> 、 <u>資産税班</u> 、 <u>納税班</u> 、 <u>消防部各班</u>
第2節 ヘリポートの設置	●			<u>技術総務班</u> 、 <u>まちなみ整備班</u>
第3節 緊急通行車両の届出	●			<u>管財班</u>
第4節 緊急輸送実施体制	●			<u>総務総括班</u> 、 <u>管財班</u> 、 <u>市民税班</u> 、 <u>資産税班</u> 、 <u>納税班</u>
第5節 物資輸送拠点の設置	●			<u>総務総括班</u> 、 <u>施設班</u>

第1節 特別緊急輸送（担当：市民税班、資産税班、納税班、消防部各班）

### 第1 特別緊急輸送の実施

消防部各班、市民税班、資産税班、納税班は、災害直後に重点かつ優先して行うべき特別緊急輸送として、次の輸送を実施する。

#### 【特別緊急輸送の対象】

- 救助救急活動、医療活動従事者、医薬品等、人命救助に要する人員、物資
- 消防、水防活動等、災害の拡大防止のための人員、物資
- 政府、地方公共団体の災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道の施設保安要員等、その他初動及び応急対策に必要な要員、物資等
- 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員、物資
- 観光客の船舶、航空機等による帰りの交通手段の確保

### 第2 緊急輸送の方法

緊急輸送は、市所有車両で行う。また、重傷者等の緊急または長距離の輸送が必要な場合は、ヘリポートを指定し、県に自衛隊の派遣要請を要求する。県と連絡をとれない場合は、自衛隊に状況を通知する。

緊急輸送を実施する際は、あらかじめ日時、種別、輸送量、車両の種別、発着地、経路、事由等を県公安委員会に連絡する。

【資料編】10-1 市所有車両状況一覧

**第2節 ヘリポートの設置（担当：技術総務班、まちなみ整備班）**

技術総務班、まちなみ整備班は、空中の緊急輸送（緊急患者空輸、物資の空輸等）のため、ヘリコプターの離着陸場を決定する。また、物資投下が可能な場所の選定、整備に努め災害時における空中輸送の円滑を図る。

**【使用可能なヘリポート】**

名 称	所 在 地
鏡水那覇駐屯地	北緯 26 度 12 分 00 秒、東経 127 度 40 分 00 秒
新都心公園多目的広場	北緯 26 度 13 分 47 秒、東経 127 度 40 分 30 秒
那覇市最終処分場多目的広場 (ちゅらティーダスポーツ広場)	北緯 26 度 12 分 50 秒、東経 127 度 44 分 00 秒

【資料編】10-4 ヘリポートの設置基準

**第3節 緊急通行車両の届出（担当：管財班）**

**第1 緊急通行車両の事前届出**

県公安委員会は、市が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する次の災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行い、届出済証を交付し、緊急通行車両事前届出受理簿に登録する。届出済証の交付を受けた車両については、管財班等は、警察本部、警察署または交通検問所に当該届出済証を提出し、確認審査を省略して標章及び確認証明書の交付を受け、緊急輸送を行う。

**【災害応急対策】**

- 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告または指示に関する事項
- 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- 緊急輸送の確保に関する事項
- その他、災害の発生の防衛または拡大の防止のための措置に関する事項

**第2 緊急通行車両の標章及び証明書**

管財班は、緊急通行車両として使用する場合、知事または県公安委員会に対し確認を求め、標章及び確認証明書の交付を受ける。届出済証の交付を受けている車両については、優先的に通行に係る確認を行うとともに、確認のための審査は省略される。

また、交付を受けた標章は、車両の助手席側ウインドガラスの上部の前面から見やすい箇所に貼付する。証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

【資料編】15-6(1) 緊急通行車両確認証明書  
15-6(2) 緊急通行車両の標章

#### 第4節 緊急輸送実施体制（担当：総務総括班、管財班、市民税班、資産税班、納税班）

##### 第1 車両、燃料の調達

管財班は、市所有車両を管理し、沖縄県石油商業組合・沖縄県石油業協同組合に優先的な燃料の供給を要請する。総務総括班は、状況により必要車両を協定先に応援要請、または県に斡旋を依頼する。

また、状況によっては、県、防災機関へ要請し、船舶、航空機等により緊急輸送を行う。

区 分	内 容
車両が不足する場合	沖縄総合事務局運輸部に民間車両の斡旋を依頼する。
陸上輸送が不可能な場合	道路の途絶や渋滞によって陸上輸送が不可能な場合は、県や関係機関にヘリコプター、船舶、モノレール等による輸送を要請する。航空機等による輸送が可能な場合は、これを利用する。
県有船舶による輸送	<p>県有船舶による輸送を必要とする場合、次の事項を明らかにした文書により、県に要請する。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等をもって要請し、その後、速やかに文書を提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の状況及び応援を必要とする理由</li> <li>・応援を必要とする期間</li> <li>・応援を必要とする船舶数</li> <li>・応急措置事項</li> <li>・その他参考となるべき事項</li> </ul>
第十一管区海上保安本部船艇による輸送	那覇海上保安部船艇による輸送を必要とするときは、第4章「第1節 自衛隊派遣要請依頼」に定める要領に準じて要請する。
民間船舶による輸送	民間船舶により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部に斡旋を依頼する。沖縄総合事務局運輸部は、事態に応じて内航運送業者または旅客定期事業者に対し航路、船舶、運送すべき人または物を指定して航海を要請する。
人力等による輸送	安全かつ効率的な輸送通路を検討し、地域住民等の協力のもと人力等による輸送を行う。

【資料編】10-1 市所有車両状況一覧

##### 第3 配車計画

###### 1 配車手続等

管財班は、各部班で所有する車両、応援派遣された車両を総合的に調整する。車両の運行に必要な人員は、原則として使用する各班の要員をあてる。

また、防災関係機関から要請があった時は、待機車両等を活用し可能な限り協力する。

###### 2 輸送対象の優先

時期	内 容
第1段階	本章「第1節 特別緊急輸送」に同じ。
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第1段階の続行</li> <li>○水及び食料等の生命維持に必要な物資</li> <li>○傷病者及び被災者、観光客等の被災地外への輸送</li> <li>○輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資</li> </ul>
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第2段階の続行</li> <li>○災害復旧に必要な人員、物資</li> </ul>

時期	内 容
	○生活必需品 ○災害廃棄物の搬出

**第5節 物資輸送拠点の設置（担当：総務総括班、施設班）**

調達した物資や他県市町村等からの救援物資を受入れ、保管し、配布するための仕分けを行うため、避難所、交通及び連絡に便利な次の場所に物資集積所を設置する。

**【救援物資集積所】**

○緑化センター地下備蓄倉庫	○小中学校の体育館
---------------	-----------

（注）上記施設が被災等により救援物資の受入れが困難で、適当な公共施設が近くにない場合は、市内郵便局との覚書に基づき、物資集積所の提供を依頼する。供給等の詳細については、次の各項目を参照のこと。

- 第12章「第5節 食料の確保・供給」
- 〃 「第7節 生活必需品の確保・供給」
- 〃 「第9節 義援物資、義援金の受入れ・配分」

【資料編】12-7(9) 災害時における物資の供給に関する協定書

## 第12章 生活救援対策

項目	初動	応急	復旧	担当 ( <u>文字</u> は主担当、斜字は副担当)
第1節 緊急給水	●			上下水道部水道関連各班
第2節 飲料水、生活用水の給水	●	●		市民税班、資産税班、納税班、 <u>上下水道部水道関連各班</u>
第3節 食料等の応急配給	●			人事班、市民税班、資産税班、納税班、 <u>商工農水班</u> 、なはまち振興班、観光班、 <u>避難所支援部各班</u>
第4節 食料の需要の把握	●			商工農水班、なはまち振興班、観光班、 <u>避難所支援部各班</u> 、各担当班
第5節 食料の確保・供給	●			総務総括班、市民税班、資産税班、納税班、 <u>商工農水班</u> 、なはまち振興班、観光班、 <u>健康増進班</u> 、生活衛生班、 <u>避難所支援部各班</u>
第6節 炊き出しの実施		●		生活衛生班、 <u>学校給食班</u>
第7節 生活必需品の需要の把握	●			商工農水班、なはまち振興班、 <u>観光班</u>
第8節 生活必需品の確保・供給	●			商工農水班、なはまち振興班、 <u>観光班</u> 、 <u>学校教育部各班</u> 、 <u>市民税班</u> 、 <u>資産税班</u> 、 <u>納税班</u>
第9節 義援物資、義援金の受入れ・配分	●			<u>出納班</u> 、 <u>市民税班</u> 、 <u>資産税班</u> 、 <u>納税班</u> 、 <u>福祉政策班</u>
第10節 災害時総合相談窓口業務		●		市民生活安全班、 <u>まちづくり協働推進班</u> 、 <u>市民班</u> 、 <u>消防総務班</u> 、各担当班
第11節 り災証明			●	総務総括班、 <u>市民生活安全班</u> 、 <u>まちづくり協働推進班</u> 、 <u>予防班</u>
第12節 被災者台帳			●	総務総括班、 <u>市民生活安全班</u> 、 <u>まちづくり協働推進班</u> 、 <u>予防班</u>

第1節 緊急給水（担当：上下水道部水道関連各班）

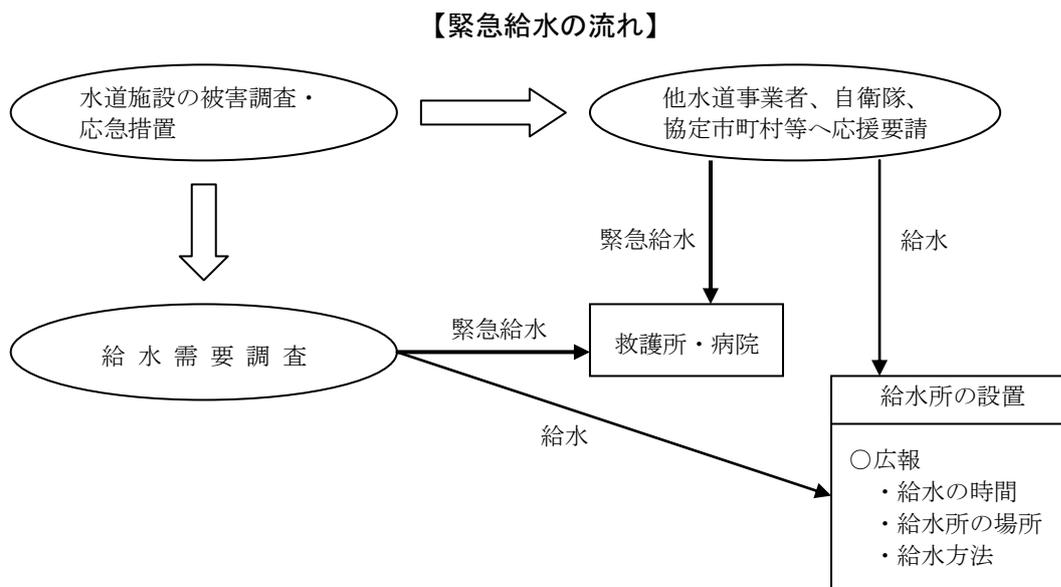
災害が発生し、水道施設の破損等により水の供給が停止した場合、管路復旧班は直ちに被害状況を把握し、緊急措置の後、応急給水班は重要施設への緊急給水を実施する。

## 第1 緊急給水先

緊急給水は、次の施設を優先順位とする。

## 【緊急給水の優先順位】

- |      |                 |         |      |
|------|-----------------|---------|------|
| ①救護所 | ②病院（特に人工透析治療施設） | ③社会福祉施設 | ④避難所 |
|------|-----------------|---------|------|



## 第2 給水方法

応急給水班は、上下水道部所有の資機材、車両を用いて給水を行う。

【資料編】9-3 応急給水用資機材一覧

### 第2節 飲料水、生活用水の給水

(担当：市民税班、資産税班、納税班、上下水道部水道関連各班)

#### 第1 給水源の確保

地震発生後、直ちに配水池、ポンプ場及び管路等の異常を調査し、漏水を確認したときは、バルブ操作により水を確保する。

飲用以外の生活用水として、共同井戸、家庭の井戸、湧水、受水槽、プール等を補給給水源として活用する。

また、水道管理者と協議し、給水拠点、取水及び給水計画等を定める。

【資料編】9-2 給水源一覧

#### 第2 応援要請

復旧に時間を要する地域や多量の水を必要とする医療機関等の断水に対しては、応援協定を締結している団体及び民間事業者に応援を求め、応急給水を行う。特に、医療機関、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行う。

また、大規模な地震発生により、重大な水道水質被害等が起きた場合には、県内各水道事業者で締結した「沖縄県水道災害相互応援協定」及び日本水道協会沖縄県支部を經由し、県内各水道事業者及び日本水道協会九州支部に要請を行う。

## 1 要請方法

電話、FAX等により次の事項を明示して行い、後日文書を送付する。

### 【要請時の明示事項】

- |                                    |  |
|------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 被害の状況     | <input type="checkbox"/> 応急給水用資機材とその数量 |
| <input type="checkbox"/> 応援人員とその数量 | <input type="checkbox"/> 水道資材とその数量     |
| <input type="checkbox"/> 機械器具とその数量 | <input type="checkbox"/> その他応援を要請したい事項 |

## 2 受援時の情報提供

応援を要請した場合は、応援隊に次の資料を提供する。

### 【応援隊への提供資料】

- |   |
|---|
| <input type="checkbox"/> 水道施設位置図（配水池、ポンプ場等） |
| <input type="checkbox"/> 応急給水予定場所を表示した図面    |
| <input type="checkbox"/> 使用資機材の規格           |
| <input type="checkbox"/> その他必要な図書           |
| ※状況により、次の資料も提供                              |
| ア 配水池の図面                                    |
| イ 送水・配水管路図面                                 |

## 3 応援協力

本市は、沖縄県南部圏域の幹事として、圏域内で災害が発生した場合、県と協力して対策にあたる。また、災害対策本部の設置に協力し、応援事業体職員の宿泊その他便宜の供与、会議室、資材置き場等の提供を行う。

- 【資料編】12-3(1) 沖縄県水道災害相互応援協定  
 12-3(2) 沖縄県水道災害相互応援協定実施細目  
 12-3(3) 沖縄県水道施設災害における応急復旧に関する協定書  
 12-3(4) 災害時等における応急活動の協力に関する協定  
 12-3(5) 災害時における応急措置等への協力に関する協定

## 第3 給水の需要調査

配水運用班は、災害が発生し給水機能が停止すると判断される場合は、給水の必要な地域、給水活動の規模を決定するため、需要の調査を実施する。

### 【給水の需要調査項目】

- |   |                                   |                                   |
|---|-----------------------------------|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 給水班編成状況        | <input type="checkbox"/> 応急給水開始時期 | <input type="checkbox"/> 給水所の設置場所 |
| <input type="checkbox"/> 給水機能停止区域、世帯、人口 | <input type="checkbox"/> 復旧の見込み   |                                   |

## 第4 応急給水の必要量

災害から2～3日以内は、飲料水、それ以後は飲料水と生活用水を給水する。飲料水とあわせて1人1日約20リットルの供給を実施する。

発生からの日数	供給量
発災直後～2、3日	1人1日 3リットル（飲料水）
2、3日以降	1人1日 20リットル（飲料水＋生活用水）

第5 応急給水用資機材の確保

応急給水活動に使用する車両及び資機材の確保は、水道総務班が担当する。応急給水用資機材は市が所有するものを用いるが、不足する場合は、応援協定締結先に応援を要請する。

また、飲料水の供給に使用する資機材は、すべて衛生的処理をしたのちに使用するものとし、飲料水は末端給水までの適当な部所において塩素の残留効果を適時測定する。

【資料編】9-3 応急給水用資機材一覧

第6 給水所の設置・広報

給水は、給水所を設置し、給水車等による拠点給水方式で行う。

給水所の設置は、避難所とするが、必要に応じて被災地等にも給水所を設置する。また、給水所の設置場所には「給水所」の看板等を掲示する。

給水所を設置したときは、水道総務班（広報担当）が給水に関する広報を行うとともに、総務総括班に対して広報の実施を要請し、市民への周知を図る。

【給水所設置の広報内容】

○給水の時間	○給水所の場所	○給水方法
--------	---------	-------

第7 給水方法

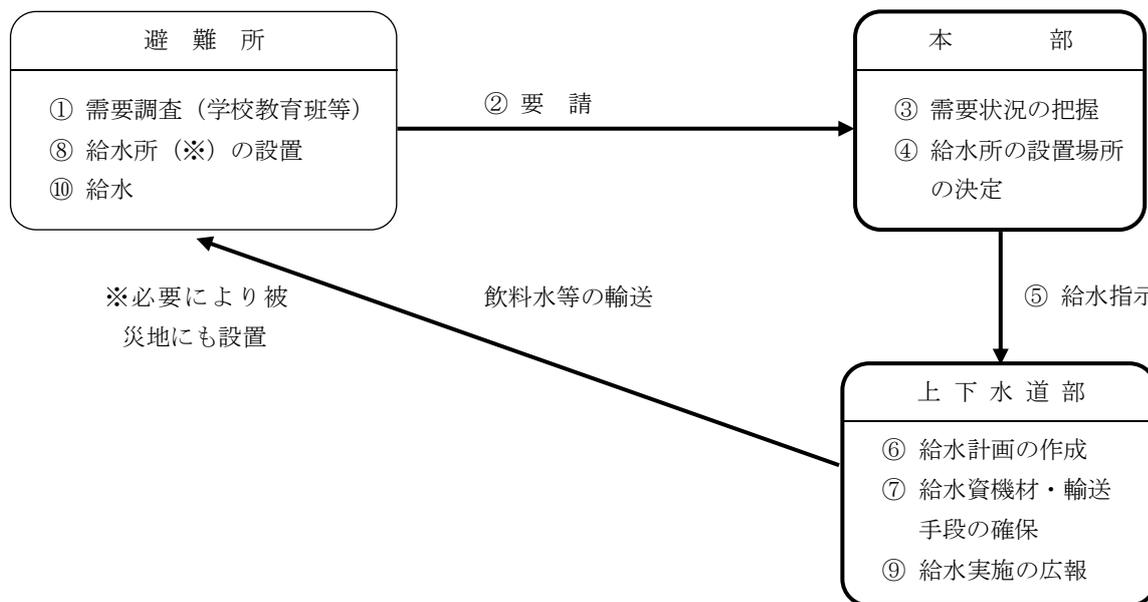
1 給水所への運搬

飲料水等の給水所への運搬は、応急給水班、市民税班、資産税班、納税班が配水池等から給水車、トラック等の車両及び給水容器等を使用して行う。

2 給水所での給水

給水所での給水は、避難所に派遣された職員、地区の消防団、自主防災組織等の協力を得て、市民が自ら持参した容器により行う。不足する場合には、給水袋等を使用する。

【飲料水、生活用水の供給の流れ】



### 3 井戸の活用

民間の井戸等の利用が必要なときは、当該所有者に協力を要請し使用する。なお、井戸は生活用水として利用する。

## 第8 生活用水の給水量の拡大

配水運用班、応急給水班は、洗濯や風呂等に使用する生活用水として、災害から1週間後を目安に給水を拡大する。1人1日あたりの給水目標量は、水道の復旧状況及び給水輸送体制の状況に応じて設定する。

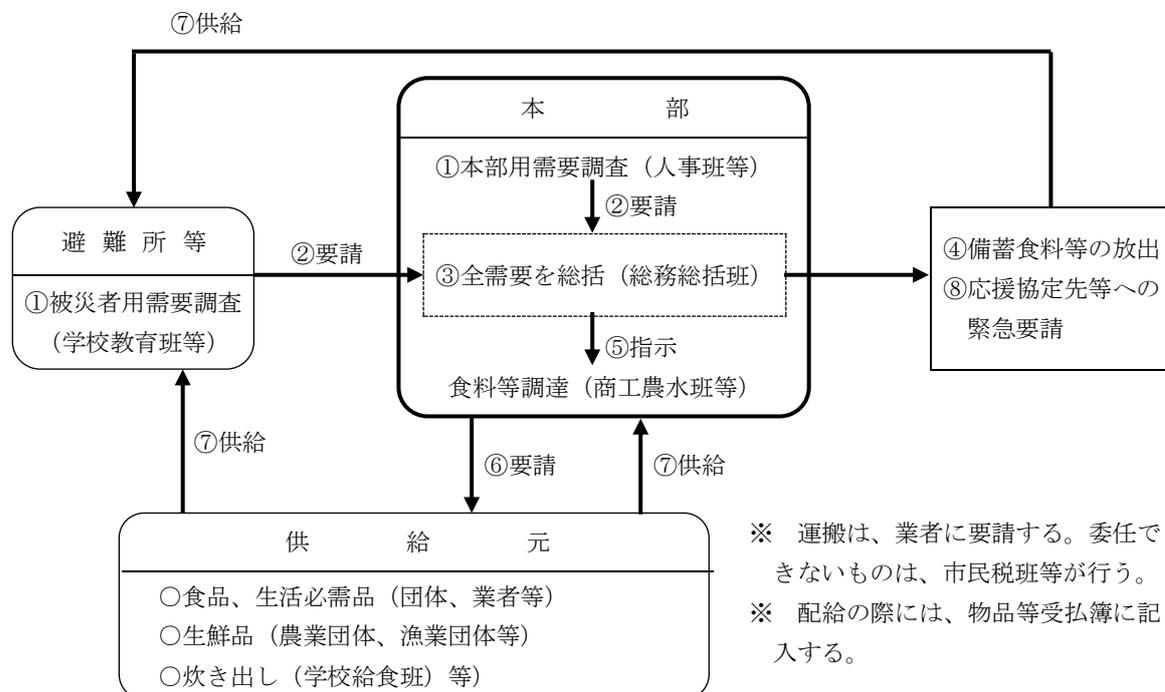
### 第3節 食料等の応急配給

(担当：人事班、市民税班、資産税班、納税班、商工農水班、なはまち振興班、観光班、避難所支援部各班)

大規模災害が発生した場合、発生から2～3日以内の食料は、炊き出しや弁当類でまかなう。市民税班、資産税班、納税班は、応援協定先の輸送業者と連携し、食料を災害対策本部、避難所へ運び、避難者、被災住民へ配給する。配給にあたっては、高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児等の要配慮者を優先し、不足や重複が生じないように公平で計画的に配給する。

また、応急対策活動に従事する者（職員、応援団体、ボランティア）へは、人事班が配給する。

#### 【食料、生活必需品の供給の流れ】



※ 運搬は、業者に要請する。委任できないものは、市民税班等が行う。  
 ※ 配給の際には、物品等受払簿に記入する。

【資料編】15-5(5) 物品受払い簿

#### 第4節 食料の需要の把握

(担当：商工農水班、なはまち振興班、観光班、避難所支援部各班、各担当班)

商工農水班、なはまち振興班、観光班は、次の方法で情報を得た各担当班と連絡を行い、食料の需要を把握する。食料の全需要を把握のうえ、食料を確保する。

##### 【必要食料数の把握方法】

区 分	調査の担当・方法
避難所の必要数	避難所支援部各班が調査・把握
住宅残留者の必要数	自治会等の住民組織の協力を得て把握
災害応急対策活動従事者の必要数	人事班が調査・把握
全需要食料の必要数	各班等からの報告により、総務総括班が総括
障がいを持つ子ども、疾患を持つ妊産婦等への対応	福祉政策班、障がい福祉班、健康増進班、地域保健班が特別食の提供を把握

#### 第5節 食料の確保・供給

(担当：総務総括班、市民税班、資産税班、納税班、商工農水班、なはまち振興班、観光班、健康増進班、生活衛生班、避難所支援部各班)

あらかじめ食料供給計画を定めておき、被災者のための食料の確保に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し、応援を要請する。

#### 第1 市の食料確保

避難者に対して、直ちに備蓄食料を供給するが、不足する場合には、商工農水班、なはまち振興班、観光班が応援協定先の事業者や製パン業者、食料加工業者、スーパー等からパン、弁当、副食品、炊き出し用の米穀、野菜等を調達する。乳児に対しては粉ミルクや液体ミルクを販売業者等から調達する。

##### 【主な供給食料】

- パン、弁当、握り飯、インスタント食品、麺類、米穀、缶詰、野菜、飲料水等
- 乳幼児用食料（粉ミルク、液体ミルク、離乳食、ベビーフード等）
- 特別食等（おかゆ、とろみ剤、アレルギー対応食、介護食、特殊栄養食等）

【資料編】12-7(1) 災害時における応援協定等一覧

#### 第2 応援協定等に基づく広域応援要請

総務総括班は、状況により応援協定を締結している関係団体または県やその他市町村に応援を要請する。

【資料編】12-7(1) 災害時における応援協定等一覧

### 第3 県からの食料調達

県からの食料調達要請は、次のとおりとする。

食料	機関・団体	調達方法
米穀	県知事（流通政策班） ○知事の発行する応急買受許可書により、卸売業者から調達	買受申請
災害用 乾パン	県知事 ○知事が市の買受要請により沖縄総合事務局に売却申請を行う。	買受申請
副食	原則として市が行うが、緊急調達の必要がある場合は、県（園芸振興班）及び他市町村の応援を要請し、調達する。	買受申請

#### 【供給対象者】

- 避難指示（緊急）等に基づき、避難所に収容された人
- 住家が被害（全焼、全壊、流失、半壊、半焼、床上浸水）を受け、炊事の不可能な人
- 住家が被害を受けたため一時縁故先等へ避難する人
- 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない人
- 米穀の供給機能が混乱し、通常の供給を受けることが不可能となった人
- 災害応急活動従事者
- その他市長が必要と認めるもの

### 第4 食料供給活動の実施

#### 1 食料の輸送

食料供給に関する輸送業務は協定を締結した輸送業者が行うが、必要な場合は市民税班、資産税班、納税班が行う。市民税班等は、市で調達した食料及び県等から支給を受けた食料の輸送を総括する。

#### 2 食料の集積所

調達した食料、他市町村から送付された救援食料は、次の施設に一時集積し、市民税班等が管理する。

#### 【救援物資集積所】

- 緑化センター地下備蓄倉庫
- 小中学校の体育館

#### 3 食料の供給

供給する食料は、災害発生後1～2日目は、備蓄食料、弁当、3日目以降は、米飯の炊き出しまたは弁当、パン等により行う。また、乳幼児に対しては、粉ミルクを供給する。供給にあたっては、要配慮者や食物アレルギー等に配慮し、原材料表示や献立表の掲示を行う。

健康増進班は、給食施設台帳を基に作成したリストに基づき、特定給食施設と多数給食施設の施設利用者への食事の提供状況の確認・調整を行う。

生活衛生班は、避難所で配布する食品及び弁当、サンドイッチ類の取扱いに関し、避難者に衛生指導を行う。

#### 4 配給数量基準

1人当たり配給数量に、知事が必要と認める受給者の数及び日数を乗じた数量を基準とするが、市長は特に必要があるときは加配できる。

##### 【配給数量基準】

配 給 対 象	精米換算
被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1人1日当たり 300g
被災により配給機関が通常の供給を行うことができないため、当該配給機関を通じないで配給を行う必要がある場合	1人1日当たり 300g
災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1人1食当たり 200g

#### 第6節 炊き出しの実施（担当：生活衛生班、学校給食班）

炊き出しは、各避難所の調理設備及び学校給食センター（学校給食再開後は除く）等で行うこととし、必要な原材料、燃料等は市で調達する。なお、既存の調理施設や設備が活用できない場合は、応急的な調理施設及び仮設調理場を確保する。

炊き出しにあたっては、学校給食班、自治会、自主防災組織、女性防火クラブ、日本赤十字奉仕団、地域住民の災害ボランティア等に協力を要請し、常に食料品の衛生に留意する。生活衛生班は、「那覇市保健所災害対応マニュアル」に基づき、炊き出し等の救援食品の取扱い、食品保管庫及び食器器具類に関し、衛生指導を行う。

#### 第7節 生活必需品の需要の把握（担当：商工農水班、なはまち振興班、観光班）

生活必需品の需要の把握は、「第4節 食料の需要の把握」を準用するが、物資は時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、夏季の暑さ対策等、被災地の実情を考慮し、さらには要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮する。

#### 第8節 生活必需品の確保・供給

（担当：商工農水班、なはまち振興班、観光班、学校教育部各班、市民税班、資産税班、納税班）

##### 第1 対象者

生活必需品の供給対象者は、住宅の全壊、全焼、流出、半壊、半焼または床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失またはき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

また、避難所の避難者のみならず、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

## 第2 供給内容

生活必需品の供給内容は、次のとおりとする。あらかじめ生活必需品等供給計画を定めておき、被災者のための生活必需品等の確保に努め、必要量が確保できないときは、応援協定先の事業者や県及び他市町村に対し応援を要請する。

○寝具	…………	就寝に必要な最小限度の毛布等
○衣類	…………	上着、下着等
○身回り品	…………	タオル、手拭い、運動靴、傘等
○炊事用具	…………	鍋、釜、包丁、食器類、コンロ、バケツ等
○日用品	…………	石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、おむつ、生理用品等
○光熱材料	…………	マッチ、ロウソク
○その他	…………	懐中電灯、ラジオ等

※ただし、救助作業に従事するものを除く。また、供給（貸与）の基準は、災害救助法の範囲内で行う。

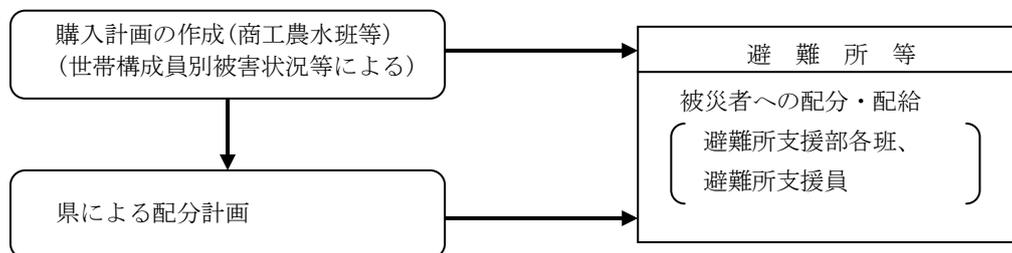
【資料編】12-7(1) 災害時における応援協定等一覧

## 第3 生活必需品の集積所

調達した生活必需品、他市町村から送付された救援物資は、救援物資集積所に一時集積し、市民税班、資産税班、納税班が管理、仕分け等を行う。

## 第4 供給（購入）

購入による供給は、災害救助法の供給、貸与の基準の範囲で行う。



【資料編】14-1 災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表

## 第9節 義援物資、義援金の受入れ・配分

(担当： 出納班、市民税班、資産税班、納税班、福祉政策班)

市は、全国の自治体及び団体等からの救援物資、義援金を受入れる。

義援物資、義援金の受入れ・配分は、本部が配分計画を立てて行い、義援金は、市義援金配分委員会等を編成し、そこで決定した配分方法等により、確実かつ迅速に配分する。ただし、被害が他市町村にわたる場合は、県が次の機関からなる義援金配分委員会を編成し、各機関が共同し、あるいは協力して災害義援金品の募集、輸送、配分を行う。

○県	○日本赤十字社沖縄県支部	○県共同募金会
○県市長会	○県町村長会	○沖縄タイムス
○沖縄婦人連合会	○その他県単位の各種団体	○琉球新報

## 第1 義援物資

---

### 1 義援物資の受付、保管、仕分け、輸送

義援物資の受付、保管、仕分け、輸送は、市民税班、資産税班、納税班が担当する。仕分けにあたっては、必要によりボランティア等の協力を得て適正に行う。発災直後は、個人からの善意による救援物資への対応が困難な場合が想定されるため、救援物資を受入れる際は、自治体、企業及び団体からの大口の提供のみとする等、ルールを明確にし、報道機関等を通して広報を行う。

### 2 義援物資の配布

本部が協議のうえ決定し、被災者のニーズに合わせて必要な時期に迅速かつ適正に配布する。特に、食料品で保存がきかないものは、他に優先して行う。

## 第2 義援金

---

### 1 義援金の受入れ、保管

義援金の受付に際しては、出納班が受付記録を作成し、保管の手続きを行うとともに、寄託者に領収書を発行する。

義援金の保管は、被災者に配分するまでの間、市指定金融機関に「当該災害に関する義援金受付専用口座」をつくり、受払い簿を作成し、管理・保管する。

【資料編】15-11(6) 義援金品領収書

### 2 義援金の配分・配布

本部が協議のうえ決定し、被災者に対し迅速かつ適正に配分し、被災者へ配布する。

## 第3 災害弔慰金

---

市は、「那覇市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、暴風、豪雨等の自然災害等により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

災害弔慰金の額は、災害により死亡した市民1人当たり、その死亡者が死亡当時において災害弔慰金を受ける者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。

ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は、災害弔慰金の額から災害障害見舞金を控除した額とする。

## 第4 災害障害見舞金

---

市は、「那覇市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、暴風、豪雨等の自然災害等により負傷または疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神または身体に著しい障害を受けた市民に対して災害障害見舞金を支給する。

災害弔慰金の額は、当該市民1人当たり、当該障害者が災害により負傷または疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

## 第5 災害援護資金

市は、「那覇市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、暴風、豪雨等の自然災害等により「災害弔慰金の支給等に関する法律」第10条第1項に掲げる被害を受け、かつ、同法第10条第1項に規定する所得要件に該当する世帯の世帯主（市民）に対し、その生活の立て直しに資するための災害援護資金の貸付けを行う。

災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、同条例第13条に掲げる額とする。

## 第10節 災害時総合相談窓口業務

（担当：市民生活安全班、まちづくり協働推進班、市民班、消防総務班、各担当班）

### 第1 開設

市民生活安全班及びまちづくり協働推進班は、市域に大規模な災害が発生した場合、またはその他必要と認める場合には、直ちに本部長が指示する場所に災害時総合相談窓口を開設する。また、各部長に開設の旨を連絡し、要員の派遣、関係機関・団体等への協力要請、支所への各種資料、申請用紙の配布等を要請する。

さらに、県により設置される県民サポートセンターと連携を図り、相談業務を行っていく。

### 第2 業務内容

災害時総合相談窓口の業務内容は次のとおりとする。

担当班	相談等業務内容
総務総括班	○り災証明書の発行（火災は予防班） ○総合相談窓口設置の広報
市民税班	○市県民税、事業所税の減免      ○雑損控除の申告
資産税班	○固定資産税の減免
納税班	○税徴収の猶予
市民班、真和志支所班、 首里支所班、小禄支所班	○行方不明者の照会      ○印鑑登録証の再発行 ○埋火葬許可証の発行      ○証明発行手数料の免除 ○年金手帳の再発行      ○国民年金保険料の免除
国民健康保険班	○国民健康保険証の再発行      ○国民健康保険税の減免 ○後期高齢者医療保険料の減免
商工農水班	○商工業関係の相談全般      ○小口資金融資制度の相談 ○農業関係の相談全般      ○職業の斡旋
環境保全班	○環境保全
環境衛生班	○環境衛生
クリーン推進班	○災害時のごみ収集 ○し尿汲み取り手数料扶助金の支給の相談
福祉政策班	○災害弔慰金、災害障がい見舞金、災害見舞金の支給等
健康部各班	○災害時電話市民健康相談
健康増進班	○臨時健康診断

担当班	相談等業務内容
地域保健班	○親子健康手帳の再発行
ちゃーがんじゅう班	○介護保険料の減免
障がい福祉班	○障がい者手帳の再発行                      ○障がい福祉に関する相談 ○障がい福祉サービス費の減額
保護班	○仮設住宅への入居
こどもみらい部各班	○こども園の一時預かり保育料の減免等の相談 ○こども園保育料減免の相談 ○児童扶養手当支給についての相談 ○被災した子どもに関する相談や園児の心のケア
建築指導班	○被災建築物の危険度判定、建物解体等住宅対策全般
市営住宅班	○公営住宅への一時入居
上下水道部各班	○上下水道に関する相談全般
学校教育班、教育相談班、学務班、教育研究班	○教育相談 ○児童、生徒に対するカウンセリング ○児童、生徒の就学援助
予防班	○り災証明書の発行（火災）
国民健康保険班	○医療費の減免等の相談

※可能な限り、県、国、その他関係機関業務に関する窓口が併設されるよう協力を要請する。

### 第3 臨時市民相談所の開設

市民班は、必要と認める場合は、本部長の指示に基づき、避難所、支所または被災地の交通に便利な地点に臨時市民相談所を開設し、被災した市民の相談、要望、苦情等の積極的な聴き取りに努める。

### 第4 消防部並びに防災関係機関による災害相談

#### 1 消防部

消防総務班は、災害鎮圧後、各消防署と消防出張所等のうち、災害の規模に応じて必要な場所に消防相談所を開設し、消防相談にあたる。

#### 2 那覇・豊見城警察署

警察署または交番その他必要な場所に臨時相談所を開設し、警察関係の相談業務にあたる。

#### 3 その他防災関係機関

本部長は、必要に応じて、電気、ガス、水道その他の防災関係機関に対して、市の災害時総合相談窓口及び臨時市民相談所への担当係員の派遣、営業所等における災害相談業務の実施等について協力を要請する。また、各防災関係機関の災害相談受付体制に関する情報の収集、広報活動に努める。

### 第5 県民相談窓口

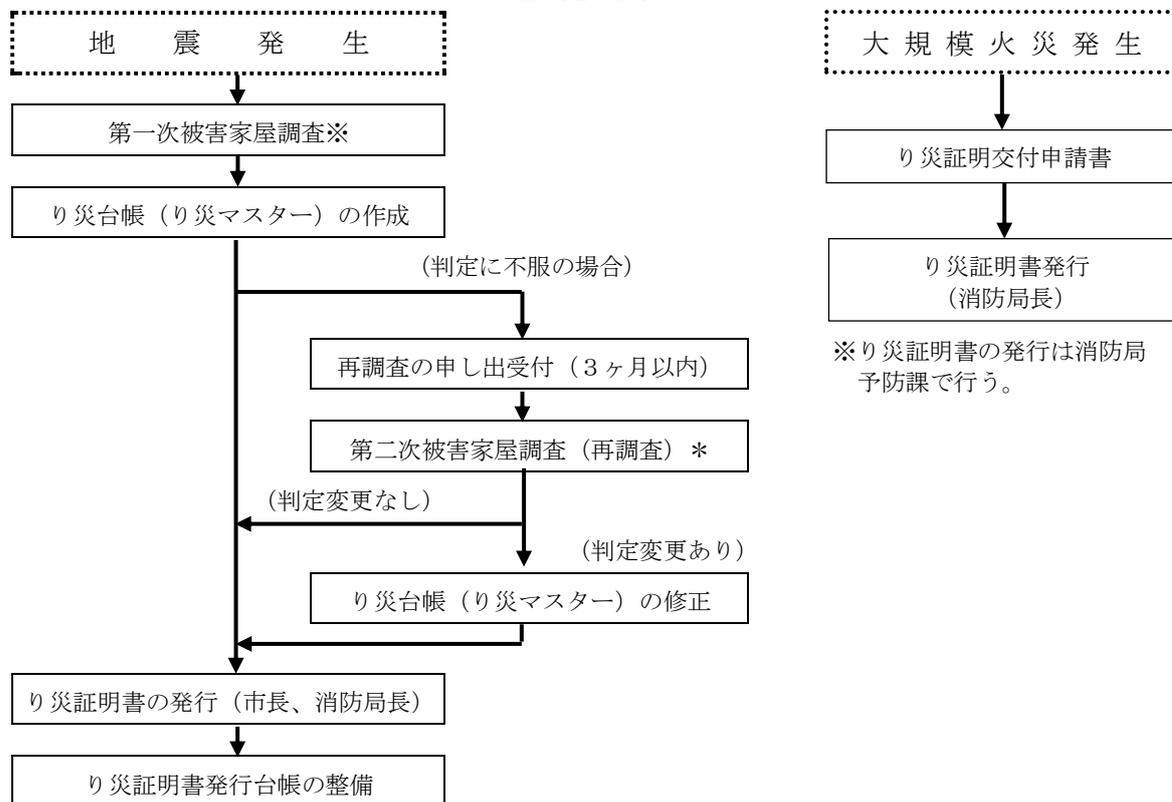
県では、「県民サポートセンター」を開設し、市の災害時総合相談窓口と連携して、被災者の抱える相談や問い合わせに対処する。

第11節 り災証明（担当：総務総括班、市民生活安全班、まちづくり協働推進班、予防班）

第1 り災証明書の発行

り災証明発行のために、住家の被災状況の調査を行い、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、判定を行う。

【り災証明書発行の流れ】



※「被害家屋調査」は、第2章「第3節 中間調査」及び「第4節 確定調査」を参照する。

1 対象

災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の「り災証明」を行う。

- |                                  |                             |                             |                               |                               |                               |
|----------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 全壊      | <input type="checkbox"/> 流失 | <input type="checkbox"/> 半壊 | <input type="checkbox"/> 床上浸水 | <input type="checkbox"/> 一部損壊 | <input type="checkbox"/> 床下浸水 |
| <input type="checkbox"/> 火災による全焼 | <input type="checkbox"/> 半焼 | <input type="checkbox"/> 水損 |                               |                               |                               |

2 実施者

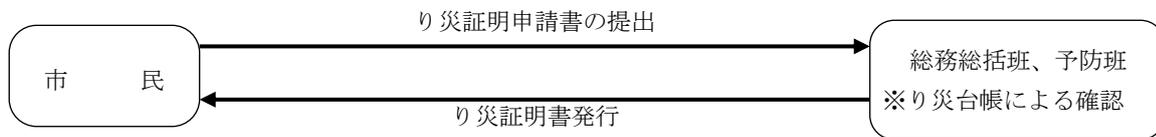
り災証明は、市長が行う。ただし、火災によるり災証明は、消防局長が行う。

3 発行場所

本部長が指示する場所により災証明発行場所を設置する。

#### 4 証明書の様式

総務総括班、予防班は、「り災台帳」を作成し、被災者の「り災証明申請書」による「り災証明書」の発行申請に対し、り災台帳で確認のうえ発行する。なお、証明手数料は徴収しない。



【資料編】 15-11(1) り災証明願書  
15-11(2) り災証明書

#### 5 判定結果に関する相談・再調査の受付

市民生活安全班及びまちづくり協働推進班は、「り災証明書の申請窓口（総務総括班、予防班）」とは別に、判定に不服がある場合の再調査等を受け付ける相談窓口を設置して、被災者に対応する（本章「第10節 災害時総合相談窓口業務」参照）。

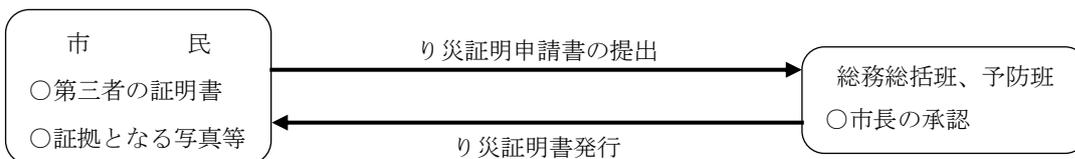
また、被災者は、り災証明の判定結果に不服がある場合、もしくは第1次調査が物理的にできなかった家屋について、地震発生から3か月以内の期間に限り再調査を申し出ることができる。

なお、再調査の申し出があった家屋に対しては、調査班を編成して迅速に再調査を実施し（第2章「第4節 確定調査」参照）、調査後、総務総括班、予防班は判定結果を被災者へ連絡し、り災証明を発行する。同時にり災台帳を訂正する。

#### 6 未確認、期限切れの受付

市が調査確認できず、期限内に所定の手続きをしなかったものについては、原則として証明書の発行は行わないが、第三者（自治会等）の「証明書」によつてり災を証明することが可能で、かつ市長が認めた場合に限つてり災証明書の発行手続きを行う。

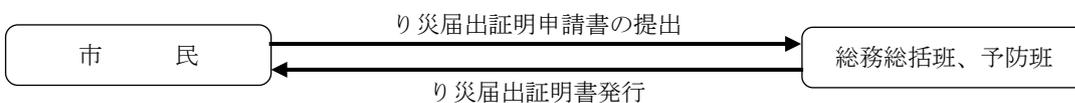
なお、この場合、可能な限り証拠となる写真等を添付する。



【資料編】 15-11(3) 被害状況の証明書

### 第2 り災届出証明書の発行

市の調査確認がなされていない災害による被害状況や、確実な証拠によつて立証できない建物及び家財等の被害状況、り災証明に至らない軽微な被害状況の届出があるときは、その届出があったことを証明する「り災届出証明書」を交付する。



【資料編】 15-11(4) り災届出書  
15-11(5) り災届出証明書

### 第3 被災証明書の交付体制の整備

市は各種の支援措置を早期に実施するため、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に被災証明書を遅滞なく交付できるよう努める。

#### 第12節 被災者台帳（担当：総務総括班、市民生活安全班、まちづくり協働推進班、予防班）

##### 第1 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成、活用し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置が効果的に実施されるよう努める。

##### 第2 被災者台帳に係る情報の利用及び提供

市は、次の場合にあっては、被災者台帳の情報を自ら利用し、または申請者に提供することができる。

- 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるときまたは本人に提供するとき
- 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき
- 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

## 第13章 災害時における「住」対策

項目	初動	応急	復旧	担 当
				(文字囲は主担当、斜字は副担当)
第1節 建物の被害調査	●			管財班、 <u>建築工事班</u> 、 <u>市営住宅班</u> 、 <u>建築指導班</u>
第2節 被災建築物応急危険度判定士の確保		●		<u>建築指導班</u>
第3節 被災建築物応急危険度判定の実施		●		<u>建築指導班</u>
第4節 被災宅地危険度判定の実施			●	<u>建築指導班</u>
第5節 建物の解体、撤去			●	<u>建築工事班</u>
第6節 被災住宅の修理			●	<u>建築工事班</u>
第7節 仮設住宅の需要の把握		●		<u>市民文化部各班</u>
第8節 仮設住宅の用地の確保及び建設		●		<u>建築工事班</u>
第9節 入居者の選定・運営管理			●	<u>保護班</u> 、 <u>市民文化部各班</u>
第10節 公営・民間住宅の確保		●		<u>まちなみ整備班</u> 、 <u>市営住宅班</u>
第11節 公営・民間住宅の入居者の選定			●	<u>まちなみ整備班</u> 、 <u>建築工事班</u> 、 <u>市営住宅班</u>

### 第1節 建物の被害調査（担当：管財班、建築工事班、市営住宅班、建築指導班）

地震が発生した場合は、直ちに建物の被害状況を調査する。移動については、市所有車両、または協定先の輸送業者に応援を要請する。

区分	調査担当
本庁舎等	管財班
一般建築物	建築指導班
市営住宅	市営住宅班、建築工事班

### 第2節 被災建築物応急危険度判定士の確保（担当：建築指導班）

#### 第1 被災建築物応急危険度判定士の確保

建築指導班は、次のとおり被害建物の応急危険度判定士の有資格者を確保する。

なお、県（建築指導班）は判定実施支援本部を設置し、市の要望に基づき応急危険度判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

## 【応急危険度判定士の確保方法】

- 県、他市町村へ派遣を要請する。
- 市内建築関係団体へ派遣を要請する。
- ボランティアの募集のための広報を行う。

## 第2 被災建築物応急危険度判定実施本部（窓口）の設置

建築指導班は、多数の応急危険度判定士の受入れ体制及び作業体制を確立するために、判定実施本部（窓口）を設置する。

## 【判定実施本部（窓口）の実施内容】

- |                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| ○判定実施本部及び判定拠点の設置・解散 | ○県への支援要請          |
| ○受入れ応急危険度判定士の名簿づくり  | ○担当区域の配分          |
| ○移動方法及び宿泊場所の設定      | ○判定基準の資料の準備       |
| ○立入禁止等を表示する用紙の準備    | ○判定統一のための打ち合わせの実施 |
| ○判定の実施、結果集計・報告等     |                   |

## 第3節 被災建築物応急危険度判定の実施（担当：建築指導班）

被災建築物について、余震等による倒壊や部材の落下等の二次災害を防止し、使用者等の安全を確保するため、応急危険度判定を実施する。判定の結果、「危険」とされた建物は、立入禁止の措置をとる。

- 判定は、「沖縄県被災建築物応急危険度判定要綱」及び「震災建築物等の被災度判定基準及び復旧技術指針」（（財）日本建築防災協会）に従って行う。
- 判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「注意」、緑「安全」）に対処方法を記載し、建物の見やすい場所に貼りつける。なお、判定の内容は次のとおりとする。
 

- 危険：建築物の損傷が著しく、倒壊等の危険性が高い場合であり、使用及び立入りができない。
  - 要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立入りが可能である。
  - 調査済：建築物の損傷が少ない場合である。
- 判定は目視にて行う。

## 第4節 被災宅地危険度判定の実施（担当：建築指導班）

被災宅地について、被害の拡大による二次被害を防止するため、被災宅地危険度判定を実施する。建築指導班は、判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて宅地の危険度判定を実施し、判定結果を表示する。

また、被災宅地の被害状況により被害拡大が予想される場合は、応急対策や避難勧告・指示（緊急）等の必要な措置をとる。

- 判定は、「被災宅地危険度判定実施要領」及び「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」により実施する。
- 判定結果は、宅地ごとに「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」に区分し、3色の判定ステッカー（赤「危険宅地」、黄「要注意宅地」、青「調査済宅地」）に判定理由や対処方法等を記載し、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に張りつける。

## 第5節 建物の解体、撤去（担当：建築工事班）

建築工事班は、応急危険度判定により「危険」と判断された建築物を優先して、市民に解体、撤去の措置を促す。また、自力で撤去できないものについては、本部長（市長）が必要と認めた場合において建築工事班が行う。

作業計画は、第14章「第5節 日常生活由来の廃棄物の処理」との整合性を確保しながら行う。

## 第6節 被災住宅の修理（担当：建築工事班）

### 第1 応急修理

#### 1 応急修理実施の決定

被災住宅修理の実施の決定は、災害救助法適用前には本部長が行い、災害救助法が適用された場合は知事が行う。なお、事業内容は、災害救助法の規定に準じて行う。

#### 2 対象者

応急修理の実施の対象者は、次の基準により該当する者とする。

##### 【被災住宅の修理対象者】

- 住家が半壊、半焼等の被害を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない状態にある市民
- 自らの資力では、住家の応急修理を行うことができない市民

#### 3 応急修理の内容

応急修理は、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度において、実施（給付）する。

修理対象住宅の選定については、仮設住宅入居者の選定に準じて行う。

### 第2 修理の実施

修理の実施は、資料編「災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表」を参照する。市営住宅の応急修理は、建築工事班が調査を行い、修理の必要度の高い住宅から実施する。修理期間は、災害発生日から1か月以内とする。

【資料編】14-1 災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表

## 第7節 仮設住宅の需要の把握（担当：市民文化部各班）

### 第1 需要の把握

市民文化部各班は、災害発生後速やかに仮設住宅の入居希望者を把握する。

調査方法は、入居の資格基準及び該当者を広報で周知した後、希望者を避難所で受け付ける。なお、被災者が災害時に市内に居住していれば、住民登録の有無は問わない。

### 第2 入居の資格基準

応急仮設住宅の入居対象者は、次にあげるいずれかに該当する世帯とする。また、要配慮者（高齢者、障がい者等）には、福祉仮設住宅への入居を配慮する。

#### 【仮設住宅の入居対象者】

- 住家が全焼、全壊または流失した者であること。
- 居住する住家がない者であること。
- 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない者であること。
  - ① 生活保護法の被保護者並びに要保護者
  - ② 特定の資産のない失業者
  - ③            "            未亡人、母子世帯
  - ④            "            老人、病弱者、身体障がい者
  - ⑤            "            勤労者
  - ⑥            "            小企業者
  - ⑦ 上記に準ずる経済的弱者

## 第8節 仮設住宅の用地の確保及び建設（担当：建築工事班）

### 第1 建設実施の決定

仮設住宅建設実施の決定は、災害救助法適用前には本部長が行い、災害救助法適用後には知事が行う。なお、事業内容は、災害救助法の規定に準じて行う。

### 第2 用地の確保

仮設住宅の建設地は、次の条件を考慮し、建設工事班が用地を確保する。

なお、遠隔地等の理由により申し込みのない仮設住宅は、救助費の国庫負担の対象にならないため注意する。

#### 【建設用地の条件】

- 浸水、崖崩れ等の危険がないこと。
- 飲料水等が得やすく、しかも保健衛生上良好なこと。
- 児童、生徒の通学やその他生活の立直し上の便宜を考慮し、可能な限り被災者の生活圏内にあること。
- 交通の便がよいこと。
- 公有地であること。
- 敷地が広いこと。

【仮設住宅設置予定（候補）地】

○若狭緑地

○奥武山公園

○中央公園

○漫湖公園

### 第3 建設の実施

建設の規模、費用の基準は、資料編「災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表」を参照する。住宅の仕様は、入居希望世帯の構成状況に応じ、いくつかのタイプに分けて建設する。特に、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した仕様にするよう、留意する。

建設工事は、建設業者に協力を要請し、災害発生日から20日以内を目標に着工し、速やかに完成させる。

【資料編】14-1 災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表

### 第4 福祉仮設住宅の設置

高齢者等の要配慮者であり日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容する必要がある場合は、福祉仮設住宅として、老人居宅介護等の事業等に利用できる施設を応急仮設住宅として設置する。

### 第5 集会場の設置

応急仮設住宅を同一敷地内、または近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置する。

## 第9節 入居者の選定・運営管理（担当：保護班、市民文化部各班）

### 第1 入居者の選定

入居者の選定は、入居希望者の条件を十分調査し、本部会議において決定する。なお、要配慮者へは福祉仮設住宅に入居できるよう配慮する。また、県が行った場合は、市はこれに協力する。

### 第2 仮設住宅の管理

保護班は、入居者の状況に応じて適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

### 第3 供与期間

応急仮設住宅の完成日から、建築基準法第85条第4項による期限内（最高2年）とする。

**第10節 公営・民間住宅の確保**（担当：**まちなみ整備班**、**市営住宅班**）

市営住宅班は、公営住宅、民間住宅の空き家の確保を行う。

**第1 公営住宅の確保**

市営住宅は、被災者の家族単位で多人数世帯向け住宅、少人数世帯向け住宅として確保する。なお、市営住宅は災害発生の日から3年間に限り（公営住宅法第24条第2項）、一時入居住宅として正規の入居資格要件の有無を問わない。

また、県や住宅供給公社、公団等には、被災者向け住宅の供給を要請する。

**第2 民間住宅の確保**

応急仮設住宅の設置に代えて民間の賃貸住宅の借り上げを実施し、仮設住宅に準ずるものとして確保する。

**第11節 公営・民間住宅の入居者の選定**（担当：**まちなみ整備班**、**建築工事班**、**市営住宅班**）

公営・民間住宅の入居者の選定は、建築工事班、市営住宅班が本章「第9節 入居者の選定・運営管理」を準用して行う。

## 第14章 災害時の環境・衛生対策

項目	初動	応急	復旧	担当 ( <span style="border: 1px solid black;">文字</span> は主担当、 <span style="border: 1px solid black;">斜字</span> は副担当)
第1節 食中毒対策	●			<span style="border: 1px solid black;">生活衛生班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">国民健康保険班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">特定健診班</span>
第2節 避難所等の保健衛生活動		●		<span style="border: 1px solid black;">健康部各班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">避難所支援部各班</span>
第3節 被災地の防疫活動	●	●		<span style="border: 1px solid black;">環境衛生班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">保健総務班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">生活衛生班</span>
第4節 災害廃棄物の処理	●	●		<span style="border: 1px solid black;">環境政策班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">クリーン推進班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">廃棄物対策班</span>
第5節 日常生活由来の廃棄物の処理		●		<span style="border: 1px solid black;">環境政策班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">クリーン推進班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">廃棄物対策班</span>
第6節 遺体の処理	●			<span style="border: 1px solid black;">市民班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">文化振興班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">文化財班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">環境保全班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">保護班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">警察署</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">那覇海上保安部</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">市民税班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">資産税班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">納税班</span>
第7節 遺体の火（埋）葬		●		<span style="border: 1px solid black;">市民班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">文化振興班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">文化財班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">環境保全班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">保護班</span>

### 第1節 食中毒対策（担当：生活衛生班、国民健康保険班、特定健診班）

災害時の状況に応じて必要と認めたときは食品衛生監視班を編成し、飲料水の簡易検査、救護食品の監視指導及び試験検査等を行う。

特に、食中毒が発生しやすい時期は、市民に広報等で注意を呼びかける。また、那覇市保健所と協力し、食料調達業者等に食中毒の防止を指導する。

生活衛生班は、「那覇市保健所災害対応マニュアル」に基づき、食中毒患者が発生した場合は、速やかに原因調査を行い被害の拡大を防止する。食中毒が蔓延し、大発生の恐れがある場合は、広報車等により避難所、仮設住宅等の周辺を中心に啓発を行う。

### 第2節 避難所等の保健衛生活動（担当：健康部各班、避難所支援部各班）

#### 第1 衛生活動

##### 1 被災者に対する衛生指導

健康増進班は、地域住民に対し、広報等を通じて台所、便所等の衛生管理、消毒、手洗等を指導する。

避難所収容者については、避難所を管理・運営している避難所支援部各班と連携して、保健衛生指導を行う。

##### 2 検病検査等

検病検査及び健康診断は、那覇市保健所と協力して行う。

## 第2 保健活動の実施

市は、那覇市保健所との連携の下に、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者及び災害対策従事者の健康が損なわれることのないよう、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、次のとおり保健活動を実施する。

### 【保健活動の実施】

- 健康部各班は、那覇市立病院、那覇市医師会、那覇市保健所等と連携して、避難所の巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、精神保健相談等の健康管理を行い、必要に応じ救護所等を設ける。
- 特に、要配慮者（高齢者、障がい者等）の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ主管課と連携をとり、福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、計画的に実施する。
- 保健師等による巡回健康相談等を実施し、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導）を行う。
- 被災者の衛生状態を良好に維持するため、入浴施設に係る情報提供を行う。
- 食中毒等の予防のため、被災者等への食料衛生知識の普及や避難所等における食料衛生指導及び検査の徹底を図る。
- 災害対策従事者の精神保健相談等の健康管理を行う。
- 健康増進班は「那覇市保健所災害対応マニュアル」に基づき、歯科医師会と連携して避難者に対し、歯科保健に関する個別相談を実施する。

## 第3節 被災地の防疫活動（担当：環境衛生班、保健総務班、生活衛生班）

### 第1 防疫活動

環境衛生班は、調査係と防疫係で構成する防疫班を編成する。実施要領では、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、この節において「法」という。）第27条から第29条及び第31条に定めるところにより行う。

#### 1 防疫用薬剤・資機材の確保

初期防疫活動は、市が保有するものを使用して行うが、不足する場合は県及び薬剤師会等に協力を要請する。なお、確保量は次の表を基準とする。

#### 【一世帯当たりの薬剤必要量のめやす】

区 分	薬剤名	必要量
床上浸水家屋	・クレゾール	200g
	・普通石灰	6 kg
床下浸水家屋	・クレゾール	50g
	・普通石灰	6 kg
浸水地域の全井戸	・クローラカルキ	200g

#### 2 消毒の実施

調査係は、次のような地域（床下、汚染した溝・井戸、その他不潔な場所等）を調査し、防疫係が（または消毒法を周知したうえで各世帯に薬剤を配布し、各自が）消毒を実施する。

**【消毒実施地域】**

- 感染症が発生した地域
- 水害により下水道、道路側溝等、家屋周辺が不衛生になった場所
- 汚染のおそれ、あるいは疑いのある井戸のある地域
- 浸水、倒壊家屋、下水その他不衛生となり、消毒を必要とする地域
- 土壌還元による、し尿処理を行った場所
- ねずみ、昆虫等が大量に発生した場所
- 廃棄物の処理が間に合わず、路上に堆積された場所
- 避難所、便所その他不衛生な場所

**第2 検病活動**

保健総務班は、医師1名、保健師または看護師1名、助手1名で構成される検病調査班を編成する。検病調査班は、避難所及び被災地域において検病調査及び健康診断を実施する。

また、避難生活が長期化する場合は、避難者が自治組織を結成して自らが避難所の衛生管理等が行えるよう、指導する。

**第3 感染症対策**

**1 感染症対策の指示**

市は、災害発生とともに保健所に災害地の疫学調査を行わせるとともに、清潔の保持、消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除、その他の感染症対策措置について実情に即した指導にあたる。

次の措置は、感染の発生を予防し、またはそのまん延を防止するため、最大限行わなければならない。

なお、臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期または期間を指定して実施するものとし、特別の事情のない限り、通常災害の落ち着いた時期を見計らって定期予防接種の繰上げの実施等を考慮する。ただし、集団避難所で患者もしくは保菌者が発見され、まん延のおそれがある場合には緊急に実施する。

実施項目	実施方法	根拠法令
感染症の病原体に汚染された場所等の消毒	消毒薬を用いて実施	法第27条第2項 法施行規則第14条
ねずみ族、昆虫等の駆除	十分な駆除が行える方法により実施	法第28条第2項 法施行規則第15条
生活の用に供される水の使用制限等	速やかに水の供給措置を開始	法第31条第2項
臨時予防接種の実施	対象者の範囲、時期または期間を指定して実施	予防接種法第6条 第1項

**2 保健所の感染症対策**

保健総務班は、「那覇市保健所災害対応マニュアル」に基づき、避難所等において感染症胃腸炎、腸管出血性大腸菌、レジオネラ感染症等が発生した場合、生活衛生班と協働して初動調査を実施する。

### 3 避難所の感染症対策措置

避難所を開設したときは、県の指導のもとに避難所における感染症対策を徹底する。このため避難所内における衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症対策に万全を期する。なお、新型コロナウイルス等の感染症対策として発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。

また、避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意する。発熱、咳等の症状が出た者には、可能な限り個室等の専用スペースを確保するが、やむを得ず症状のある人々を同室にする場合には、パーティションで区切る等の工夫を必要とする。

避難者に対する感染症対策指導の重点事項は、次のとおりとする。

#### 【避難者への重点指導事項】

- |         |               |             |
|---------|---------------|-------------|
| ○疾学調査   | ○清潔の保持及び消毒の実施 | ○集団給食       |
| ○飲料水の管理 | ○健康診断・健康状態の確認 | ○咳エチケット等の徹底 |

### 第4 検水調査

環境衛生班は、検水調査班を編成する。検水調査班は、被災地及び避難所周辺の水質汚染について調査し、汚染された場所について市民への周知や消毒を行う。

### 第5 動物の保護・収容

環境衛生班は、動物収容班を設置し、放浪動物及び所有者不明の負傷動物（犬、猫等のペット）の保護並びに危険動物の収容を行う。保護・収容された動物について台帳を作成し、公示する。

#### 【放浪動物の処置方法】

- |   |
|---|
| ○収容した犬や猫については、飼い主からの申し出を受けて返還を行う。             |
| ○所有者不明動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する。                     |
| ○保護収容した後に亡くなった犬猫等の死体は、適正に処理する。                |
| ○危険な動物から人命を守る必要があるときは、警察、民間団体に協力を求め、保護・収容を行う。 |

### 第6 ペットへの対応

災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想されるため、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。

#### 1 動物救済本部の設置

県は、獣医師会及び動物関係団体と連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部では、負傷動物の保護や治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。

## 2 避難所での取扱い

ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置して避難者の生活場所と区分する。ただし、身体障害者補助犬法第2条に規定する「身体障害者補助犬」は、同法第7条の規定に基づき対応する。

また、所有者責任によるペットの飼育及び飼育スペースの清掃等、自己管理を徹底させる。

## 3 一時預かり所の設置

獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と連携・協力し、必要に応じペットの一時預かり所を設置する。

### 第4節 災害廃棄物の処理（担当：環境政策班、クリーン推進班、廃棄物対策班）

災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生時に排出される災害廃棄物（避難所ごみ及び仮設トイレから排出されるし尿を含む）を速やかに処理するため、災害廃棄物処理実行計画を策定し、実施する。策定項目は、次のとおりとする。

1. 対応の方針
  - 基本的な考え方
  - 計画期間
  - 処理の推進体制
2. 施設等の被災状況
3. 災害廃棄物処理の概要
  - 排出見込量
  - 廃棄物の性状
  - 収集・運搬及び処理体制、フロー
  - 処理方法
  - 処理スケジュール
  - 仮置場の設置
4. 取り扱いに配慮が必要な廃棄物の処理（廃自動車等）

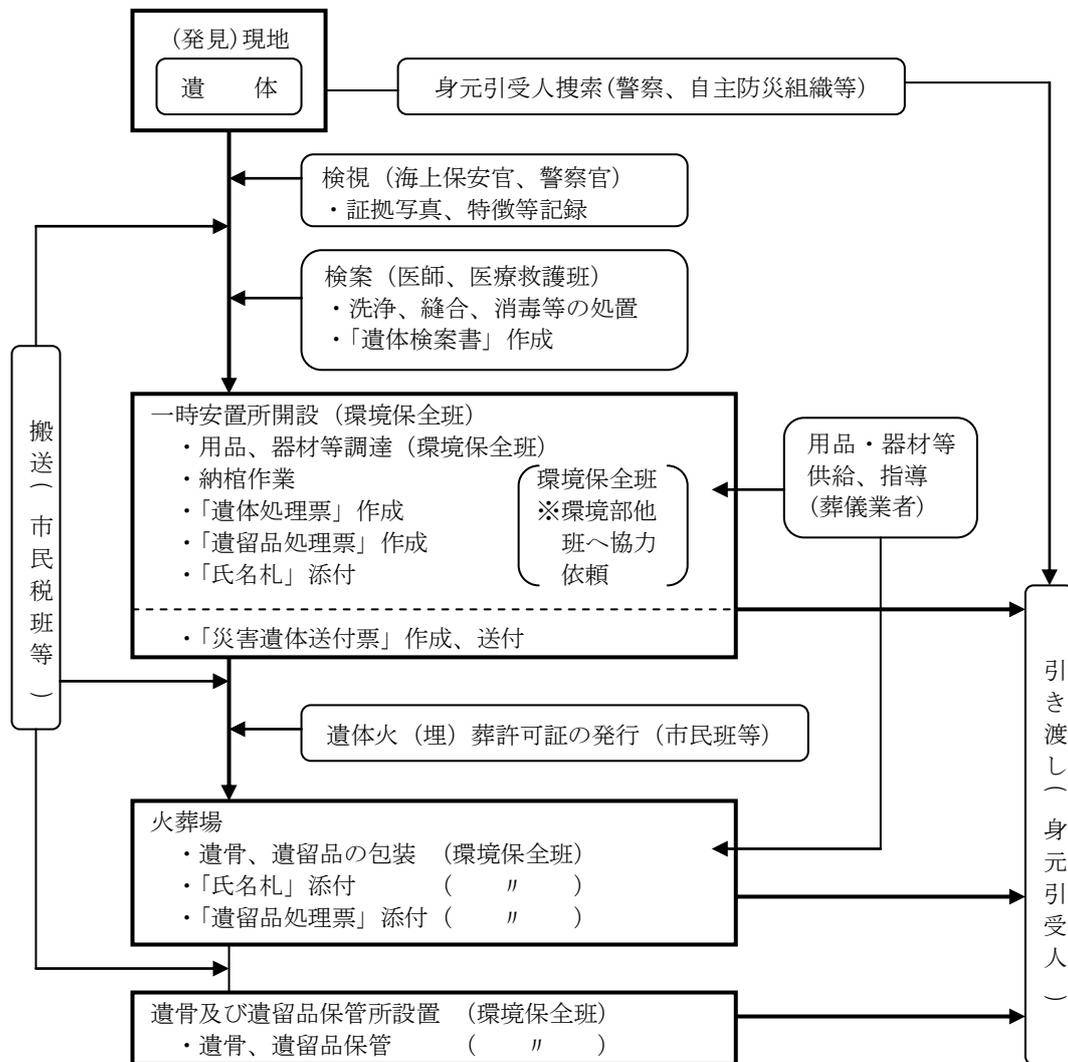
### 第5節 日常生活由来の廃棄物の処理（担当：環境政策班、クリーン推進班、廃棄物対策班）

災害発生後に排出される生活ごみのうち、生ごみ等の腐敗しやすいごみ及びし尿・浄化槽汚泥については平常時と同様の収集・運搬及び処理を行う。上記ごみ以外の廃棄物については、収集・運搬及び処理体制を考慮して一時的に排出制限等の対応を検討する。

第6節 遺体の処理

(担当：市民班、文化振興班、文化財班、環境保全班、保護班、警察署、那覇海上保安部、市民税班、資産税班、納税班)

発見した遺体は、「海上保安庁死体取扱規則」（昭和45年）及び「死体取扱規則」（昭和33年国家公安委員会規則）の規定により、海上保安官及び警察官は所要の本籍等不明死体調査書を作成し、遺族または市長に引き渡す。市はその後において必要に応じて遺体の処理を行う。



- 県警察は、必要に応じ警察災害派遣隊を被災地に派遣し、医師等の協力を得て、遺体の検視、身元確認等を行う。また、効果的な身元確認のために、必要な資料の提供について市と連携を図る。
- 検視・検案を終えた遺体は、市民税班、資産税班、納税班に要請して、指定された安置所に遺体を搬送する。また、警察署、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、身元引受人の発見に努める。
- 環境保全班は、市内葬儀業者等の協力を得て、納棺用品、仮葬祭用品等必要な器材を確保するとともに、納棺作業の指導のための要員を確保する。
- 環境保全班は、市内の寺院、公共施設等の遺体の安置に適切な場所を選定して、市域をいくつかの区域に分け、各地域に1箇所以上遺体の「一時安置所」を開設する。本市は

の遺体一時安置所は「那覇市民体育館」である。なお、適当な既存建物が確保できない場合は天幕等を設置して代用する。

また、環境部の他班（環境政策班、クリーン推進班）の協力を得て、「遺体検案書」、「遺体処理票」及び「遺留品処理票」を作成するとともに、棺に「氏名札」を添付する。

- 遺族その他により遺体の引き取り申し出があったときは、「遺体処理票」及び「遺留品処理票」により整理のうえ、引き渡す。
- 環境保全班は、「災害遺体送付票」を作成、添付のうえ、市民税班等に要請して指定された火葬場に遺体を送付する。

【資料編】 15-9(1) 遺体調査

- 15-9(2) 氏名札
- 15-9(3) 災害遺体送付票
- 15-9(4) 遺体処理票
- 15-9(5) 遺留品処理票
- 15-9(6) 遺体処理台帳

第7節 遺体の火（埋）葬（担当：市民班、文化振興班、文化財班、環境保全班、保護班）

遺族等が遺体の埋葬または火葬を行うことが困難な場合または遺族がいない場合は、本部長の許可に応じて応急的な遺体の埋葬または火葬を実施する。

- 身元引受人が見つからない遺体については、本部長を身元引受人として、市民班、文化振興班、文化財班が遺体火（埋）葬許可証の発行手続きをとる。
- 遺体が多敷もしくはその他やむを得ない事情のため、市の火葬場で処理できない場合は、県に連絡し、県内各市町村火葬場の協力を要請する。
- 環境保全班は、環境部各班（環境政策班、クリーン推進班）の協力を得て、遺骨及び遺留品に「氏名札」及び「遺留品処理票」を添付する。また、市民税班、資産税班、納税班に要請し所定の場所に移送する。
- 環境保全班は、「遺骨及び遺留品保管所」を設置し、遺骨及び遺留品を一時保管する。
- 身元不明の遺骨は、1年以内に引取り人が判明しない場合、身元不明者取り扱いとして、市が別に定める場所に移管する。
- 埋葬に関する支出費用は、災害救助法を基準とする。

(注) 遺体が災害救助法適用地域外から漂着した場合は、原則として、身元が判明する場合は、遺族等または当該市町村に連絡して引き取らせる。ただし、法適用地が混乱その他の時は、県知事の代わりに埋葬を実施（費用は県負担）する。

また、身元が判明していない場合で、被災地から漂流してきたと推測できる場合は、遺体を撮影する等記録して、前記に準じて実施する。

【資料編】 14-1 災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表

- 15-9(7) 埋葬台帳

## 第15章 応急教育・応急保育

項目	初動	応急	復旧	担当 ( <u>文字</u> は主担当、 <u>斜字</u> は副担当)
第1節 こども園、学校の災害直後の措置	●			<u>こども教育保育班</u> 、 <u>教育総務班</u> 、 <u>学校教育班</u> 、 <u>教育相談班</u> 、 <u>学務班</u> 、 <u>教育研究班</u>
第2節 園児、児童、生徒及び教職員の安否確認	●			<u>こども教育保育班</u> 、 <u>学校教育班</u> 、 <u>教育相談班</u> 、 <u>学務班</u> 、 <u>教育研究班</u>
第3節 応急教育の実施		●		<u>こども教育保育班</u> 、 <u>教育総務班</u> 、 <u>学校教育班</u> 、 <u>教育相談班</u> 、 <u>学務班</u> 、 <u>教育研究班</u>
第4節 応急保育の実施		●		<u>こども教育保育班</u>
第5節 文化財の保護	●			<u>文化財班</u>

## 第1節 こども園、学校の災害直後の措置

(担当: こども教育保育班、教育総務班、学校教育班、教育相談班、学務班、教育研究班)

## 第1 災害が発生した場合の措置

災害が発生した場合、園長、学校長は次の措置を行い、教育総務班、こども教育保育班を通じて災害対策本部に報告する。

## 1 勤務時間内

区分	発災時の措置
園長、学校長	○状況に応じ緊急避難の指示を行う。 ○園児、児童、生徒は学校にて保護者に引き渡す。または教員の引率により、集団下校させる。 ○災害の規模、校舎等の被害状況を把握する。
教職員	○応急教育の実施及び校舎の管理のための体制を確立する。

## 2 勤務時間外

区分	発災時の措置
園長、学校長	○参集した教職員の所属、職、氏名を確認する。
教職員	○所属の学校に参集する。

## 第2 市が災害に関する情報を受けた場合の措置

本部長は、災害に関する情報について教育総務班、こども教育保育班を通じて、園長、学校長へ伝達する。

区分	災害情報に対する措置
園長、学校長	○災害に関する情報を、速やかに教職員に伝達する。 ○ラジオ、テレビ等で被害状況等、災害情報を収集する。 ○園児、児童、生徒への伝達は、混乱防止の配慮をする。

区 分	災害情報に対する措置
	○状況に応じて園児、児童、生徒の集団下校、休校等適切に措置する
教職員	○気象状況その他の災害に関する情報に注意する。 ○災害発生のおそれがある場合は、学校長と協力して応急教育体制に備える。

## 第2節 園児、児童、生徒及び教職員の安否確認

(担当：こども教育保育班、学校教育班、教育相談班、学務班、教育研究班)

こども教育保育班、学校教育班、教育相談班、学務班、教育研究班は、園長、学校長を通じて園児、児童、生徒及び教職員の安否確認を行う。

区 分	災害情報に対する措置
園長、学校長	○園児、児童、生徒及び教職員の安否をまとめる。
教職員	○園児、児童、生徒の安否を確認し、学校長に報告する。

## 第3節 応急教育の実施

(担当：こども教育保育班、教育総務班、学校教育班、教育相談班、学務班、教育研究班)

### 第1 施設、職員等の確保

学校長は、避難所との兼ね合いを踏まえつつ、応急教育の実施場所を確保する。

こども教育保育班、学校教育班、学務班、教育研究班及び学校長は、準備した応急教育計画に基づき臨時の学級編成を行う等、応急教育実施に努め、速やかに園児、児童、生徒及び保護者に周知する。

教育総務班は、教職員の不足により応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、または県教育委員会に連絡し、応急救職員の緊急派遣を求める。

災害の程度	応急教育の実施場所
校舎の一部が被害を受けた場合	○特別教室 ○屋内体育館 ○不足するときは二部授業の実施
校舎の全部が被害を受けた場合	○公民館等の公共施設の利用 ○隣接学校の校舎の利用
特定の地域に大きな被害を受けた場合	○市民避難先の最寄りの学校、公民館、公共施設の利用 ○応急仮設校舎の設置
園児、児童、生徒等の通学可能な地区に仮教室の借用ができないとき、または逆に仮教室が市民の避難施設として使用される場合	○被害地区以外に仮教室及び園児、児童、生徒及び教職員等が起居できる建物を臨時に借り上げて応急教育を行う。

## 第2 応急教育の内容

応急教育における指導内容、教育内容は、おおむね次のとおり行う。

### 1 生活に関する指導内容

区 分	指 導 内 容
健康・衛生に関する指導	○飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 ○衣類、寝具の衛生指導 ○住居、便所等の衛生指導 ○入浴等身体の衛生指導
その他の生活指導等	○園児、児童、生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる。 ○園児、児童、生徒相互の助け合い、協力の精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする。

### 2 学習に関する教育内容

○教具、資料を必要とするものはなるべく避ける。 ○健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば保健・体育、家庭科、理科の衛生等を主として指導する。
---

## 第3 学用品の調達及び支給

市は、被災した園児、児童、生徒及び災害によって滅失した教科書及び教材の状況を県教育委員会に報告する。県教育委員会は市からの報告に基づき、必要に応じて現品入手の手続きを行う。

区 分	基 準
給与の対象	○災害救助法適用世帯の小学生及び中学生に対し支給する。園児、児童、生徒の数は、被災者名簿にて当該学校における在籍の確認を行い、被害別、学年別に給与対象人数を正確に把握する。 ○災害救助法適用世帯以外の園児、児童、生徒は、市または本人の負担とする。
給与の期間	○災害救助法が適用された場合の支給期間は、災害発生の日から教科書は1か月以内、文房具及び通学用品は15日以内と定められている。
給与の方法	○災害救助法の適用に有無にかかわらず、本部長が教育部長に調達を指示する。学校教育班等は、指定業者から調達する。 ○教科書は学年別、発行所別に調査集計し、調達配分する。 ○文房具、通学用品は、前期給与対象人員に基づいた学用品購入（配分）計画表により購入配分する。
費用の限度	○被害の実情に応じて、災害救助法の定める範囲内で現物給付をもって行う。

【資料編】14-1 災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表

## 第4 その他の留意事項

区 分	応急措置内容
園児、児童、生徒の救護・保健管理	原則として、当該学校医、歯科医、養護教諭等がこれにあたる。重傷者がある場合は、病院・救護所に搬送する。また、被災した園児、児童、生徒の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図る。

区 分	応急措置内容
学校給食対策	原則として、一時中止する。応急給食は、給食施設及び給食物資搬入業者の被害状況を把握し、県教育委員会、県学校給食会、保健所と協議して実施する。
社会教育施設等の対策	社会教育施設等の施設は災害応急対策のために利用される場合が多いことから、管理者は被害状況の把握に努めるとともに、被災した施設等の応急修理等を速やかに実施する。
市内に適切な施設がない場合の措置	県教育事務所を通じて県教育委員会に対して、施設の斡旋を要請する。

## 第4節 応急保育の実施（担当：こども教育保育班）

### 第1 応急保育の実施

こども園長等は、職員を掌握して保護者及び園児の被災状況、こども園の被害状況を把握し、応急保育実施のための準備を行う。園児の被災状況、施設の被害状況等については、こどもみらい班長へ報告する。

また、応急保育計画に基づき、受入れ可能な園児はこども園において保育する。

### 第2 施設・職員等の確保

応急保育の実施場所と職員の確保については、本章 第3節「第1 施設、職員等の確保」を準用する。

### 第3 その他の留意事項

園児の避難時の注意事項は次のとおりとし、施設内の園児の救護は、原則としてこども園医及び市医師会等に協力を求める。給食は、原則として一時中止する。

#### 【避難時の留意事項】

- 避難場所を確認する。
- 前の人を追い越さず、話をしないで避難させる。
- 保育士は、室内を確認して園児とともに避難する。
- 避難所に到着した順に整列させ、人員点呼を行う。
- 指示があるまでその位置を離れさせない。

## 第5節 文化財の保護（担当：文化財班）

### 第1 被害の把握及び報告

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）を通報責任者として、災害が発生した場合には、直ちにその被害状況を把握し、その状況を市災害対策本部に通報する。所有者または管理者が市の場合は、通報責任者は市教育長とする。

県指定の文化財は、県教育委員会に報告し、国指定の文化財は、県教育委員会へ報告した後、

県から文化庁へ速報する。

## 第2 応急措置等

---

県教育委員会は、被災文化財について、県文化財保護審議会委員等の専門家の意見を参考にして文化財としての価値を維持するよう、被災文化財個々についての対策を文化財所有者等に指示、指導する。

文化財班は、県教育委員会と協力して、被害状況の調査、応急措置及び被害拡大防止（火災及び倒壊等の防止、文化財の盗難対策、風水害対策等）、復旧計画等を実施する。

## 第 16 章 災害時の警備対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 ( <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">文字</span> は主担当、 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">斜字</span> は副担当)
第 1 節 被災地内の安全確保	●			<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">市民生活安全班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">まちづくり協働推進班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">道路管理班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">消防団班</span>
第 2 節 被災地の警備・防犯		●		<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">消防団班</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">警察署</span>
第 3 節 秩序維持・犯罪の鎮圧		●		<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">警察署</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">那覇海上保安部</span>

### 第 1 節 被災地内の安全確保

(担当：市民生活安全班、まちづくり協働推進班、道路管理班、消防団班)

#### 第 1 安全確保の協力要請

市民生活安全班及びまちづくり協働推進班は、協力団体、自治会、自主防災組織等の住民団体に対し、避難所及び被災地における「安全確保」への協力要請と広報を行う。あわせて調整を行う。

#### 第 2 消防団、市民、事業所の役割

市民、業種別団体及び事業所は、自ら居住する区域において、可能な限り市（消防署を含む。）並びに警察署、自衛隊等の救出部隊に協力し救出活動に参加し、要請された場合は、「被災地における安全確保」のために必要な協力活動を最大限行う。

また、消防団員は、自主防災組織及び付近住民を指揮して救助・救出活動を行うとともに、消防署並びに警察署、自衛隊等の救出活動専門部隊が到着した以降は、現場指揮者の指示に基づき、付近の交通整理を行う等、必要な警備活動に従事する。

#### 第 3 防犯・街路灯の調査

道路管理班は、それぞれの所管に基づき、災害により被災した防犯灯、街路灯の調査を行うとともに、道路管理者、関係機関等と連携・協力して復旧・設置等の必要な措置を講ずる。また、その他防犯活動に必要な協力を行う。

### 第 2 節 被災地の警備・防犯 (担当：消防団班、警察署)

#### 第 1 警察署の警備態勢

災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、「沖縄県警察災害警備実施要領」または「沖縄県警察大規模地震災害警備実施要領」の定めるところにより、那覇・豊見城警察署は、災害の種別、規模、態様に応じて災害警備本部等の設置、警備部隊の編成を行い、被災地での警備

体制を確立する。

また、沖縄県警察本部に設置される災害警備本部等から特に命令のない限り、那覇・豊見城警察署長は、管内の災害に対し一般事務の処理に必要な最小限度の要員を除いた全署員をもって部隊を編成し、被災地の警備に当たる。

警備体制発令時における警備措置は次のとおりとする。

時 期	警 備 措 置	
準備体制段階	○災害警戒連絡室（本部）の設置 ○気象、災害情報の収集及び伝達 ○装備資機材の準備 ○警察施設の防護	○事前広報 ○関係機関との連絡 ○通信の確保
警戒体制段階	○準備体制段階の続行 ○災害警備（準備）本部の強化 ○警備部隊の編成及び事前配置 ○広報体制の確立 ○補給	○警備本部要員の招集 ○装備資機材の事前配備 ○警備部隊の応援要請
非常体制段階	○非常体制段階の続行 ○避難誘導及び警戒措置 ○行方不明者の捜索及び死体の見分 ○犯罪の予防及び検挙 ○交通秩序の維持及び交通規制の実施	○被害調査 ○救出・救助活動 ○応援部隊の派遣調整 ○広報活動

## 第2 消防団の協力

消防団が主力となり署隊、警察署、各協力団体、警備業者等と連携・協力し、防火、窃盗その他の犯罪防止のための巡回パトロールを行う。

また、関係各部は、その所管する施設や業務に基づき必要な「警備・防犯」活動の協力をを行う。

### 第3節 秩序維持・犯罪の鎮圧（担当：警察署、那覇海上保安部）

那覇・豊見城警察署は、大規模災害の発生後に予想されるさまざまな社会的混乱に対して、被災地及びその周辺の安全を確保するために自主防災組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。また、必要により避難所等に臨時派出所を設置して防犯活動を行い、被災地に限らず災害に便乗した犯罪予防及び取締り活動、その他公共の安全と秩序を維持する活動を実施する。

那覇海上保安部は、被災地付近の海上において巡視船舶を配置し、速やかな安全確保に努める。

## 第17章 ライフラインの応急対策

項目	初動	応急	復旧	担当 ( <span style="border: 1px solid black;">文字</span> は主担当、斜字は副担当)
第1節 大規模地震発生時の緊急対策	●			—
第2節 上水道の応急、復旧対策	●	●		<span style="border: 1px solid black;">上下水道部水道関連各班</span>
第3節 下水道の応急、復旧対策	●	●		<span style="border: 1px solid black;">廃棄物対策班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">水道総務班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">水道総務班</span> ( <span style="border: 1px solid black;">広報担当</span> )、 <span style="border: 1px solid black;">応急給水班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">下水道班</span>
第4節 電力の応急、復旧対策	●	●		<span style="border: 1px solid black;">関係機関</span>
第5節 電話の応急、復旧対策	●	●		<span style="border: 1px solid black;">関係機関</span>
第6節 ガスの応急、復旧対策	●	●		<span style="border: 1px solid black;">関係機関</span>

### 第1節 大規模地震発生時の緊急対策

市域を大規模な地震が襲った場合における「ライフライン」の応急対策の実施にあたっては以下の5点を基本指針とする。

#### 【基本方針】

- 被害拡大要因となり得る「電気、ガス」については、ガスは地震発生直後に、また電気は消防、警察等の要請により、それぞれ被害甚大地域への供給停止措置をとる。
- 被害防止要因としての役割が期待される「水道、電話」については、少なくとも地震発生直後相当の時間に関し供給を継続する。
- あらかじめ調査地域分担を定め、「被災概要」の早期把握に努める。
- 市、県等行政機関並びに各ライフライン機関は、連携・協力して代替サービスの供給を行う。
- 復旧は、「供給・処理」施設から「需要・末端」施設へ向けて行う。また、学校、病院、避難所等の施設から優先的に復旧するとともに各ライフライン機関が相互に連携・協力して行う。

### 第2節 上水道の応急、復旧対策（担当：上下水道部水道関連各班）

上水道施設が被災し、機能停止した場合は、給水のための重要度及び修理の可能性等を考慮して、応援協定を締結している団体及び民間事業者の応援を求める。

また、大規模地震の発生により、重大な水道水質被害等が起きた場合は、県内各水道事業者で締結した「沖縄県水道災害相互応援協定」及び日本水道協会沖縄県支部を經由し、県内各水道事業者及び日本水道協会九州地方支部に要請を行う。

## 第1 応急対策

### 1 被害調査

被害調査を次の順で行う。

配水管の被害調査	緊急配水調査
① 主要幹線系統	① 配水池
② 連絡管系統	② 配水設備
③ 給水拠点系統	③ 連絡管の調査

### 2 応急対策活動

上水道施設の復旧にあたって、次の応急対策を実施する。また、被災者に対しては給水車を活用する等、速やかに緊急給水を実施する。

- 漏水を確認した時は、バルブ操作により飲料水を確保する。
- 配水管の破損に対しては、区間断水を行う。
- 配水管等の被害のない地区でも必要最小限に給水を制限する。
- 配水池から給水栓に至るまでの水質を監視する。

## 第2 復旧対策

### 1 資機材、車両、人材の確保

資機材等は、基本的に市所有のものを使用する。また、必要に応じて協定団体、民間工事業者、他市町村の水道事業者の協力を得る。

### 2 災害時の広報

市民に対し、破損箇所、注意事項、復旧作業の状況を広報する。

#### 【各復旧対策順位】

- 施設は、①送水・配水施設、②給水装置の順で行う。
- 管は、①送水管、②配水管の順で行い、破裂折損を優先して、給水可能区域の拡大を図る。
- 配水管路は、配水池から給水拠点までの、①配水管、②病院、③学校等、④緊急給水施設の順で行う。
- 給水装置は、配水管の通水機能に支障を及ぼすもの、主要道路で発生した路上漏水、建築物その他の施設に大きな被害を及ぼすおそれのあるものの順で行う。

## 第3 応援要請

大規模地震発生により、市のみでは迅速な応急復旧活動が困難な場合は、応援協定締結先に応援を要請する。また、日本水道協会沖縄県支部を経由し、日本水道協会九州地方支部に要請を行う。

- 【資料編】 12-3(1) 沖縄県水道災害相互応援協定
- 12-3(2) 沖縄県水道災害相互応援協定実施細目
- 12-3(3) 沖縄県水道施設災害における応急復旧に関する協定書
- 12-3(4) 災害時等における応急活動の協力に関する協定
- 12-3(5) 災害時等における応急措置等への協力に関する協定

### 第3節 下水道の応急、復旧対策

(担当：**廃棄物対策班**、**水道総務班**、**水道総務班（広報担当）**、**応急給水班**、**下水道班**)

下水道施設が被災し、機能停止した場合は、県と連携し、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序についてはポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠枘及び取付管等の復旧を行う。

#### 第1 応急対策

被災後は、下水道班は直ちに施設の被害調査を行い、次の応急対策を実施する。

- 汚水管渠は、汚水の排除に支障のないよう、移動式ポンプを配置する。
- 多量の塵芥等により管渠の閉塞または流下が阻害されないよう、マンホール等に流入防止等の応急措置を行う。

#### 第2 復旧対策

##### 1 資機材、車両、人材の確保

資機材等は、基本的に市所有及び協力団体のものを使用する。工事施工中の箇所は、工事請負者に被害を最小にとどめるよう、状況に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

##### 2 仮設トイレの設置

廃棄物対策班は、状況により、次の場所に必要数の仮設トイレを設置する。

##### 【仮設トイレ設置予定場所】

- 下水道使用不能地域にある避難所
- 住宅密集地の公園等

##### 3 災害時の広報

水道総務班（広報担当）は、下水道班と連携し、市民に対して破損箇所、排水禁止区域、排水できない場合の措置等を広報する。

#### 第3 応援要請

大規模地震発生により、市のみでは迅速な応急復旧活動が困難な場合は、日本下水道管路管理業協会、沖縄県内の下水道施設を管理する締結市町村等、または九州・山口ブロック関係団体へ応援を要請する。

- 【資料編】 12-3(6) 災害時における下水道施設を管理する市町村等の相互応援に関する協定
- 12-3(7) 災害時における沖縄県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定
- 12-3(8) 九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルール

**第4節 電力の応急、復旧対策（担当：関係機関）**

災害により電力の供給が停止し、または停止するおそれがあるときは、沖縄電力(株)が定める防災業務計画により電力の応急、復旧対策を実施する。

また、次の点に留意する。

- 水道施設、市役所、警察署、消防署、NTT施設、病院、避難所、報道機関、その他重要施設に対しては、優先的に送電する。
- 市民に対し、電線等による感電防止、被害状況、復旧の見通しを広報する。

**第5節 電話の応急、復旧対策（担当：関係機関）**

災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合は、NTT西日本及び携帯事業者が防災業務計画により応急、復旧対策の措置を講ずる。

**1 応急対策**

NTT西日本沖縄支店内に災害対策の本部を設置し、次の応急対策活動にあたる。

- |                  |               |
|------------------|---------------|
| ○設備、資機材の発動準備及び点検 | ○最小限の通信の確保    |
| ○非常用可搬型交換装置の設置   | ○特設用公衆電話の設置   |
| ○臨時回線の作成         | ○通信の利用制限      |
| ○非常電話、緊急通話の優先    | ○災害用伝言ダイヤルの提供 |

**2 復旧対策**

次のような復旧計画を策定し、復旧にあたる。

- 災害救助、秩序の維持等の緊急社会活動のため必要と認められる最小限の回線
- 災害救助、秩序の維持、交通、通信、電力の供給確保及び災害情報の収集等社会活動等のため必要と認められる回線
- 公衆電話及び平常の通信サービスを維持するに必要と認められる回線

**第6節 ガスの応急、復旧対策（担当：関係機関）**

災害が発生した場合は、沖縄ガス(株)が定める防災計画により応急、復旧対策の措置を講ずる。また、次の点に留意する。

- 市民に対し、被害状況、復旧の見通しを広報する。
- 漏洩事故が発生した場合は、次の事項に重点をおいて処置する。
  - ・警察、消防機関等への通報
  - ・ガス漏れ応急処置
  - ・火災及び消防警戒区域の設定に対する協力
  - ・地域住民の避難、救出

## 第18章 都市公共施設の応急対策

項目	初動	応急	復旧	担当 ( <span style="border: 1px solid black;">文字</span> は主担当、斜字は副担当)
第1節 市の施設並びにその他の公共施設の応急、復旧対策	●	●		<span style="border: 1px solid black;">各施設管理者</span>
第2節 道路・橋梁の応急、復旧対策	●	●		<span style="border: 1px solid black;">道路建設班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">道路管理班</span>
第3節 河川管理施設の応急、復旧対策	●	●		<span style="border: 1px solid black;">下水道班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">消防部各班</span>
第4節 港湾施設の応急、復旧対策	●	●		<span style="border: 1px solid black;">総務総括班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">都市計画班</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">那覇港管理組合</span>
第5節 空港施設の応急、復旧対策	●	●		<span style="border: 1px solid black;">都市みらい部</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">那覇空港事務所</span>

### 第1節 市の施設並びにその他の公共施設の応急、復旧対策（担当：各施設管理者）

#### 第1 施設管理者の応急措置

災害が発生した場合、市庁舎・支所、公民館、図書館等の市公共施設、社会福祉施設の管理者は、利用者の安全確保と施設機能の早期回復のため、次のような応急措置を講ずる。

##### 【施設管理者の応急措置内容】

- |             |                          |
|-------------|--------------------------|
| ○避難対策の実施    | ○施設が被災した場合、安全確保のため立入禁止措置 |
| ○混乱の防止      | ○本部への通報                  |
| ○施設入所者の人命救助 | ○施設の応急復旧活動の実施            |

#### 第2 施設利用者、入所者の安全確保の方針

施設利用者、入所者の人命救助を第一とし、避難対策で講じた応急措置のあらましを、本部へ速やかに報告する。館内放送、職員の案内等により、災害時における混乱の防止措置を講ずる。

#### 第3 施設建物の保全の方針

施設建物の保全は、防災活動の拠点となるものについて重点的に実施するものとし、施設建物の被害状況を早急に調査のうえ、次の措置をとる。

##### 【施設の応急保全措置】

- |  |
|--|
| ○危険箇所の緊急保安措置、危険防止の保全措置                                 |
| ○機能確保のための必要最小限度内の復旧措置を実施する。                            |
| ○電気、ガス、水道、通信施設等の設備関係の応急措置及び補修が対応困難な場合は、関係機関の応援を得て実施する。 |

##### 【その他の留意事項】

- |                       |
|-----------------------|
| ○火気使用設備器具及び消火器具等の点検検査 |
| ○ガラス類等の危険物の処理         |

- 危険箇所への立ち入り禁止の表示
- 社会福祉施設は、福祉避難所となることを想定する。

## 第2節 道路・橋梁の応急、復旧対策（担当：道路建設班、道路管理班）

災害が発生した場合、道路管理者は、それぞれの所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、応急措置を行う。

### 第1 応急対策

道路管理者は、全力をあげて復旧に努めるとともに、迂回道路等の有無を十分調査し、迂回道路のある場合は直ちにこれを利用して交通を確保する。

区 分	実 施 内 容
被害状況の調査・把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路管理班は、災害が発生した場合、直ちに次の事項を所管する道路管理者に報告する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害の発生した日時及び場所</li> <li>・被害の内容及び程度</li> <li>・迂回道路の有無</li> </ul> </li> <li>○関係機関から道路に関する情報を収集するほか、自動車の運転者、地域住民等が決壊崩土、橋梁流失等の災害を発見した際に直ちに市長に報告するよう、平常時より指導・啓発する。</li> </ul>
道路管理者・道路占用施設管理者への通報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市道以外の道路が損壊等により通行に支障をきたす場合は、道路管理者に通報し、応急復旧の実施を要請する。</li> <li>○道路各占用施設（上下水道、電気、ガス、電話等）の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び道路管理者にその旨を通報する。</li> </ul>
交通規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通行が危険な路線、区間は、警察署に通報し、通行止め、交通規制等の措置を要請する。また、周知措置等、市民の安全確保のための措置をとる。</li> </ul>

### 第2 復旧対策

道路管理者は、速やかに復旧対策を実施する。

区 分	実 施 内 容
道路の応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害を受けた市道について市内建設業者等の協力により、応急復旧を実施する。なお、市道以外の道路について、事態が緊急を要し当該道路管理者による応急復旧を待ついとまがない場合は、必要最小限度の範囲で応急復旧を実施する。</li> <li>○道路の応急復旧が困難な場合は、知事、自衛隊に対し応援を求める。</li> </ul>
応急工事の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害状況に応じて次の仮工事により、応急工事を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・排土作業または盛土作業</li> <li>・仮舗装作業</li> <li>・障害物の除去</li> <li>・仮道、さん道、仮橋等の整備</li> </ul> </li> <li>○被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために必要な道路から重点的に実施する。</li> </ul>
仮設道路の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路が破損し、復旧が不可能で他に交通の方法がない場合は、関係機関と協議のうえ、仮設道路を設置する。</li> </ul>

**第3節 河川管理施設の応急、復旧対策**（担当：下水道班、消防部各班）

災害により、河川及び排水機場等の施設が被害を受けた場合は、各施設を所管する機関と協力して、応急復旧に努め、排水に全力を尽くす。

**第1 応急対策**

**1 施設の巡視**

災害が発生した場合、消防部各班は水防活動と並行して下水道班で巡視し、その状況を総務総括班を通じて本部長、県に報告する。

**【重点巡視箇所】**

- |                               |                                |                                 |
|-------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 管内施設 | <input type="checkbox"/> 工事中箇所 | <input type="checkbox"/> 水害危険箇所 |
|-------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|

【資料編】4-6 重要水防区域一覧

**2 被害発生時の措置**

災害により河川管理施設に被害が発生した場合は、直ちに県に報告し、次の措置を行う。

**【被害発生時の応急措置】**

- |                                       |                                  |
|---------------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 移動排水ポンプの派遣要請 | <input type="checkbox"/> 排水作業    |
| <input type="checkbox"/> 内水被害の拡大防止    | <input type="checkbox"/> 技術指導の要請 |

**第2 復旧対策**

堤防、護岸、水門、海岸等の被害について調査し、速やかに応急復旧を要請する。

**第4節 港湾施設の応急、復旧対策**（担当：総務総括班、都市計画班、那覇港管理組合）

災害等による港湾施設の応急・復旧対策は那覇港管理組合が行う。なお、海上災害については、第4編「第22章 海上災害対策」に準じて行う。

**第1 確認・報告**

都市計画班は、管理に属する護岸、岸壁等に被害が発生した場合は、那覇港管理組合と連絡をとり、被害の発生した日時及び場所、被害内容及び程度、泊地内での沈没船舶の有無について総務総括班を通じて土木事務所長等に報告する。

**第2 海上交通の安全確保**

港内の船舶交通に支障がある場合は、総務総括班は、那覇海上保安部に通報し、海上交通の安全確保を要請する。

**第5節 空港施設の応急、復旧対策**（担当：都市みらい部、那覇空港事務所）

大規模な災害等による那覇空港施設の応急・復旧対策は、那覇空港事務所が行う。

## 第19章 農水産物対策

項目	初動	応急	復旧	担当 ( <span style="border: 1px solid black;">文字</span> は主担当、斜字は副担当)
第1節 農産物応急対策		●		<span style="border: 1px solid black;">商工農水班</span>
第2節 家畜応急対策		●		<span style="border: 1px solid black;">商工農水班</span>
第3節 水産物応急対策		●		<span style="border: 1px solid black;">商工農水班</span>

### 第1節 農産物応急対策 (担当：商工農水班)

#### 第1 種苗対策

商工農水班は、災害により農作物のまきかえ及び植え替えを必要とする場合は、農業協同組合に必要種苗の確保を要請するとともに、県（園芸振興班）に報告する。

#### 第2 病虫害防除対策

商工農水班は、県（営農支援班）の指示に従い、病虫害の緊急防除対策を行う。

### 第2節 家畜応急対策 (担当：商工農水班)

#### 第1 家畜の管理

地震後の降雨等により、浸水、がけ崩れ等の災害が予想されるとき、または、発生したときは、飼育者において家畜を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難場所の選定、避難方法について必要があるときは、市においてあらかじめ計画しておく。

#### 第2 伝染病対策

伝染病の発生を予防するため、災害地域の農場に対して、県は市の協力を得て家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準等の遵守を指導する。

診断の必要な家畜は、市の要請により家畜診療所獣医師等を災害地域へ派遣する。

また、災害による死亡家畜は、所有者に対して市に届出を行わせるとともに、家畜防疫班は死体の埋没または焼却を指示する。

#### 第3 飼料の確保

家畜飼料の不足が予想される場合には、県へ要請を行い、各農家の飼料の確保に協力する。

第3節 水産物応急対策（担当：商工農水班）

漁業関係者等の船舶の被害調査を、「第2章 情報の収集・伝達、災害警戒」に基づいて行う。災害により水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合は、県は市の要請に基づき、その生産を確保するためのあっせんの措置を講ずる。また、水産養殖物に魚病発生のおそれがある場合、または発まん延防止のため市の要請があった場合は、県は水産試験研究機関に対し、防除対策について指導を行わせる。

## 第20章 道路災害対策

項目	初動	応急	復旧	担当 ( <u>文字</u> は主担当、 <u>斜字</u> は副担当)
第1節 市街地における道路災害対策	●			<u>総務総括班</u> 、 <u>都市計画班</u> 、 <u>道路管理班</u> 、 <u>消防部各班</u> 、 <u>各担当班</u>
第2節 高速道路における道路災害対策	●			<u>総務総括班</u> 、 <u>健康部各班</u> 、 <u>消防部各班</u> 、 <u>各担当班</u> 、 <u>関係機関</u>

## 第1節 市街地における道路災害対策

(担当：総務総括班、都市計画班、道路管理班、消防部各班、各担当班)

多重衝突や道路構造物の被災等により多数の死傷者が発生した場合、災害の状況に応じ、各実施機関が協力して応急対策活動を行う。

## 1 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

区分	実施内容
道路管理者	○速やかに関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。
市	○人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。 (注) タンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等を行う必要がある事故が発生した場合は、第一報を県に加え、消防庁に対しても報告する。
県	○市から情報を収集するとともに、自らも被害状況を把握し、消防庁・国土交通省及び関係省庁に連絡する。
県警察本部	○被害に関する情報を把握し、警察庁に連絡する。

## 2 応急活動及び活動体制の確立

区分	実施内容
道路管理者	○発生後、速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずる。
市	○「第1章 応急活動体制」の定めるところにより、発生後速やかに必要な体制をとる。

## 3 救助・応急、医療及び消火活動

区分	実施内容
道路管理者	○市等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。
県市	○救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。また、災害の状況に応じ、多数の負傷者に対する医療救護活動が必要となった場合には、「第9章 災害時の医療救護」に準じて医療救護体制を確立する。 (注) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関

区 分	実施内容
	が携行し、必要に応じ、民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

#### 4 道路、橋梁等の応急措置

区 分	実施内容
道路管理者	○道路、橋梁等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的にその被害状況に応じて、排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事により一応の交通の確保を図る。 ○類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。
道路管理者 道路占有施設設置者 (上下水道・電気・ガス・電話等)	○所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所有する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。 ○道路管理者は、類似災害の再発防止のために被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。
県警察本部	○被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設点検を行う等必要な措置を講ずる。

#### 5 その他道路管理者の応急措置

##### (1) 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

##### (2) 再発防止対策

道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

### 第2節 高速道路における道路災害対策 (担当：総務総括班、消防部各班、各担当班、関係機関)

沖縄自動車道那覇～許田インターチェンジ間または沖縄自動車道で火災、交通事故等の災害が発生した場合は、「沖縄自動車道における消防相互応援協定」等に基づき、協定締結市、西日本高速道路(株)九州支社沖縄高速道路事務所等と協力して、消防・救急等の業務を迅速かつ適切に実施する。

【資料編】12-1(2) 沖縄自動車道における消防相互応援協定書

12-1(3) 沖縄自動車道における消防及び救急等の業務に関する覚書

## 第21章 危険物等対策

項目	初動	応急	復旧	担当 ( <u>文字</u> は主担当、 <u>斜字</u> は副担当)
第1節 危険物、火薬類、高圧ガス等の保有施設対策	●			消防部各班、警察署、那覇海上保安部、関係機関、各担当班
第2節 毒物・劇物保有施設対策	●			総務総括班、秘書広報班、平和交流・男女参画班、企画財務部各班、学校教育班、教育相談班、学務班、教育研究班、消防部各班、健康部各班、警察署、那覇海上保安部、関係機関

### 第1節 危険物、火薬類、高圧ガス等の保有施設対策

(担当: 消防部各班、警察署、那覇海上保安部、関係機関、各担当班)

危険物、火薬類、高圧ガスの保有施設が危険な状態となった場合、施設責任者、市及び防災関係機関は、次の応急措置を実施する。危険物、火薬類、高圧ガス、放射性物質等の防御対策は、「那覇市消防計画」による。

区分	応急実施措置内容
施設責任者	1 危険物施設 (以下の応急措置とともに、消防、警察、関係機関等に通報する) ○施設の実態に応じ、危険物の流出または出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防災措置を講ずる。 ○タンク破損等により漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置を講ずる。 ○従業員及び周辺住民に対する安全措置を講ずる。
	2 高圧ガス施設 (以下の応急措置とともに、消防、警察、関係機関等に通報する) ○火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。 ○直ちに製造または消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、または大気中に安全に放出し、この作業に必要な作業員以外の者を退避させる。 ○充填容器等を安全な場所に移す。
	3 火薬類施設 (以下の応急措置とともに、消防、警察、関係機関等に通報する) ○火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。 ○時間的余裕のある場合において、貯蔵火薬類を他地域に搬送する。 ○搬送経路が危険、または搬送する時間的余裕がない場合は、火薬類を水中に沈める等の措置を講ずる。
市	施設の責任者と緊密な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難勧告または避難指示（緊急）及び広報活動等を実施するとともに、避難住民を保護し、状況に応じて避難所を開設する。

区分	応急実施措置内容
県	1 高圧ガス施設 ○高圧ガス保管施設の全部または一部の使用の停止を命ずる。 ○高圧ガスの製造、引渡し、貯蔵、移動、消費または廃棄を一時禁止し、または制限する。 ○高圧ガスまたはこれを充填した容器の廃棄または所在場所の変更を命ずる。
	2 火薬類施設 ○火薬類保管施設管理者及び消費者に対して、製造施設または火薬庫の全部または一部の使用の一時停止を命ずる。 ○火薬類保管施設管理者及び消費者、その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費または廃棄を一時禁止し、または制限する。 ○火薬類の消費者に対して、火薬類の所在場所の変更またはその廃棄を命ずる。
警察署 那覇海上保安部	警察署は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等、災害拡大防止の措置を行う。 那覇海上保安部は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等、災害拡大防止措置を行う。

**第2節 毒物・劇物保有施設対策**

(担当：総務総括班、秘書広報班、平和交流・男女参画班、企画財務部各班、学校教育班、教育相談班、学務班、教育研究班、消防部各班、健康部各班、警察署、那覇海上保安部、関係機関)

毒物・劇物を保有する事業所等において、火災その他の事故が発生し、毒物劇物が発生し、飛散する等して保健衛生上の危害が発生し、または発生するおそれがある場合は、これらの危険を防除するため、市、各防災関係機関及び施設の責任者は、次の応急措置を実施する。

区分	応急実施措置内容
施設責任者	○発火源の除去、毒物・劇物を安全な場所へ移動し、タンク破壊等による漏出防止及び除毒措置等の安全措置を講ずるとともに、消防、警察、保健所、関係機関等へ直ちに通報する。 ○従業員及び周辺住民に対する安全措置を講ずる。 ○消防隊の到着に際しては、誘導員を配置する等して進入を容易にし、かつ災害の状況及び事業所内の毒物・劇物の保有量及び保有位置等について報告する。
市	○消防部各班、総務総括班、企画財務部各班、学校教育班、教育相談班、学務班、教育研究班、健康部（保健所）は、施設の責任者と緊密な連絡を図り、必要に応じ次の措置を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供</li> <li>・広報活動及び警戒区域に対する規制</li> <li>・市民等に対する（有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの）避難勧告、避難指示（緊急）、避難誘導</li> <li>・避難住民の保護、避難所の開設</li> <li>・汚染区域の拡大防止措置</li> <li>・関係機関との情報連絡。また、これらの施設に対する応急措置は、「那覇市消防計画」により対処する。</li> </ul>

区分	応急実施措置内容
県	<ul style="list-style-type: none"><li>○毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。</li><li>○毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。</li><li>○関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努める。</li></ul>
警察署 那覇海上 保安部	<ul style="list-style-type: none"><li>○警察署は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等、災害拡大防止の措置を行う。</li><li>○那覇海上保安部は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等、災害拡大防止措置を行う。</li></ul>

## 第22章 在港船舶対策

項目	初動	応急	復旧	担当 ( <u>文字囲</u> は主担当、斜字は副担当)
第1節 船舶の被害防止対策	●			<u>那覇海上保安部</u> 、 <u>関係機関</u>
第2節 船舶の津波避難	●			<u>那覇海上保安部</u>

### 第1 船舶の被害防止対策 (担当: 那覇海上保安部、関係機関)

災害が発生するおそれがある場合は、那覇海上保安部及び関係機関が無線連絡等または船艇の巡回伝達等により在港船舶及び沿岸航行中の船舶に通報し、災害情報の周知徹底を図るほか、次の措置を講ずる。

- 港内停泊船は、安全な海域に移動させる。
- 岸壁けい留船舶は離岸して安全な海域に移動させるか、離岸できないときはけい留方法について指導する。
- 荷役中の船舶は、速やかに荷役終了または中止させる。
- 航行中の船舶は、早目に安全な海域に避難するよう勧告する。
- 災害により港内または港の境内付近に船舶交通を阻害するおそれのある漂流物、沈没物、その他の物体を生じたときは、その物体の所有者等にその物件の除去等について指導する。

### 第2 船舶の津波避難 (担当: 那覇海上保安部)

津波に対する船舶等の避難は、第6章 第1節「第3 津波が発生した時の措置」を参照する。